

地方分権改革事例 100

～個性を活かし自立した地方をつくる～

平成 26 年 6 月

内閣府地方分権改革推進室

目次

<子育て・福祉・健康>

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	—東京都—	1
2	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	—大阪府大阪市—	2
3	私立保育所の認可及び指導監督	—和歌山県田辺市—	3
4	未熟児の訪問指導	—神奈川県開成町—	4
5	育成医療の支給	—高知県四万十町—	5
6	保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」	—新潟県長岡市—	6
7	「いしかわ子ども総合条例」の制定	—石川県—	7
8	子育て日本一のまちを目指した協働による取組	—岐阜県大垣市—	8
9	地価が高い地域の特別養護老人ホームの基準	—東京都—	9
10	特別養護老人ホームの食堂の面積・設置基準	—岡山県岡山市—	10
11	地域密着型介護老人福祉施設の居室定員	—宮城県登米市—	11
12	社会福祉施設の非常災害対策	—山口県—	12
13	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	—神奈川県相模原市—	13
14	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	—北海道芽室町—	14
15	介護支援ボランティア制度	—東京都稲城市—	15
16	地域における認知症サポート	—熊本県—	16
17	障害者グループホームの設置基準の緩和	—兵庫県—	17
18	障害者相談員への相談業務の委託	—茨城県水戸市—	18
19	障がい者千人雇用推進条例の制定	—岡山県総社市—	19
20	福祉分野の相談機関の再編・統合	—愛知県—	20
21	医師会等と7市2町の協働による地域医療ネットワーク	—埼玉県加須市等—	21
22	大学・企業との協定による市民の健康づくり	—京都府向日市—	22
23	朝ごはん条例の制定	—青森県鶴田町—	23
24	受動喫煙防止条例の制定	—神奈川県—	24

<まちづくり>

25	地域の実情に応じた都市計画の決定	—埼玉県新座市—	25
26	開発行為の許可	—秋田県横手市—	26
27	歴史的風土保存区域における行為規制	—奈良県—	27
28	風致地区内における建築許可	—香川県—	28
29	津波避難路の基準	—宮城県—	29
30	すり抜け車両防止のための停車帯幅員の縮小	—愛知県—	30
31	交通量の少ない道路の整備基準	—和歌山県九度山町—	31
32	坂の多い地域の道路構造基準	—長崎県長崎市—	32
33	道路標識に記載するローマ字の大きさ	—静岡県—	33
34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準	—石川県金沢市—	34
35	公営住宅の間取りに関する基準	—京都府八幡市—	35
36	公営住宅における子育て世帯支援	—神奈川県横浜市—	36
37	降灰地域の都市公園の基準	—鹿児島県—	37
38	国定公園内における行為許可	—新潟県柏崎市—	38
39	空き家適正管理条例の制定	—秋田県大仙市—	39
40	屋外広告物の規制	—岐阜県各務原市—	40
41	町民協働による景観づくり	—鹿児島県長島町—	41
42	景観まちづくり条例の制定	—静岡県下田市—	42
43	農地の権利移動の許可	—和歌山県和歌山市—	43
44	農地転用の許可	—熊本県熊本市—	44

<教育・文化>

45	公立小中学校の少人数学級編制	—山形県—	4 5
46	府費負担教職員の任命権	—大阪府豊能地区—	4 6
47	「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹	—兵庫県伊丹市—	4 7
48	体験型修学旅行の誘致	—広島県大崎上島町—	4 8
49	文化振興条例の制定	—兵庫県高砂市—	4 9
50	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受理	—広島県広島市—	5 0
51	図書館協議会の委員の任命基準	—愛知県豊田市—	5 1

<生活・安全>

52	NPO活動の総合的支援	—宮城県仙台市—	5 2
53	NPO活動の総合的支援	—佐賀県基山町—	5 3
54	一般旅券の申請受理・交付	—佐賀県—	5 4
55	一般旅券の申請受理・交付	—埼玉県—	5 5
56	多重債務相談窓口と連携した自主納税の促進	—埼玉県桶川市—	5 6
57	市民マナー条例の制定	—静岡県浜松市—	5 7
58	いじめ等防止条例の制定	—兵庫県小野市—	5 8
59	火薬類の消費許可	—群馬県前橋市—	5 9
60	高圧ガス事業者に対する指導監督	—大阪府大阪市—	6 0

<環境・衛生>

61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理	—大阪府南河内地区—	6 1
62	水資源保全条例の制定	—北海道—	6 2
63	地下水保全条例の制定	—沖縄県宮古島市—	6 3
64	元気な山里海づくり	—石川県—	6 4
65	環境未来都市の推進	—福岡県北九州市—	6 5
66	エネルギーの地産地消	—山梨県—	6 6
67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準	—福島県—	6 7
68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可	—兵庫県多可町—	6 8
69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり	—高知県—	6 9
70	水道技術管理者の資格基準	—宮城県仙台市—	7 0
71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督	—山梨県—	7 1
72	浄化槽設置の届出受理	—鳥取県—	7 2
73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理	—沖縄県那覇市—	7 3

<産業・雇用・観光>

74	市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準	—徳島県鳴門市—	7 4
75	民間事業者による空き公共施設の有効活用	—秋田県大館市—	7 5
76	廃校となった学校施設の有効活用	—高知県本山町—	7 6
77	若者定住住宅条例の制定	—島根県美郷町—	7 7
78	産学官が一体となった農商工観連携の推進	—長野県須坂市—	7 8
79	アウトドアスポーツ振興条例の制定	—群馬県みなかみ町—	7 9
80	食のまちづくり条例の制定	—福井県小浜市—	8 0
81	日本酒乾杯推進条例の制定	—佐賀県鹿島市—	8 1
82	富士山ネットワーク会議	—静岡県富士市等—	8 2

<住民自治>

83	公開プレゼンによる市民参加型の事業採択	—山形県山形市—	8 3
84	ちば市民協働レポート実証実験	—千葉県千葉市—	8 4
85	みたかまちづくりディスカッション	—東京都三鷹市—	8 5
86	智頭町百人委員会	—鳥取県智頭町—	8 6

87	「地域自主組織」によるまちづくり	－島根県雲南市－	87
88	まちづくり出前講座	－広島県江田島市－	88
89	提案型公共サービス改善制度	－佐賀県－	89
90	協働指針を活かしたまちづくり	－大分県日出町－	90

<議会>

91	傍聴者の増加による議会活性化	－茨城県大洗町－	91
92	議会改革の推進	－三重県－	92
93	市民に開かれた議会	－三重県鳥羽市－	93

<推進体制等>

94	県と市町村の機能合体	－秋田県－	94
95	権限移譲の計画的な推進と情報発信	－栃木県－	95
96	政策法務体制の整備	－千葉県－	96
97	県町村会による自治体クラウド	－神奈川県町村情報システム共同事業組合－	97
98	広域連携による地域づくり	－長野県飯田市－	98
99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組	－広島県広島市－	99
100	予算要望から政策提言への移行	－徳島県－	100

この事例集は、内閣府地方分権改革推進室が平成25年9月から10月にかけて行った地方公共団体の事例調査や、平成26年2月に開催された地方分権改革有識者会議、地方懇談会で紹介のあった事例等の中から、実効性（制度改正を活用するなどにより効果が上がっている取組か）、地域性（地域独自の背景や課題を踏まえた取組か）、先進性（全国に先駆けた先進的な取組か）、波及性（他の地方公共団体への波及が見込める取組か）等の観点に立って、特色のある事例を整理したものである。

本事例集の見方

分類キーワード

○「事例のポイント」は、各事例の概要を簡潔に記載しています。

○各事例の詳細は、「背景・目的」「内容」「効果」に区分して整理しています。

○「分類キーワード」の上段は、事例の内容により、以下の政策分野で分類しています。

- ①子育て・福祉・健康、②まちづくり、③教育・文化、④生活・安全、⑤環境・衛生、⑥産業・雇用・観光、⑦住民自治、⑧議会、⑨推進体制等

○「分類キーワード」の下段は、各事例が、地方分権改革とどのような関連を有するのか分かるよう、以下のとおり、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望」(35～39 頁)に記載された取組類型で分類しています。

(1) 国の制度改革を活かした取組

① 権限移譲

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第2次一括法等により、都道府県から市町村へ権限を移譲したものの。

② 義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第1次一括法、第2次一括法等により義務付け・枠付けの見直し（「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」などの見直し）を行ったもの。

③ 必置規制の見直し

国による、地方公共団体の組織や職の設置の義務付け（必置規制）について、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、その廃止・緩和を行ったもの。

④ 補助対象財産の財産処分の弾力化

「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・移譲先を問わず、また、国庫納付を求めないことなどを行ったことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。

⑤ 法定外税

地方税法に定める税目（法定税）以外に、地方公共団体が条例で税目を新設したものの。

⑥ 条例による事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度（地方自治法252条の17の2）により、都道府県から市町村に権限移譲したものの。

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

① 住民との協働・参画

住民と行政との協働や、住民の政策形成過程への参画により、独自施策の展開を図ったもの。

② 自主条例の活用

様々な地域課題に対応するため、法令等に基づき制定義務のある条例以外に地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めたもの。

③ 地方議会の活性化

議員提案条例の制定や議会情報の発信など、地方議会の活性化を図ったもの。

④ 地方公共団体間の協働

事務の共同処理など、複数の地方公共団体が協働して、施策の推進を図ったもの。

⑤ 推進体制の整備等

地方公共団体が施策を行うための推進体制の整備等を図ったもの。

○「人口」は、総務省が取りまとめている、「住民基本台帳に基づく人口（平成25年3月31日現在）」を引用しています。（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei/02_02000055.html）

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し																	
団体名	東京都	人口 13,142,640人																	
事例のポイント	<p>○ 東京都では、待機児童が多く地位の高い地域の状況を踏まえ、東京都独自の基準に基づく「認証保育所」制度を運営している。</p> <p>○ 第1次一括法による待機児童が多い地域における保育制度を踏まえ、平成24年3月、条例に「認証保育所」制度の実績を踏まえ、国の基準を緩和し、国庫補助を策定。</p>	事例のポイント																	
背景・目的	東京都の保育所利用希望者は年々増加しており、保育所の新規整備等により入所枠を拡大しているが、依然として8,000人を超える待機児童が存在している。保育所の増設に対応しているが、整備には多くの費用及び時間を要する。また年度途中に入所を希望する児童も多いため、途中入所も考慮した対策が必要であった。																		
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりの乳児室及びはふく室の面積については、国の省令基準でそれぞれ1.65㎡以上、3.3㎡以上とされていたが、第1次一括法で保育所の設備基準が条例委任され、さらに附則の規定により、待機児童が多く三大都市圏の住宅地の平均地価よりも住宅地の地価が高い地域で厚生労働大臣が指定する地域については、平成26年度末までは、合理的な理由があれば、通常よりべき基準（標準）と異なる基準を設定できるとされた。</p> <p>この法改正を受け、平成24年3月、東京都では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において、0・1歳児の乳児室及びはふく室の1人当たりの面積を一律3.3㎡以上とした上で、待機児童が多いと認められた地域において年度途中で定員を増やして入所させる場合には、独自の「認証保育所」制度の実績を踏まえて、保育の質が保たれると判断し、2.5㎡以上に緩和した（同年4月施行）。</p> <table border="1"> <caption>< 国の基準と東京都の基準の比較 ></caption> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準</th> <th>東京都基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">はふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認められた地域における年度途中の入所の場合</p>			国基準	東京都基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	はふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)
	国基準	東京都基準																	
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
はふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
効果	従来は、全国一律の基準であったが、自治体が行っている施策の実績を踏まえた基準を設定することで、地域のニーズにあった取組を実施できる。																		
担当課	東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課																		
関連サイト	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hokko/ninka/a_gyousei.html																		

○各事例について、分類キーワードの下段に掲げる地方分権改革の取組類型別に整理すると、以下のとおりです。

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

① 権限移譲

4	未熟児の訪問指導	－神奈川県開成町－	4
5	育成医療の支給	－高知県四万十町－	5
13	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	－神奈川県相模原市－	13
18	障害者相談員への相談業務の委託	－茨城県水戸市－	18
25	地域の実情に応じた都市計画の決定	－埼玉県新座市－	25
43	農地の権利移動の許可	－和歌山県和歌山市－	43
52	NPO活動の総合的支援	－宮城県仙台市－	52
74	市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準	－徳島県鳴門市－	74
95	権限移譲の計画的な推進と情報発信	－栃木県－	95
99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組	－広島県広島市－	99

② 義務付け・枠付けの見直し

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	－東京都－	1
2	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	－大阪府大阪市－	2
9	地価が高い地域の特別養護老人ホームの基準	－東京都－	9
10	特別養護老人ホームの食堂の面積・設置基準	－岡山県岡山市－	10
11	地域密着型介護老人福祉施設の居室定員	－宮城県登米市－	11
12	社会福祉施設の非常災害対策	－山口県－	12
17	障害者グループホームの設置基準の緩和	－兵庫県－	17
29	津波避難路の基準	－宮城県－	29
30	すり抜け車両防止のための停車帯幅員の縮小	－愛知県－	30
31	交通量の少ない道路の整備基準	－和歌山県九度山町－	31
32	坂の多い地域の道路構造基準	－長崎県長崎市－	32
33	道路標識に記載するローマ字の大きさ	－静岡県－	33
34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準	－石川県金沢市－	34
35	公営住宅の間取りに関する基準	－京都府八幡市－	35
36	公営住宅における子育て世帯支援	－神奈川県横浜市－	36
37	降灰地域の都市公園の基準	－鹿児島県－	37
45	公立小中学校の少人数学級編制	－山形県－	45
47	「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹	－兵庫県伊丹市－	47
51	図書館協議会の委員の任命基準	－愛知県豊田市－	51
67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準	－福島県－	67
70	水道技術管理者の資格基準	－宮城県仙台市－	70

③ 必置規制の見直し

20	福祉分野の相談機関の再編・統合	－愛知県－	20
----	-----------------	-------	----

④ 補助対象財産の財産処分の弾力化

75	民間事業者による空き公共施設の有効活用	－秋田県大館市－	75
76	廃校となった学校施設の有効活用	－高知県本山町－	76

⑤ 法定外税

69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり	－高知県－	69
----	--------------------	-------	----

⑥ 条例による事務処理特例制度

3	私立保育所の認可及び指導監督	－和歌山県田辺市－	3
---	----------------	-----------	---

14	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	－北海道芽室町－	1 4
26	開発行為の許可	－秋田県横手市－	2 6
27	歴史的風土保存区域における行為規制	－奈良県－	2 7
28	風致地区内における建築許可	－香川県－	2 8
38	国定公園内における行為許可	－新潟県柏崎市－	3 8
40	屋外広告物の規制	－岐阜県各務原市－	4 0
44	農地転用の許可	－熊本県熊本市－	4 4
46	府費負担教職員の任命権	－大阪府豊能地区－	4 6
50	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受理	－広島県広島市－	5 0
53	N P O活動の総合的支援	－佐賀県基山町－	5 3
54	一般旅券の申請受理・交付	－佐賀県－	5 4
55	一般旅券の申請受理・交付	－埼玉県－	5 5
59	火薬類の消費許可	－群馬県前橋市－	5 9
60	高圧ガス事業者に対する指導監督	－大阪府大阪市－	6 0
61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理	－大阪府南河内地区－	6 1
68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可	－兵庫県多可町－	6 8
71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督	－山梨県－	7 1
72	浄化槽設置の届出受理	－鳥取県－	7 2
73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理	－沖縄県那覇市－	7 3

(2)分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

①住民との協働・参画

6	保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」	－新潟県長岡市－	6
8	子育て日本一のまちを目指した協働による取組	－岐阜県大垣市－	8
15	介護支援ボランティア制度	－東京都稲城市－	1 5
16	地域における認知症サポート	－熊本県－	1 6
22	大学・企業との協定による市民の健康づくり	－京都府向日市－	2 2
40	屋外広告物の規制	－岐阜県各務原市－	<再掲>
41	町民協働による景観づくり	－鹿児島県長島町－	4 1
42	景観まちづくり条例の制定	－静岡県下田市－	4 2
48	体験型修学旅行の誘致	－広島県大崎上島町－	4 8
49	文化振興条例の制定	－兵庫県高砂市－	4 9
64	元気な里山里海づくり	－石川県－	6 4
65	環境未来都市の推進	－福岡県北九州市－	6 5
69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり	－高知県－	<再掲>
78	産学官が一体となった農商工観連携の推進	－長野県須坂市－	7 8
83	公開プレゼンによる市民参加型の事業採択	－山形県山形市－	8 3
84	ちば市民協働レポート実証実験	－千葉県千葉市－	8 4
85	みたかまちづくりディスカッション	－東京都三鷹市－	8 5
86	智頭町百人委員会	－鳥取県智頭町－	8 6
87	「地域自主組織」によるまちづくり	－島根県雲南市－	8 7
88	まちづくり出前講座	－広島県江田島市－	8 8
89	提案型公共サービス改善制度	－佐賀県－	8 9
90	協働指針を活かしたまちづくり	－大分県日出町－	9 0

②自主条例の活用

7	「いしかわ子ども総合条例」の制定	－石川県－	7
19	障がい者千人雇用推進条例の制定	－岡山県総社市－	1 9
23	朝ごはん条例の制定	－青森県鶴田町－	2 3
24	受動喫煙防止条例の制定	－神奈川県－	2 4
39	空き家適正管理条例の制定	－秋田県大仙市－	3 9

41	町民協働による景観づくり	－鹿児島県長島町－	<再掲>	4 1
42	景観まちづくり条例の制定	－静岡県下田市－	<再掲>	4 2
49	文化振興条例の制定	－兵庫県高砂市－	<再掲>	4 9
57	市民マナー条例の制定	－静岡県浜松市－		5 7
58	いじめ等防止条例の制定	－兵庫県小野市－		5 8
62	水資源保全条例の制定	－北海道－		6 2
63	地下水保全条例の制定	－沖縄県宮古島市－		6 3
66	エネルギーの地産地消	－山梨県－		6 6
75	民間事業者による空き公共施設の有効活用	－秋田県大館市－	<再掲>	7 5
77	若者定住住宅条例の制定	－島根県美郷町－		7 7
79	アウトドアスポーツ振興条例の制定	－群馬県みなかみ町－		7 9
80	食のまちづくり条例の制定	－福井県小浜市－		8 0
81	日本酒乾杯推進条例の制定	－佐賀県鹿島市－		8 1
90	協働指針を活かしたまちづくり	－大分県日出町－	<再掲>	9 0
③地方議会の活性化				
91	傍聴者の増加による議会活性化	－茨城県大洗町－		9 1
92	議会改革の推進	－三重県－		9 2
93	市民に開かれた議会	－三重県鳥羽市－		9 3
④地方公共団体間の協働				
21	医師会等と7市2町の協働による地域医療ネットワーク	－埼玉県加須市等－		2 1
46	府費負担教職員の任命権	－大阪府豊能地区－	<再掲>	4 6
60	高圧ガス事業者に対する指導監督	－大阪府大阪市－	<再掲>	6 0
61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理	－大阪府南河内地区－	<再掲>	6 1
82	富士山ネットワーク会議	－静岡県富士市等－		8 2
94	県と市町村の機能合体	－秋田県－		9 4
97	県町村会による自治体クラウド	－神奈川県町村情報システム共同事業組合－		9 7
98	広域連携による地域づくり	－長野県飯田市－		9 8
⑤推進体制の整備等				
56	多重債務相談窓口と連携した自主納税の促進	－埼玉県桶川市－		5 6
95	権限移譲の計画的な推進と情報発信	－栃木県－	<再掲>	9 5
96	政策法務体制の整備	－千葉県－		9 6
99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組	－広島県広島市－	<再掲>	9 9
100	予算要望から政策提言への移行	－徳島県－		10 0

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化		子育て・福祉・健康																		
			義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	東京都	人口	13,142,640人																		
事例のポイント	<p>○ 東京都では、待機児童が多く地価が高い地域の状況を踏まえ、東京都独自の基準に基づく「認証保育所」制度を運営している。</p> <p>○ 第1次一括法により改正された児童福祉法に盛り込まれた、待機児童が多い地域における保育所の国の基準を時限的に緩和できる特例措置を踏まえ、平成24年3月、条例において、年度途中で定員を超えた入所がある場合には、「認証保育所」制度の実績を踏まえ、国の基準を緩和した面積基準を策定。</p>																				
背景・目的	<p>東京都の保育所利用希望者数は年々増加しており、保育所の新規整備等により入所枠を拡大しているが、依然として8,000人を超える待機児童が存在している。</p> <p>保育所の増設で対応しているが、整備には多くの費用及び時間を要する。また年度途中に入所を希望する児童も多いことから、途中入所も考慮した対策が必要であった。</p>																				
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりの乳児室及びほふく室の面積については、国の省令基準でそれぞれ1.65㎡以上、3.3㎡以上とされていたが、第1次一括法で保育所の設備基準が条例委任され、さらに附則の規定により、待機児童が多く三大都市圏の住宅地の平均地価よりも住宅地の地価が高い地域で厚生労働大臣が指定する地域については、平成26年度末までは、合理的な理由があれば、通常よるべき基準(「標準」と異なった基準を設定できるとされた。</p> <p>この法改正を受け、平成24年3月、東京都では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において、0・1歳児の乳児室及びほふく室の1人当たりの面積を一律3.3㎡以上とした上で、待機児童が多いと認めた地域において年度途中で定員を超えて入所させる場合には、都独自の「認証保育所」制度の実績を踏まえて、保育の質が保てると判断し、2.5㎡以上に緩和した(同年4月施行)。</p> <p><国の基準と東京都の基準の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国基準</th> <th>東京都基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認めた地域における年度途中の入所の場合</p>					国基準	東京都基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)
		国基準	東京都基準																		
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																		
効果	<p>従来は、全国一律の基準であったが、自治体が行っている施策の実績を踏まえた基準を設定することで、地域のニーズにあった取組を実施できる。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課</p> <p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninka/n_syousai.html</p>																				

2	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化		子育て・福祉・健康																		
			義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	大阪市(大阪府)	人口	2,663,467人																		
事例のポイント	<p>○ 大阪市では、保育の質を確保するため、乳児室を従来から国の基準を上回る面積で運用していたところ、第1次一括法を受け「従うべき基準」とされた基準を上回る面積を引き続き確保して運用。一方で、待機児童対策のため、緊急避難的な措置としての保育所面積基準も策定。</p> <p>○ 余裕を持ったスペースでの保育が可能となったほか、待機児童が多い地域においては、ひとりでも多くの子どもを受け入れることで待機児童解消に資する。</p>																				
背景・目的	<p>大阪市では、保育所の認可基準のうち、乳児室の面積を従前から1人当たり5㎡以上として運用していた。しかし、保育所待機児童は200人以上存在しており、その認可基準を割り込むことのみをもって保育所への入所を断るのではなく、児童の安全性や受入体制を考慮して市長が適当と認める場合に、弾力的に運用し、ひとりでも多くの待機児童が保育所に入所できる措置を取ることを方針とした。</p>																				
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりのほふく室の面積については、国の省令基準で3.3㎡以上と一律に定められていたが、第1次一括法により改正された児童福祉法に基づき、条例で、平成24年4月、原則0歳児1人当たり面積を「5㎡以上」、1歳児1人当たり面積を「3.3㎡以上」と設定した(省令基準は従来の面積を「従うべき基準」としている)。</p> <p>ただし、国の基準が平成26年度末まで「標準」とされたことを踏まえて、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積を「1.65㎡以上」に緩和できるようにした(乳児室については、国の基準が1人当たり1.65㎡以上であり、国の基準と同じ)。この基準の運用に当たっては、児童一人につき1.65㎡以上を確保すれば、当然に保育の実施ができるかと解するのではなく、あくまで個々の保育所の状況を踏まえ、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認して受入れを行うものである。</p> <p><国の基準と大阪市の基準の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>国基準</th> <th>大阪市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>5㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>5㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(1.65㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認めた地域の保育所の場合の基準(平成27年3月31日までの特例措置) 当該基準の実施に当たっては、安全性や保育体制などを十分確認した上で、区保健福祉センター所長が決定</p>					国基準	大阪市基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)	ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)
		国基準	大阪市基準																		
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)																		
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)																		
ほふく室	0歳児	3.3㎡以上	5㎡以上(1.65㎡以上)																		
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(1.65㎡以上)																		
効果	<p>余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となり、保育の充実が図られた。ただし、待機児童が多い地域では、ひとりでも多くの子どもを受け入れることが可能となり、待機児童の解消に資する。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 http://www.city.osaka.lg.jp/shimin_top/category/705-6-1-0-0.html</p>																				

3	私立保育所の認可及び指導監督		子育て・福祉・健康 条例による事務処理特例制度
団体名	たなべし 田辺市(和歌山県)	人口	80,117人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年4月、事務処理特例条例により、私立保育所の認可及び指導監督の権限が市に移譲され、市が市内の全保育所の運営状況等を把握できるようになった。 ○ 認可外を含めた公私両方の保育所について、保護者に対し、よりの確な情報提供が行えるようになった。 		
背景・目的	<p>田辺市には、保育所が公立 17 施設、私立 11 施設(認可7施設、認可外4施設)あり、あわせて約 1,500 人の乳幼児がこれらの保育所を利用している。児童福祉法上、児童の保育に係る一義的な責任は市町村が負っているところ、公立保育所における保育の実施主体は市である一方、私立保育所の認可及び指導監督は県が実施しており、市は私立保育所について運営の実態を直接把握することができなかった。</p>		
内容	<p>平成 23 年4月、事務処理特例条例により、児童福祉法上の私立保育所の認可及び指導監督の事務が市に移譲された。これにより、市が市内の全保育所について、立入検査等により運営状況等を把握できるようになった。</p>		
効果	<p>市が認可外を含めた公私両方の保育所について、運営状況等を把握できるようになった。また、保護者への情報提供の場面において、保護者に対し、よりの確な情報提供が行えるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>田辺市保健福祉部子育て推進課 http://www.city.tanabe.lg.jp/kosodatesuishin/index.html</p>		

4	未熟児の訪問指導		子育て・福祉・健康 権限移譲												
団体名	かいせいまち 開成町(神奈川県)	人口	16,588人												
事例のポイント	<p>○ 開成町では、従来から母子保健に関する一義的な窓口として相談を受け付けているが、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の業務については、神奈川県に事務・権限が残されており、保護者にとっては相談窓口が複数に分かれてしまうという課題が存在。</p> <p>○ 平成25年4月、未熟児の訪問指導等の事務・権限が都道府県並びに保健所設置市及び特別区からすべての市町村へ移譲されたことで、子育てに関する相談窓口が一元化され、保護者が日常的に相談しやすい環境を実現。</p>														
背景・目的	<p>開成町では、従来から母子保健事業として母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室等を実施してきた。</p> <p>一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等は、県の保健所が行っており、町が出生連絡票で対象者を把握した時点で、県保健所に連絡していた。</p> <p>県保健所の保健師が未熟児訪問指導をした結果は町に報告され、町からは乳幼児健康診査、健康相談や保健指導の実施状況を県保健所に連絡し、県保健所とケース支援の調整や必要な情報交換を随時行っていた。</p> <p>また、必要に応じ、県保健所の保健師と町の保健師と一緒に家庭を訪問するなどの支援を行ってきた。</p>														
内容	<p>第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲され、町として母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになった。</p> <p style="text-align: center;">開成町における支援状況</p> <table border="1" data-bbox="331 1205 1114 1379"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児家庭全戸訪問</td> <td>179件</td> <td>153件</td> <td>143件</td> </tr> <tr> <td>未熟児訪問指導</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>11件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平成24年度以前の未熟児訪問指導は神奈川県が実施</p>				平成23年度	平成24年度	平成25年度	新生児家庭全戸訪問	179件	153件	143件	未熟児訪問指導	※	※	11件
	平成23年度	平成24年度	平成25年度												
新生児家庭全戸訪問	179件	153件	143件												
未熟児訪問指導	※	※	11件												
効果	<p>県保健所との連携は従前から綿密に図られていたため、事務の実施に関して権限移譲前に特段の支障があったわけではないが、保護者にとっては、母子保健事務に一貫して町職員があたるようになることで、子育てに関する相談窓口が一元化され、より相談しやすい環境となっている。</p> <p>具体的には、未熟児養育医療の手続について、乳幼児医療担当課との連携により、保護者の窓口申請が1回で済むように簡素化された。また、より身近な町の保健師等が母子健康手帳の発行から一貫して関わるようになったことで、保護者が相談しやすい環境をつくり、町が実施している既存の取組(乳幼児健康相談や健康教室など)を、お子さんの状況に応じて適切な時期に紹介することができるようになるなど、サービス向上につながっている。</p> <p>未熟児は発育の遅れが気になったり、療育支援につながったりする場合も多いため、必要な専門相談や療育に関する情報をタイムリーに伝えることが重要である。タイムリーな情報提供を行うことで、保護者がその後の育児に見通しをたてることができるようになり、安心して育児に取り組むことができる環境をつくっている。</p>														
担当課 関連サイト	<p>開成町保健福祉部保険健康課 http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29533&infocat_id=56</p>														

5	育成医療の支給		子育て・福祉・健康 権限移譲
団体名	しまんとちょう 四万十町(高知県)	人口	19,021 人
事例のポイント	<p>○ 四万十町では、従来から障害児に対する一義的な窓口として相談を受け付けているが、育成医療の支給申請については、事務・権限を有しない町役場では対応できないため、申請者は須崎市に設置されている最寄りの高知県福祉保健所まで出向かなければならず、地域によっては、遠距離の申請になるという課題が存在。</p> <p>○ 平成 25 年 4 月、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務・権限が都道府県、指定都市及び中核市からすべての市町村へ移譲されたことで、申請者により身近な町役場で対応が可能になり、申請者の利便性向上及び申請者が日常的に相談しやすい環境を実現。</p>		
背景・目的	<p>四万十町では、町内の障害児に対する育成医療の支給申請は、中土佐町を越えて須崎市にある高知県須崎福祉保健所まで出向かなければならず、地域によっては片道 70km を超えるところもあり、申請者にとって利便性が非常に悪かった。</p>		
内容	<p>障害者総合支援法施行令の改正で、平成 25 年 4 月、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務が都道府県並びに指定都市及び中核市からすべての市町村に移譲され、身近な町役場で申請できるようになった。</p> 		
効果	<p>障害児の福祉サービスについて、町役場においてワンストップで対応ができるようになったことで、申請者の利便性が向上するとともに、日常的に相談しやすい環境を実現できた。</p> <p>また、育成医療に係る自立支援医療費の支給に当たっては、申請者の所得に応じて自己負担額が異なるため、申請の際に課税証明書の添付を求めているが、申請書中に税情報等の個人情報利用に関する同意欄を設けることで、税務課から直接情報を収集できるようにし、同意した者は添付を省略できるようにするなど、町役場においてワンストップで対応できるようになったことで、申請者の手続負担をさらに軽減するように図ることが可能になった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>四万十町健康福祉課 http://www.town.shimanto.lg.jp/</p>		

6	保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	<small>ながおかし</small> 長岡市(新潟県)	人口	281,411人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長岡市では、冬場の子どもの遊び場が少ないという住民の声に加え、市民ニーズ調査で、子育て相談や親同士の交流の場が求められていることが判明。 ○ このため、平成21年5月、基幹的な公園内に全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設するなど、市民目線で特色のある「子育ての駅」を開設(4箇所)。 ○ 子育て支援と公園整備を横断的視点で考えるなど、住民目線で施策を検討・実施することにより、世代を超えた多くの方々に利用(平成25年度利用者数は26万人以上)される効果。 		
背景・目的	<p>長岡市は雪国であるため、冬場の子どもの遊び場が少ないという声が多かった。また、平成13年に開設した「ちびっこ広場」での子育て支援の取組が好評であったことから、市民のニーズ調査を行ってみたところ、子育て相談や親同士の交流の場が求められていることが分かった。</p> <p>そこで、雨や雪の日でも、子どもをのびのびと遊ばせることができるよう、平成21年5月に信濃川堤防脇の公園内に全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設した。</p>		
内容	<p>「子育ての駅てくてく」は、全体面積が約2万㎡、施設面積が約1,300㎡であり、施設内には、運動広場、交流サロン、絵本コーナー、赤ちゃんコーナー、相談室、情報コーナー、授乳室、一時保育室が整備されており、親がくつろぎながら周辺で子どもが遊べるように配慮されている。</p> <p>一時保育室は、生後6ヶ月から就学前の子どもを対象としており、利用料は1時間300円である。周辺の病院やショッピングセンターに出かける際に利用できるため、利用者から好評である。また、子育てについての知識を深めるための子育て相談・講座の開催や、子育て中の親同士の交流を深めるための交流イベントの開催も行っている。</p> <p>このほかにも市民目線で特色のある「子育ての駅」を整備しており、平成22年4月に市民防災拠点機能(防災センター・防災公園)と子育ての駅が融合した「子育ての駅ぐんぐん」、平成22年8月に一時保育機能と絵本館を併設した「子育ての駅ちびっこ広場」、平成24年7月に初めてNPO法人に運営を委託した「子育ての駅とちおすくすく」(栃尾産業交流センター内)を開設した。</p>		
効果	<p>住民に身近な市役所が、子育て支援と公園整備の分野を横断した視点で考えるなど、住民の声を踏まえて、施策を検討・実施しているものであり、世代を超えた多くの方々に利用され、世代を超えた子育て支援の輪が広がっている。(平成25年度の4施設の合計利用者数は26万人以上)。</p> <p>市民からは「雨の日、雪の日、寒い日、暑い日、小さい子から大きい子まで一緒に建物で遊べるのはすごく良い。赤ちゃんが安心して遊べるスペースがあるのも良い」といった感想が寄せられている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>長岡市教育委員会子ども家庭課 http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/k_eki/</p>		

7	「いしかわ子ども総合条例」の制定		子育て・福祉・健康 自主条例の活用
団体名	石川県	人口	1,163,089 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石川県は、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身につけられないまま成長し、いじめ、ニート、虐待などの社会問題が起きている現状に危機感を持ち、平成 19 年 3 月、「いしかわ子ども総合条例」を制定。 ○ 条例では、子育て支援、子どもの健全育成、子どもの権利擁護など、子どもに係る施策について幅広く規定。平成 21 年改正で、原則小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務（全国初）。 ○ 3 歳未満の子育て家庭の半数以上が、登録した保育園で、子育て支援コーディネーターによる育児相談や一時保育を受けられる「マイ保育園登録制度」を利用。また、中学生の携帯電話所持率は減少傾向（H20:16.2%⇒H24:14.0%）。 		
背景・目的	<p>石川県では、近年、都市化や核家族化に伴い人間関係が希薄化し、子どもに関わる人の手が少なくなったことで、子どもが良好な対人関係を築く力を十分に身につけることができないうまま成長し、いじめ、ひきこもり、ニート、虐待などの社会問題が起きている現状を危機ととらえた。そこで、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を実現するため、平成 19 年 3 月、子育て支援、子どもの健全育成、子どもの権利擁護といった幅広い分野を包含する「いしかわ子ども総合条例」を制定した（同年 4 月施行）。</p>		
内容	<p>この条例の最大の特色は、出生から乳幼児期、青少年期、そして親に至るまで、子どもの育成に関する一貫した総合的な施策について幅広く規定したところである。</p> <p>条例に基づく具体的取組として、保育所の普及率が高いという特性を活かし、全国に先駆けて、身近な保育所を地域の子育て拠点として位置づける「マイ保育園登録制度」を設けた。これは、妊婦や 3 歳未満の子育て家庭が、登録した保育所で、保育士の資格を持つ子育て支援コーディネーターによる育児相談や一時保育を受けられるものである。</p> <p>また、多子世帯の経済的負担の軽減策として、企業の理解・協力を得て、子どもが 3 人以上いる家庭に対して買物の際の割引等特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を、全国に先駆けて実施した。</p> <p>さらに、ワークライフバランスの推進のため、次世代育成支援対策推進法で「一般事業主行動計画」（従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境等の実現に向けた計画や目標を定めたもの）の策定を義務付けている企業の範囲を、石川県では中小企業が多いことを踏まえ、本条例で独自に順次拡大してきた（平成 20 年 4 月～：従業員 100 人以上（法：301 人以上）、平成 25 年 4 月～：従業員 50 人以上（法：101 人以上））。</p> <p>このほか、条例では、平成 21 年の改正において、全国で初めて、防災、防犯その他特別な目的がある場合を除き、小中学生に携帯電話を持たせないよう保護者に努力義務を課すこととした。これは、携帯電話を利用した犯罪に子どもが巻き込まれることを防いだり、子どもをメールやゲームに依存させないことなどを目的としている。</p>		
効果	<p>平成 26 年 3 月現在のマイ保育園の登録児童数は 5,008 名であり、対象者（家庭保育を受ける 3 歳未満の児童）の半数を超えている。子育て支援コーディネーターは 594 名で、約 9 割の保育所に配置されている。利用者からは「子育て支援コーディネーターから適切な育児指導を受けることができ、安心して子育てができる」との声が寄せられている。</p> <p>プレミアム・パスポートは対象世帯のほとんどが所持し、協賛店も 2,200 店舗を超えている。ワークライフバランスの推進に係る一般事業主行動計画は、平成 25 年度から条例で義務化した 50 人～99 人企業のうち、9 割を超える企業が策定している。中学生の携帯電話所持率は、平成 20 年と 24 年に実施した調査結果を比較すると、16.2%から 14.0%へ推移し、減少傾向が見られる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>石川県健康福祉部少子化対策監室 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/plan-jyourei/index-jyourei.html</p>		

8	子育て日本一のまちを目指した協働による取組		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	おおがきし 大垣市(岐阜県)	人口	163,134 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大垣市は、平成 18 年の合併の際、人口減少社会を課題ととらえ、「子育て日本一のまち」をスローガンに掲げ、行政、学校、地域の人々が協働し、安心して子どもを産み育てる環境整備にあらゆる側面から取組。 ○ 先輩ママなどのボランティアスタッフがアドバイスを行う「子育てサロン」、ハローワーク大垣と連携し就労支援を行う「マザーズコーナー」、地域の民間短期大学と連携した「子育てママ大学」のほか、民間 IT 企業と連携し、子育て支援情報が網羅された Web サイトを運営。 ○ 「子育てサロン」は年間 2 万 5 千人以上に利用されるなど、様々な主体との協働による取組が市民の子育て支援に寄与。 		
背景・目的	<p>平成 17 年、戦後初めて国の総人口が減少に転じ、少子化対策が重要な課題となってきたことから、大垣市は、平成 18 年に上石津町、墨俣町と合併した際に、「子育て日本一のまち」をスローガンに掲げ、子どもたちが健やかで心豊かに育ち、親が子育てに喜びを感じることができるまちを目指している。その実現のために、行政、学校、地域の人々が協働し、安心して子どもを産み育てる環境整備にあらゆる側面から取り組んでいる。</p>		
内容	<p>子育て支援の拠点となっている「子育て総合支援センター」(平成 22 年 10 月開設)では、子育てなんでも相談室を設けているほか、未就学児を対象とした子育てサロンを開催している。子育てサロンは、親同士、子ども同士が交流を持てる場として人気があり、先輩ママがボランティアスタッフとして、子育てのアドバイスや相談に乗っている。</p> <p>また、ハローワーク大垣と連携して、子育てをしながら仕事を探している人を対象にした就労相談「マザーズコーナー」を、毎月 2 回開催している。子育てサロンで遊びながら順番を待ち、相談することができる。</p> <p>このほか、子育てに関する専門的な知識を習得するため、「子育て支援協働事業」により、市と市民団体等が協働で子育て講座を開催したり、市と地域の民間短期大学が連携して子育て講座を開催する「子育てママ大学」を行っている。</p> <p>以上のような子育て支援に関する情報を総合的に案内するため、市と民間 IT 企業が協定を結び、市の子育て支援情報が網羅され、探しやすさ、分かりやすさを重視した子育て総合案内 Web サイト「ママフレ」を平成 25 年 12 月から運営している。</p>		
効果	<p>子育て総合支援センターは、専門機関との連携も行い、育児やしつけなど、何でも相談できる場として育児不安解消の助けになっている(年間約 800 件の相談に対応)。子育てサロンは、子育て総合支援センターも含めて 14 カ所で開催、年間 2 万 5 千人以上の利用がある。土日に開催するサタパパサロンは家族参加型で、イクメンも多く参加し、家族の絆が深まっている。</p> <p>マザーズコーナーでは、「周囲を気にせず子連れで相談できる」と好評であり、平成 25 年度、相談者 86 名中 18 名が就職した。</p> <p>子育てママ大学は、「講義を久しぶりに受講し、学生のころを思い出して楽しく学べた」「自分の子育てに自信が持てるようになった」との声が寄せられており、講座のねらいとしている知的好奇心を刺激する場、子育てに対する自信再発見の場となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大垣市子育て支援部子育て総合支援センター http://www.ogaki-kosodate.net/</p>		

9	地価が高い地域の特別養護老人ホームの基準		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し																					
団体名	東京都	人口	13,142,640 人																					
事例のポイント	<p>○ 東京都では、地価が高く用地が限られる地域での老人ホームの設置を勘案し、平成 24 年 3 月、「参酌すべき基準」とされた特別養護老人ホームの廊下幅の独自の基準を条例において策定。</p> <p>○ 入居者等に支障のない形での効率的な老人ホームの設置を可能とし、建築コストを低減。</p>																							
背景・目的	東京都では、特別養護老人ホームの入所希望者が多い反面、特に都心部は地価が高いため、特別養護老人ホームの新規整備は他の地域に比べ適地の取得が困難である。																							
内 容	<p>従来、国の基準では、特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)の廊下幅は、中廊下(廊下の両側に部屋がある廊下)2.7m以上、片廊下(廊下の片側に部屋がある廊下)1.8m以上とされていた。</p> <p>第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、省令において国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、東京都では外部の有識者を交えた検討委員会を開催して基準の検討を行った。</p> <p>このような検討の結果、平成 24 年 3 月、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」において、特別養護老人ホーム(定員 30 人以上)の廊下幅の基準について、定員 29 人以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の国の基準である中廊下 1.8 m以上、片廊下 1.5m以上と同じ水準で定めることとした(同年 8 月施行)。</p> <p>< 国の基準と東京都の基準の比較 ></p> <table border="1" data-bbox="435 1256 1326 1655"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設類型</th> <th colspan="3">国基準</th> <th rowspan="2">東京都基準 (※2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">定員 30 人以上</th> <th>定員 29 人以下 (地域密着型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ユニット型</td> <td>原則</td> <td>片廊下 1.8m 中廊下 2.7m</td> <td rowspan="2">片廊下 1.5m 中廊下 1.8m</td> <td rowspan="2">片廊下 1.5m 中廊下 1.8m</td> </tr> <tr> <td>一部 拡張 (※1)</td> <td>片廊下 1.5m 中廊下 1.8m</td> </tr> <tr> <td>従来型</td> <td colspan="2">片廊下 1.8m 中廊下 2.7m</td> <td>片廊下 1.5m 中廊下 1.8m</td> <td>片廊下 1.5m 中廊下 1.8m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 一部を拡張する場合 廊下の一部の幅を拡張することで、入居者・職員等の行き来に支障を生じないと認められる場合</p> <p>※2 既存建物の改修の場合、例外規定がある</p>				施設類型	国基準			東京都基準 (※2)	定員 30 人以上		定員 29 人以下 (地域密着型)	ユニット型	原則	片廊下 1.8m 中廊下 2.7m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	一部 拡張 (※1)	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	従来型	片廊下 1.8m 中廊下 2.7m		片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m
施設類型	国基準			東京都基準 (※2)																				
	定員 30 人以上		定員 29 人以下 (地域密着型)																					
ユニット型	原則	片廊下 1.8m 中廊下 2.7m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m																				
	一部 拡張 (※1)	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m																						
従来型	片廊下 1.8m 中廊下 2.7m		片廊下 1.5m 中廊下 1.8m	片廊下 1.5m 中廊下 1.8m																				
効 果	地価が高く用地が限られる地域でも入居者等の生活や介護に支障が生じない形で効率的に老人ホームの設置が可能となる。また建築コストの低減にも資する。																							
担当課 関連サイト	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/tokuyou/index.html																							

10	特別養護老人ホームの食堂の面積・設置基準		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し
団体名	岡山市(岡山県)	人口	701,923人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山市では、平成24年12月、特別養護老人ホームにおいて、階ごとに居室に近接して食堂を設置することで移動にかかる負担を軽減するため、独自の施設基準を策定。 ○ 食事のたびに階をまたいで移動することがなくなることで、利用者や職員の負担を軽減。 		
背景・目的	<p>岡山市では、特別養護老人ホームの食堂が1階に設置される例が多く、複数階に居室をもつ場合、食事の時間に居室から食堂に移動する際にエレベーターには定員があるため、移動が完了するまでに時間がかかり、介護職員にかかる負担が大きいことが事業者に対する実地指導の際等に散見されていた。</p>		
内容	<p>従来、国が定める基準では特別養護老人ホームの食堂については、機能訓練室と併せて1人当たり3㎡以上とされていた。</p> <p>第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、平成24年12月、岡山市では「岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」において、食堂のみの面積基準を1人当たり2㎡以上とするとともに、居室がある階ごとに居室に近接して設置する独自の基準を定めた(平成25年4月施行)。</p> <p>なお、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じないと認められる場合の例外規定を定めるほか、経過措置として平成25年4月1日において存する施設については、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除き適用しない旨を定めている。</p>		
効果	<p>複数階で構成される特別養護老人ホームでは、食堂を居室のある階ごとに設置することにより、食事のたびに階をまたがる移動がなくなるため、利用者や職員の負担軽減につながる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>岡山市保健福祉局高齢者福祉課 http://www.city.okayama.jp/hofuku/kourei/kourei_00113.html</p>		

11	地域密着型介護老人福祉施設の居室定員		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し
団体名	とめし 登米市(宮城県)	人口	84,672人
事例のポイント	<p>○ 登米市では、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る国の設備基準では居室の定員が4人以下であったところ、第1次一括法により原則1人とされ、「参酌すべき基準」となった。</p> <p>○ これを受け、平成25年2月、入居希望者の意向や費用負担の面から多床室のニーズがあることを踏まえ、独自の設備基準を策定。</p>		
背景・目的	<p>登米市では、地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度に7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を、入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、多床室として整備した。</p>		
内容	<p>特別養護老人ホームの居室の定員については、従前は4人以下とされていたが、第1次一括法により介護保険法が改正され、それを受けた省令である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、国の個室・ユニットケアの推進の流れを受け、原則1人とし、例外的に2人と基準が改正された。</p> <p>この基準は「参酌すべき基準」とされたことから、登米市では、平成25年2月、「登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合」には、居室定員を4人以下とすることができると定めた(同年4月施行)。</p> <p>これは、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度において、7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を多床型として整備した際に把握した入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、また、多床室においてもプライバシーに配慮した整備が可能であって、今後個室化への整備も可能であると判断したものである。</p>		
効果	<p>国の個室化の方向性にも対応しつつ、地域の実情や利用者のニーズを踏まえたサービスの提供が可能となった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>登米市市民生活部長寿介護課 http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/hukushi/kaigoriyodekiru.html</p>		

12	社会福祉施設の非常災害対策		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し															
団体名	山口県	人口	1,447,499 人															
事例のポイント	<p>○ 山口県では、平成 21 年の豪雨災害の際の特別養護老人ホームでの被害を踏まえ、非常災害対策について検討。</p> <p>○ この結果を踏まえ、国の基準において「参酌すべき基準」とされた社会福祉施設の非常災害対策について、平成 24 年 7 月、条例において独自の基準を施設設置者に義務付け、施設の防災対策を強化。</p>																	
背景・目的	<p>山口県は、平成 21 年 7 月の豪雨災害の際に、特別養護老人ホームが土石流の直撃を受け、7 名の死者を出した教訓を踏まえて、移動が困難な者などに対する災害時の対応をマニュアル化するためのガイドライン(災害要援護者支援マニュアル策定ガイドライン)を県独自に作成していた。</p>																	
内 容	<p>従来、社会福祉施設の非常災害対策については、各所管法律ごとに省令において基準が定められ、防災計画の策定、非常災害時の関係機関への通報体制整備、定期的な訓練の実施等が定められていたところ、第 1・2 次一括法により、各基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成 24 年 7 月、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」等、社会福祉施設ごとの基準条例において、社会福祉施設の非常災害対策に関する独自の基準を施設設置者に義務付ける規定を追加した(同年 10 月施行)。</p> <p><非常災害対策の内容(国と県の比較)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準</th> <th>山口県条例(追加部分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 設備</td> <td>消火設備の設置</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 計画</td> <td>具体的計画の策定</td> <td>「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示</td> </tr> <tr> <td>③ 通報連絡体制</td> <td>通報・連絡体制の整備、職員周知</td> <td>緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備</td> </tr> <tr> <td>④ 訓練</td> <td>避難・救出等の訓練</td> <td>訓練を踏まえた計画の検証と見直し</td> </tr> </tbody> </table>				国基準	山口県条例(追加部分)	① 設備	消火設備の設置	—	② 計画	具体的計画の策定	「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示	③ 通報連絡体制	通報・連絡体制の整備、職員周知	緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備	④ 訓練	避難・救出等の訓練	訓練を踏まえた計画の検証と見直し
	国基準	山口県条例(追加部分)																
① 設備	消火設備の設置	—																
② 計画	具体的計画の策定	「火災、風水害、地震等の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」と例示																
③ 通報連絡体制	通報・連絡体制の整備、職員周知	緊急時の安全確保の体制、市町等との協力体制の整備																
④ 訓練	避難・救出等の訓練	訓練を踏まえた計画の検証と見直し																
効 果	<p>社会福祉施設の設置者への非常災害対策の義務付けの追加により、施設の防災対策が強化された。</p>																	
担当課 関連サイト	<p>山口県健康福祉部厚政課 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13200/index/</p>																	

13	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	子育て・福祉・健康 権限移譲															
団体名	相模原市(神奈川県)	人口 710,798人															
事例のポイント	<p>○ 相模原市では、従来から高齢者福祉に関する相談窓口として、介護サービス利用者からの苦情対応等も行ってきているが、苦情には県が所管する指定居宅サービス事業者等に係るものが多く、これらのサービスの指定・指導監督権限を有しない市では、処分権限を伴った実効性のある対応ができないという課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、介護保険の指定居宅サービス事業者の指定等の事務・権限が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことで、介護保険に関する行政サービスの窓口を一本化することが可能になり、利用者の利便性向上、市単独での迅速な対応を実現。</p>																
背景・目的	<p>相模原市では、高齢者福祉に関する相談窓口として、介護サービス利用者からの苦情を受け付けていたが、寄せられる苦情は、県が所管する指定居宅サービス等に係るものが多く、苦情を受けても、市に指定・指導監督権限がないため、介護保険の保険者の立場からの指導にとどまることが多かった。</p>																
内容	<p>介護保険法施行令の改正で、平成24年4月、介護保険の指定居宅サービス事業者の指定、報告命令、立入検査等の事務・権限が都道府県から指定都市及び中核市に移譲され、介護保険に関する行政サービスの窓口が一元化されるとともに、指定権者として処分権限を伴った実効性のある指導が可能になった。</p> <p style="text-align: center;">相模原市における指定居宅サービス事業者等に対する指導監督状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実地指導件数</td> <td>170件</td> <td>119件</td> <td>292件</td> <td>418件</td> </tr> <tr> <td>監査件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度以前の指導監督は、神奈川県が実施(地域密着型サービス等には相模原市が実施) 実地指導…事業所の運営指導(ケアプランの作成及び個別ケアが適切に行われているか等)や報酬請求指導(各種介護報酬加算について適切に請求されているか等)についての指導。相模原市の場合、3年に1回を目標に市域内の全事業所(約1,400事業所)に対して実施予定 監査…苦情や通報等に基づく情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正受給の疑いがあると認められる場合に随時実施</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	実地指導件数	170件	119件	292件	418件	監査件数	2件	2件	2件	0件
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度													
実地指導件数	170件	119件	292件	418件													
監査件数	2件	2件	2件	0件													
効果	<p>利用者にとっては、介護保険に関する行政サービスの窓口が一本化され、利便性が向上した。</p> <p>より身近な市が事務を行うことで、指定居宅サービス事業者に対して、実施頻度も増やしてきめ細やかな指導監督が実施できるようになり、サービス水準の維持向上につながる事が期待できる。</p> <p>また、県の実地指導や監査で介護報酬の過払いが判明した場合、従来であれば、事業者から市へ介護報酬過誤調整の申立があっても、市単独では返還金の精査ができず、県との連絡調整に時間がかかる事例があったが、権限移譲後は、指定権者と保険者の立場を兼ねることで、事務処理時間も短縮され、迅速な対応を行うことが可能になった。</p>																
担当課 関連サイト	<p>相模原市保険高齢部高齢政策課 http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kaigo/index.html</p>																

14	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	子育て・福祉・健康 条例による事務処理特例制度	
団体名	めむろちよう 芽室町(北海道)	人口	19,334人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定居宅サービス事業者等に対する実地指導を町が実施できるよう、平成24年4月、事務処理特例条例により、介護保険法に基づく指導監督の事務が町に移譲された。 ○ 町内の全事業者の実地指導の機会が増え、介護サービスの質の確保、保険給付の適正化を実現。 		
背景・目的	<p>芽室町では、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護老人福祉施設の事業者(以下「事業者等」という。)について、従来は道(十勝総合振興局)が実地指導を行っていた。しかし、道が定めた実施要綱では、道内の全ての事業者等に対する指導が約6年に一度の実施となっており、事業者等に指導を行う機会は多くなかった。</p>		
内 容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、介護保険法24条1項に基づく事業者等に対する指導監督の事務が町に移譲された。町が実地指導を行うことにより、町内の全ての事業者等への実地指導を約2年サイクルで実施することができるようになった。</p> <p><参考> 芽室町における指導監督実績</p>		
	対象施設数	12	
	実施回数	平成24年度	8回
		平成25年度	6回
効 果	<p>事業者等への実地指導の回数が増えたことで、例えば事業所の利用者一人ひとりについて作成するケアプランや、事業所での避難訓練の方法等をチェックする機会が増加し、介護サービスの質の確保が図りやすくなった。また、介護報酬の請求が適正になされているか等についてチェックする機会が増えたことで、保険給付の適正化が図りやすくなった。</p>		
担当課 関連サイト	芽室町保健福祉課 http://www.memuro.net/index_05.html#keikaku		

15	介護支援ボランティア制度		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	いなぎし 稲城市(東京都)	人口	85,841 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 稲城市の提案を契機に、介護支援ボランティア制度が創設され、稲城市で平成19年9月から実施(全国初)。 ○ 本制度は、高齢者が行う介護支援ボランティア活動の実績等を評価した上でポイントを付与し、換金した交付金で実質的に介護保険料負担を軽減するもの。 ○ 高齢者がボランティア活動に参加することにより、自らの健康等に良い効果があるほか、介護保険給付費の抑制効果。 		
背景・目的	<p>稲城市では、高齢者の中にも介護支援に関する社会参加活動を希望する者が多いという特色を活かし、平成17年度に制度を立案し、平成18年度に高齢者の介護支援ボランティア活動を評価して介護保険料を控除する制度の創設を構造改革特区として国に提案した。これを受けて厚生労働省において検討したところ、保険料控除を行うことは認められないものの、それに代わって、活動実績等をポイントで評価し換金する介護支援ボランティア制度が平成19年5月の厚生労働省の通知により全国的に明確に認められた。稲城市では平成19年9月から実施している(全国初)。</p> <p>本制度は、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するものであり、活動に参加する元気な高齢者が増加することで、いきいきとした地域社会となることを目指している。</p>		
内容	<p>介護支援ボランティア制度の仕組みは、高齢者の介護支援ボランティア活動の実績等を評価した上でポイントを付与し、付与したポイントを換金して交付するものである。</p> <p>具体的には、まず、社会福祉協議会でボランティア登録をし、ボランティアの受入先の紹介を受け、介護支援ボランティア活動を行う。次に、ボランティア活動が終わったら、活動の主催者にスタンプをもらい、社会福祉協議会で評価ポイントに変え、最終的にはポイント数に応じて現金が振り込まれる仕組みである。</p> <p>運営に当たっては、高齢者のボランティア精神を尊重し、高齢者自らの介護予防を推進するように配慮することとしている。</p>		
効果	<p>介護支援ボランティア制度による介護予防効果(要介護出現率の低下)により、平成23年度においては、保険給付費が18,395,673円減額となり、その結果、一定の介護保険給付費抑制効果(1人1月当たり20.7円)が見られている。</p> <p>平成24年度のボランティア登録者は、男性92人、女性404人と、女性の登録が多くなっている。半数以上のボランティア登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になった」との声を寄せるなど、自らの健康にとって良い影響を感じている。</p> <p>稲城市では、平成19年7月から平成25年3月までで、242件の視察を受け入れており、稲城市の国への政策提案を契機とした本制度は、平成25年4月現在、209の地方公共団体で実施されている。</p>		
担当課 関連サイト	稲城市福祉部高齢福祉課 http://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/kaigohoken/kaigosien/index.html		

16	地域における認知症サポート		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	熊本県	人口	1,825,361人
事例のポイント	<p>○ 熊本県では、認知症への取組を県の重点施策として位置づけ、独自の熊本モデルによる認知症疾患医療センターの運営のほか、地域住民との協働による支援を充実させるため、認知症サポーターを積極的に養成。</p> <p>○ 認知症サポーターが19万人（県民の約1割。人口比で5年連続日本一）を超えるなど、地域における認知症施策推進の基盤づくりに寄与。</p>		
背景・目的	<p>熊本県では、認知症への取組を県の重点施策として位置づけ、「認知症になってもできるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせる熊本づくり」を目指している。平成21年度から、独自の熊本モデルにより、認知症疾患医療センターを運営しているほか、地域住民との協働による支援を充実させるため、認知症サポーターを積極的に養成している。</p>		
内容	<p>平成21年度から開始した認知症疾患医療センター運営事業では、国のスキームにはなかった「基幹型」と「地域拠点型」の2つの機能を分担して指定している（熊本モデル）。すなわち、①認知症専門医の人材育成や高度な専門性を要する認知症診断を行う「基幹型認知症疾患医療センター」として熊本大学医学部附属病院を、②各地域における認知症診断、地域医療従事者・行政関係者との連携等を行う「地域拠点型認知症疾患医療センター」として民間の精神科病院9箇所を、それぞれ指定（2層構造）している（平成24年度からは、かかりつけ医も含めた3層構造の新たな熊本モデルの取組を推進）。</p> <p>同時に、認知症に対する一般の人の理解・協力を進めるため、「認知症サポーター」の養成とその活動活性化に注力している。なお、認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、近隣の認知症の人や家族に対して、暖かい目で見守り、困っているときの声かけなど、自分なりにできる簡単なことを実践する「応援者」のことで、厚生労働省がその養成を進めているものである。</p> <p>熊本県では、県民幸福量の最大化に向け、全国で最も先進的な認知症への取組を推進する方針の下、認知症医療体制の整備や認知症サポーターの積極的養成・活動活性化を進めることで、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進している。</p>		
効果	<p>平成25年度には、①各認知症疾患医療センターでの事例検討会の開催（基幹型:6回、地域型:33回）、②かかりつけ医認知症対応力向上研修等の実施（基礎編:78人、ステップアップ編:29人、熊本県認知症医療・地域連携専門研修:45人）で各医療機関における認知症対応力の向上及び連携強化を図った結果、医療体制の3層化が更に進展するとともに、認知症サポート医も人口比で全国1位（平成25年3月末時点で122人）を維持し、認知症患者の早期発見及び早期対応に寄与している。</p> <p>また、認知症サポーターの数が平成26年3月末時点で19万人（県民の約1割）を超え、人口比で5年連続日本一となるなど、地域における認知症施策推進の基盤づくりにつながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>熊本県健康福祉部認知症対策・地域ケア推進課 http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/161/</p>		

17	障害者グループホームの設置基準の緩和		子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し
団体名	兵庫県	人口	5,660,302 人
事例のポイント	<p>○ グループホームについて、国の設備基準では、入所施設や病院の敷地内には原則設置できないこととされていたが、この基準が第1次一括法により「参酌すべき基準」となったことを踏まえ、平成24年10月、グループホームの整備促進のため、設置場所に係る基準を独自に策定。</p> <p>○ 既存施設の同一敷地内に設置が可能となり、施設整備を促進。</p>		
背景・目的	兵庫県では、障害者の自立を支援する施設のうちグループホーム(共同生活援助)については、整備が進んでいない状況があった。		
内容	<p>従来、国の基準では、グループホームは障害者の自立促進の観点から、原則として入所施設や病院の敷地内に設置できないこととされていたが、第1次一括法により障害者自立支援法が改正され、設備及び運営に関する基準が条例に委任され、設置場所については「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成24年10月、兵庫県では、入所施設等からの地域移行促進及び入所施設等との連携を推進するため、「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例」において、障害者の自立を促進するため独立した住居で、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流を確保するなどの条件を満たした場合に限って、障害者の入所施設や病院の敷地内にグループホームが設置できるよう、基準を緩和した(即日施行)。</p>		
効果	平成26年度に1件(定員7人)の整備を予定しており、グループホームを設置するために、別途土地を用意しなくても、既存の施設に隣接して設置することが可能となり、施設の整備促進につながる。		
担当課 関連サイト	兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課 http://web.pref.hyogo.jp/shogaika/		

18	障害者相談員への相談業務の委託		子育て・福祉・健康									
			権限移譲									
団体名	水戸市(茨城県)	人口	271,612人									
事例のポイント	<p>○ 従来、身体障害者相談員及び知的障害者相談員への相談業務の委託等が茨城県の事務であった時点では、水戸市と相談員との日常的な連携は薄い状況にあった。</p> <p>○ 平成24年4月、身体障害者相談員及び知的障害者相談員への相談業務の委託等の事務・権限が都道府県並びに指定都市及び中核市からすべての市町村へ移譲されたことで、障害者が日常的に相談員へ相談しやすい環境を実現することが可能になり、相談件数が大幅に増加。</p>											
背景・目的	<p>水戸市では、茨城県から委託された身体障害者相談員が17名、知的障害者相談員が5名おり、市内の障害者からの相談及び更生のための援助を行っていた。</p> <p>従来は、市と相談員との関係は、県へ相談員を推薦する程度であり、相談員との日常的な連携が不十分であった。</p>											
内容	<p>第2次一括法による身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正で、平成24年4月、身体障害者相談員及び知的障害者相談員への相談業務の委託等が都道府県並びに指定都市及び中核市からすべての市町村に移譲されたことで、一義的な障害者福祉の実施者である市が主体的に相談業務を委託できるようになり、相談員との日常的連携が可能となった。</p>											
効果	<p>市では、相談員への相談業務委託を開始するに当たり、相談員と個別に面談の上、相談業務内容を改めて説明し、市内の関係団体(障害福祉サービス事業者や行政機関等)が行っているサービス事業内容について改めて周知することで、相談員の取組意識やサービス知識の向上を促し、相談員が積極的に相談を受け付け、個々の相談内容に応じて様々なサービス事業を紹介することができるようになってきており、運営2年目に周知が行き届いたことから、相談件数が大幅に増加している。</p> <p>さらに、今後、市独自の研修会を定期的で開催し、市と相談員との連携強化を図り、平成24年度以降、毎年度改正が行われている障害福祉サービスの内容や計画相談の流れ等の情報提供を行う。</p> <p>これにより、身近な相談者としての相談員(サービスを利用するための情報提供、相談等)と二次相談機関としての指定特定相談支援事業所(サービス等利用計画の作成等)の役割を明確化することで、互いに連携し重層的な相談支援体制を整えることが可能となり、より効果的に事業周知を行うことが期待できる。</p> <p style="text-align: center;">水戸市内の障害者相談員に対する相談件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者相談員</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">115</td> </tr> <tr> <td>知的障害者相談員</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">241</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度以前の相談業務委託は茨城県が実施。</p>				平成24年度	平成25年度	身体障害者相談員	2	115	知的障害者相談員	30	241
	平成24年度	平成25年度										
身体障害者相談員	2	115										
知的障害者相談員	30	241										
担当課 関連サイト	<p>水戸市保健福祉部障害福祉課</p> <p>http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000285/000342/p001096_d/fil/008.pdf</p>											

19	障がい者千人雇用推進条例の制定		子育て・福祉・健康 自主条例の活用
団体名	そうじゃし 総社市(岡山県)	人口	67,637人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総社市では、就労期(18～65歳)の障がい者が約1,200人おり、平成27年度末までに障がい者1,000人の雇用を達成させるため、平成23年12月、「総社市障がい者千人雇用推進条例」を制定。 ○ 条例では、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を發揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるべきことを基本理念とし、障がい者雇用を全市的な取組として推進。ハローワーク総社と連携し、マンツーマンでワンストップの就労支援を行う「就労支援ルーム」の運営、障がい者と企業の橋渡し役として双方のサポートを行う「総社市障がい者千人雇用センター」の運営等の取組。 ○ 条例制定により、一般企業に雇用されることが困難な障がい者を対象にした福祉的就労支援施設が市内に12施設できるなどの取組の結果、一般就労と福祉的就労を合わせて721人の障がい者の雇用が実現(平成26年3月現在。条例制定時は420人)するなどの効果。 		
背景・目的	<p>総社市では、市内の障がい者数約3,200人のうち、就労期に当たる18～65歳が約1,200人であるため、障がい者の雇用促進と就労安定化を目指し、平成23年5月、「総社市障がい者千人雇用委員会」を設置するとともに、平成23年12月、「総社市障がい者千人雇用推進条例」を制定・施行し、平成27年度末までに障がい者千人の雇用達成を目標として取り組んでいる。</p>		
内容	<p>「総社市障がい者千人雇用推進条例」では、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を發揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるべきということを基本理念として、市や事業主の責務、総社市社会福祉協議会等との連携による就業・生活支援、障がい者支援施設等からの物品の買入れ等について規定し、障がい者雇用を全市的な取組として進めている。</p> <p>また、ハローワーク総社と連携し、平成23年7月、「福祉から就労」に向けてマンツーマンでワンストップ型の就労支援を行う「就労支援ルーム」を開設した。</p> <p>さらに、平成24年4月には、障がい者と企業の橋渡し役として、市独自の「総社市障がい者千人雇用センター」を設置した。千人雇用センターでは、新たな就労者や就労先を増やしていくとともに、就労中の障がい者の就業面・生活面について、障がい者・企業の双方をサポートするなど、職場定着のためのきめ細やかな支援を行う体制を構築している。</p>		
効果	<p>障がい者千人雇用の取組開始後、一般企業に雇用されることが困難な障がい者を対象にした福祉的就労支援施設が市内に12施設できるなどの取組の結果、平成26年3月現在、一般就労と福祉的就労を合わせて721人の障がい者が職を得ている(条例制定時(平成23年12月)は420人)。</p>		
担当課 関連サイト	<p>総社市保健福祉部福祉課 http://www.city.soja.okayama.jp/fukushi/shogaisha/senninkoyou/syougaisya_syurousyasuu.html</p>		

20	福祉分野の相談機関の再編・統合		子育て・福祉・健康 必置規制の見直し
団体名	愛知県	人口	7,462,800人
事例のポイント	<p>○ 愛知県は、国における必置規制の見直し（福祉に関する事務所の統合等ができるような弾力的な名称の使用や設置形態の可能化）を受けて、平成14年4月、児童相談所、障害者更生相談所を「児童・障害者相談センター」として統合。さらに、平成20年4月、福祉事務所と統合し「福祉相談センター」を設置。</p> <p>○ 相談所の統合、集約化により、福祉サービスのワンストップ化が実現し、住民の利便性が向上。</p>		
背景・目的	<p>平成11年の地方分権一括法における必置規制の見直しの中で、障害者更生相談所の名称及び設置形態の弾力化を目的として、名称に関する規制が廃止された。これにより、障害者更生相談所と他の行政機関との統合が可能になった。</p> <p>加えて、平成12年、厚生省から児童相談所についても弾力的な名称の使用及び他の相談所との統合が可能である旨の通知が出され、福祉分野の相談機関の幅広い再編が可能となった。</p>		
内容	<p>愛知県では、住民の利便性という観点から組織を見直し、平成14年4月に地方機関の再編を行った。福祉分野では、障害者更生相談所の配置が名古屋市内に2か所、東三河に1か所の全3か所と偏っていたが、これを見直し、尾張、西三河、東三河と県内に均等に分散するよう再配置を行った。</p> <p>こうした再配置に併せて、名称・設置形態の弾力化を活用し、障害者更生相談所の設置地域では、障害者更生相談所と児童相談所を「児童・障害者相談センター」として機関統合し、総合庁舎内に設置した。総合庁舎内には、従来から福祉事務所も設置されていたため、上記3地域については、窓口は別だが、福祉分野の相談を一つの建物の中で済ませることができるようになった。</p> <p>さらに、平成20年4月には、①障害者更生相談所を4つ増設し、②増設した障害者更生相談所と、機関統合の済んでいなかった地域の児童相談所、さらに福祉事務所とを合わせて「福祉相談センター」として機関統合した（児童・障害者相談センターについても福祉事務所と機関統合）。これにより、全県において、生活保護やDV相談から児童虐待相談や養護相談、障害者更生相談まで、幅広い業務に対応できる体制が整った。</p>		
効果	<p>機関統合されるまでは、複数の福祉サービスを利用する住民は、用件ごとにそれぞれの窓口で足を運ばなければならなかった。しかし、「福祉相談センター」として統合することで、例えば、18歳を境に分かれていた障害者（児）相談が一貫して行えるようになったり、障害福祉サービスの相談時に生活保護の相談も合わせてできるようになるなど、幅広い福祉サービスを一つの窓口で受けることができるようになり、利便性の向上につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>愛知県健康福祉部児童家庭課 http://www.pref.aichi.jp/jidoukatei/</p>		

21	医師会等と7市2町の協働による 地域医療ネットワーク		子育て・福祉・健康 地方公共団体間の協働
団体名	かぞし きょうだし ほにゅうし 加須市、行田市、羽生市、 くまし はすだし さつてし 久喜市、蓮田市、幸手市、 しらおかし みやしるまち すぎとまち 白岡市、宮代町、杉戸町(埼玉県)	人口	661,735人 ※7市2町人口の合計
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉県北東部は、人口当たり医師数や看護師数、医療施設数が低い水準にあり、住民が安心できる医療環境の整備が課題。 ○ このため、医師会、中核病院等と7市2町の協働により、埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム(「とねっと」：複数の医療機関にまたがる医療情報の共有化による医療連携)を構築し、平成24年7月から運用。 ○ 検査結果や投薬情報が現場で活用され、迅速で的確な救急活動に役立てられるなどの効果。 		
背景・目的	<p>埼玉県は、医師数(10万人当たり)が全国で最も少なく、その中でも利根保健医療圏(埼玉県北東部)は、人口当たり医師数や看護師数、医療施設数が低い水準にあり、今後の長寿化に伴う医療需要の増加に対応するため、住民が安心して生活できる医療環境の整備が喫緊の課題となっていた。</p> <p>このような中、医師会、中核病院等と7市2町が協働して、医療情報等のネットワーク化を図るため、埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム(「とねっと」)を構築し、平成24年7月から本格運用を開始した。</p>		
内容	<p>「とねっと」は、医師会と中核病院等と7市2町(加須市、行田市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)が協議会を設置し、協働して運用している。これは、利根保健医療圏に在住する住民に、「かかりつけ医カード」を発行することにより、複数の医療機関にまたがる検査結果や投薬情報などの医療情報を共有化し、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら地域全体で医療を完結するシステムである。</p> <p>「とねっと」の主な機能としては、①患者情報共有(地域ID、かかりつけ医カード)機能、②紹介状管理、診療/検査予約、③地域連携パス(脳卒中、糖尿病)等の機能を有する医療連携機能、④救急隊との連携を行うための救急参照機能、⑤患者本人に自己の健康情報を管理してもらう健康記録機能、⑥掲示板・メール等のグループウェア、⑦各種統計のCSV出力等を行う統計処理機能がある。</p>		
効果	<p>平成26年3月現在、119の医療機関等が「とねっと」に参加し、加入者は、約2万人となり短期間で着実に広がりを見せている。</p> <p>あわせて、平成26年3月末までに救急搬送した166人の「とねっと」参加患者のうち、本人等から聴取できた場合を除く139人の搬送において効果を上げる等、「とねっと」の医療情報(検査結果、投薬情報等)は、救急隊が現場で活用し、迅速で的確な救急活動に役立てられている。また、糖尿病連携パス機能を活用した医療連携の取組が進んでいる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会 地域医療ネットワークシステムとねっと～Tonet～ https://sites.google.com/site/tonetsince2012/</p>		

22	大学・企業との協定による市民の健康づくり		子育て・福祉・健康 住民との協働・参画
団体名	むこうし 向日市(京都府)	人口	54,248人
事例のポイント	<p>○ 向日市は、平成9年10月の「健康都市宣言」以来、市民の健康づくり施策を重点的に実施してきた中、平成24年10月、大学・企業・行政の三者の協働により、更に取組を強化するため、地元の大学、企業、プロサッカーチーム、プロバスケットボールチームと協定を締結(市民健康講座、スポーツ教室への協力等)。</p> <p>○ 健康イベントへの参加、プロ選手との交流等により、子どもの健康、スポーツへの関心が高まるなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>向日市は、平成9年10月に「健康都市宣言」を行って以来、生活習慣病を予防するための各種健康診査の実施や、地域健康塾の開催など、市民の健康づくり施策を重点的に実施してきた。このような中、京都府立医科大学をはじめ、健康機器メーカーのオムロンヘルスケア株式会社、プロサッカーチームの京都サンガ F.C.やプロバスケットボールチームの京都ハンナリーズとの協力関係を築いてきた。</p> <p>平成24年10月、市制施行40周年に当たり、このような大学や企業との協働による取組を強化し、スポーツ等を通じた市民の健康づくりの推進及び相互の発展に資するため、協定を締結した。</p>		
内容	<p>平成24年10月、京都府立医科大学、オムロンヘルスケア株式会社、向日市の三者で締結された「市民の健康づくりに関する協定」は、①京都府立医科大学は、市の健康づくり施策に対して指導助言をするとともに、研究成果を様々な形で活用する、②オムロンヘルスケア株式会社は、市民に対する健康施設の開放や健康イベントの開催、健康アドバイスなどを行う、③向日市は、両者の研究、活動に協力し、インターンシップによる学生の受入れなどを行うとされている。これに基づき、向日市健康ウォークや市民健康講座を開催している。</p> <p>また、平成24年10月、京都サンガ F.C.、京都ハンナリーズ、向日市の三者で締結された「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」は、①京都サンガ F.C.と京都ハンナリーズは、市が開催する健康づくり教室、スポーツ教室への協力や、イベント開催時に市民との交流などを図る、②向日市は、広報協力や市民との交流の場の提供などを行い、京都を代表する2つのプロスポーツチームを盛り上げるとしている。これに基づき、小学生を対象とした健康・体力づくり教室、出前授業を開催している。</p>		
効果	<p>平成25年11月に開催した向日市健康ウォークには、約300人が参加した。参加した子どもからは「歩けそうだったら、もっと長いコースを歩きたい」との意気込みが聞かれた。</p> <p>また、平成25年11月に、京都サンガ F.C.の専門家を招き、開催した健康・体力づくり教室には親子30組、平成26年1月に、京都ハンナリーズの選手とコーチを招き開催した出前授業には約200人の小学生が参加した。プロ選手の技術を目の当たりにする機会を得て交流を楽しむことで、児童のスポーツへの関心が高まった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>向日市健康福祉部健康推進課 http://www.city.muko.kyoto.jp/media/muko2012/121101h/12110108.html</p>		

23	朝ごはん条例の制定		子育て・福祉・健康 自主条例の活用
団体名	つるたまち 鶴田町(青森県)	人口	14,064人
事例のポイント	<p>○ 鶴田町では、町民の短い平均寿命、子どもの食生活の乱れに危機感を抱き、平成16年3月、食習慣の改善を目指して「鶴田町朝ごはん条例」を制定(全国初)。</p> <p>○ 条例において、ごはんを中心とした食生活の改善、早寝早起き運動の推進、地産地消の推進等の方針を定め、週5日の学校給食をすべて米飯給食に転換するなどの取組。</p> <p>○ 平均寿命が延びたり(男性 H12:74.5歳⇒H22:77.0歳)、肥満児の割合が減少(H13年度:16.2%⇒H25年度:11.7%)するなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>鶴田町は、平成12年の町の平均寿命が男性74.5歳と全国ワースト10、女性も全国平均を下回っているという状況であった。また、平成13年に、3～14歳の全児童に食生活等状況調査を行ったところ、1割強の子どもたちが朝食を取らず、7割以上が夜食を食べ、肥満や身体不調を起こすなど食生活が乱れている実態が浮き彫りになった。</p> <p>鶴田町民の長寿を守り、日本の将来を担う子どもたちの健康を守るために正しい食生活習慣を身につけることが必要と考え、平成16年3月、全国初となる「鶴田町朝ごはん条例」を制定した(同年4月施行)。</p>		
内容	<p>条例では、①ごはんを中心とした食生活の改善、②早寝、早起き運動の推進、③安全及び安心な農産物の供給、④地産地消の推進、⑤食育推進の強化、⑥米文化の継承という6つの基本方針を掲げた。</p> <p>この条例に基づき、①小学校全学年を対象とした料理教室の開催、②週5日の学校給食をすべて米飯給食に転換、③農家などによる地元野菜、りんご等の食材提供、④小学校高学年を対象とした通学合宿の開催、⑤早寝、早起き、朝ごはんに関する講演会の開催など様々な取組を行っている。</p> <p>この取組は町を中心に、食生活改善推進協議会など関係団体の協力の下で行われている。当初は、親世代に「町は朝ごはんを強制するのか」、「共働きで時間に余裕がない」など、なかなか理解を得られなかった。そこで、あらゆる機会を通じて、朝ごはんの効果に掲載された記事の配布や講演会の開催など、地道な活動を行った結果、徐々に効果が出始めた。地元の食材を提供したいという農家のお母さんによる応援隊が結成されるなど、今では家庭、学校、地域が連携して取り組んでいる。</p>		
効果	<p>条例制定後、平均寿命が延びているほか、肥満児の割合、朝食を欠食する児童生徒の割合、塩分摂取量等が改善している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均寿命(男性)…平成12年:74.5歳 → 平成22年:77.0歳 ・肥満児の割合…平成13年度:16.2% → 平成25年度:11.7% ・朝食を欠食する児童生徒の割合…平成13年度:11.3% → 平成25年度:8.5% ・1日当たりの塩分摂取量…平成15年度:13.2g → 平成25年度:12.6g 		
担当課 関連サイト	<p>鶴田町総務課 http://www.medetai-tsuruta.jp/about/breakfast_ordinance.html</p>		

24	受動喫煙防止条例の制定		子育て・福祉・健康 自主条例の活用
団体名	神奈川県	人口	9,083,643 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県では、県民の3人に1人が「がん」で亡くなっており、がん発生の大きな要因であるたばこ対策に積極的に取組。その大きな柱として、平成21年3月、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定（全国初）。 ○ 条例に基づき、学校や病院における禁煙、飲食店等における禁煙又は分煙を義務付け。 ○ 条例制定により、県民の73%が禁煙や分煙の店が増えたと回答（平成25年度調査）するなどの効果。 		
背景・目的	<p>神奈川県では、県民の3人に1人が「がん」で亡くなる中で、がん克服への総合対策として、平成17年、「がんへの挑戦・10か年戦略」を策定した。特に、がん発生の大きな要因とされているたばこ対策については、卒煙（禁煙）サポート、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策の3本柱で、重点的に取り組んできた。</p> <p>受動喫煙防止措置については、健康増進法において施設管理者に対する努力義務が規定されているが、例えば、県の「平成19年度受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査」によると、飲食店や娯楽施設で受動喫煙防止対策を実施していない施設が約6割に上るなど、受動喫煙防止対策が進んでいない現状が明らかになった。</p> <p>そこで、受動喫煙の防止措置を義務付けることにより、対策の実効性を確保するため、受動喫煙による健康への悪影響から県民を守るため、平成21年3月、全国初となる「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した（平成22年4月施行）。</p>		
内容	<p>「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」では、施設管理者に対して、学校、病院等については禁煙、飲食店等については禁煙又は分煙とする措置をとることを義務付けており、保護者に対しても、未成年者を喫煙区域に立ち入らせてはならないことを義務付けている。</p> <p>条例の実効性を高めるための措置として、立入調査、指導及び勧告、勧告に従わない施設管理者名等の公表、命令、罰則を設けた。罰則は、施設管理者に対して、立入調査の拒否や命令違反をした場合、5万円以下の過料に処するとされ、非喫煙区域において喫煙をした者に対しても、2万円以下の過料に処するとしている。</p> <p>また、平成19年以降、2年に1回、「受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査」を実施し、条例の見直しや受動喫煙防止対策の推進に役立てている。</p>		
効果	<p>「平成25年度受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査」において、不特定多数の利用客が利用する施設のうち、条例の対象となる宿泊施設の91.7%、飲食店の80%を始めとして、76.4%で受動喫煙防止対策に取り組んでいる。また、県民意識調査において、県民の73.0%が禁煙や分煙の飲食店等が増えたと認識している。</p>		
担当課 関連サイト	神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/p23038.html		

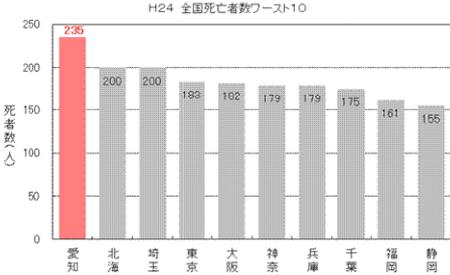
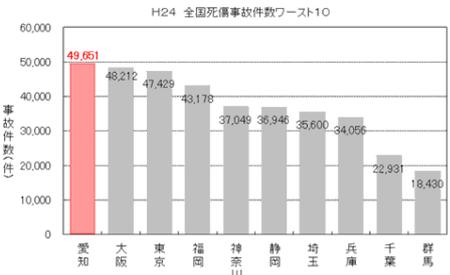
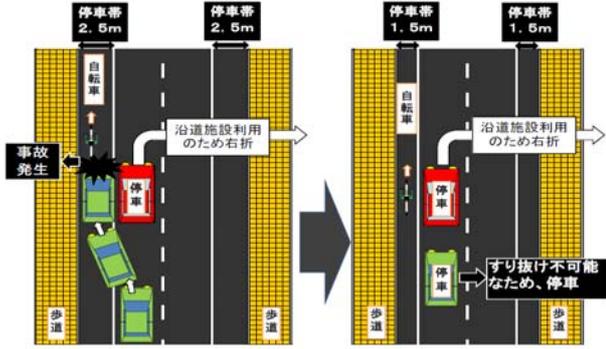
25	地域の実情に応じた都市計画の決定		まちづくり 権限移譲
団体名	にいざし 新座市(埼玉県)	人口	162,036 人
事例のポイント	<p>○ 従来は、新座市域内の用途地域指定等に係る都市計画決定権限は埼玉県が有しており、市が独自に用途地域指定を行うことができないという課題が存在。</p> <p>○ 平成 24 年 4 月、地域地区のうち三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等の区域を含む都市計画区域内の用途地域等に関する都市計画の決定権限が都道府県からすべての市町村へ移譲されたことで、市が用途地域の指定方針を決めることが可能になり、目指す将来像や地域の実情に応じた独自性のあるまちづくりを実現。</p>		
背景・目的	<p>新座市では、従来は、市域内の用途地域の指定等に係る都市計画決定権限を埼玉県が有しており、県は、幹線道路に沿って用途地域を指定する場合は、道路境界線から 25m、30m 又は 50m の幅で指定するという指定基準を定めていた。</p> <p>市は、本事例地区については、目指す将来像を考慮して、道路境界線から 30m 幅の沿道用途指定を希望していたが、これまで市域において 30m 幅での沿道用途指定の実績がなかったことから、県との協議に時間を要し、その後の土地区画整理事業の進捗への影響が懸念されていた。また、本地区の将来像にふさわしいまちづくりを行う上で支障となるおそれがあった。</p>		
内容	<p>第 2 次一括法による都市計画法の改正で、平成 24 年 4 月、地域地区のうち三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等の区域を含む都市計画区域内の用途地域等に関する都市計画の決定権限が都道府県からすべての市町村に移譲され、市が目指す将来像や地域の実情に応じて用途地域の指定方針を決めることが可能になった。</p> <p>具体的には、新座駅に近接する区域は、生活及び経済の拠点となる地区であるため、駅前には商業地域を指定し、駅から延びる都市計画道路新座駅北口通線沿道については、近隣商業地域を指定することで、連続性のあるにぎわいを創出したいと考えた。</p> <p>その際、道路境界線からの幅を他地区と同じ 25m 幅とすると、商業利用がかなり制限される懸念があったことから、30m 幅での沿道用途を定めることとした。</p> <div data-bbox="335 1411 1420 1680"> </div>		
効果	<p>今後は、より地域の住民に身近で、市域内の実情や課題を認識している市が、主体的に判断できる範囲が拡大されたことで、より効率的なまちづくりの実現が期待できる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>新座市都市整備部まちづくり計画課 http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/32/</p>		

26	開発行為の許可		まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	よこてし 横手市(秋田県)	人口	97,994人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発許可と建築確認の申請窓口が別々にならないよう、平成19年4月、事務処理特例条例により、都市計画法に基づく開発行為の許可権限が市に移譲された。 ○ 開発許可と建築確認の窓口が一本化されたことにより、申請者の負担が軽減。また、両事務の担当部局の緊密な連携により円滑に事務を処理できるようになった。 		
背景・目的	<p>横手市では、一般住宅に係る宅地分譲や福祉施設の建設等、開発許可を伴う建築確認の申請が年に5件程度ある。</p> <p>同市においては、平成19年4月に、建築基準法97条の2第1項の規定により建築主事を置いたことから、従前は県が行っていた建築確認の事務のうち、小規模な建築物(延べ面積が200㎡以下の木造以外の平屋建築物等)に係るものについては市が行うこととなった。しかし、都市計画法に基づく開発行為の許可事務については県が権限を持ったままであったため、同一の建築物に係る開発許可と建築確認について、許可申請者が県と市それぞれの窓口に出向く必要が生じるおそれがあった。</p>		
内容	<p>平成19年4月、事務処理特例条例により、都市計画法上の開発行為の許可事務についても併せて市に移譲された。これにより、同許可及び開発後の土地に造られる小規模な建築物に係る建築確認を市が一貫して実施できるようになり、窓口が一本化された。</p> <p>なお、平成24年4月には、建築基準法4条2項の規定により建築主事を置いたことから、建築確認が必要な全ての建築物について市が建築確認の事務を行うこととなったため、現在では開発許可と建築確認の窓口が市に一本化されている。</p>		
効果	<p>開発許可と建築確認の申請手続がどちらも市で完結するようになり、申請者の負担が軽減した。また、地域の状況をよく知る市において、開発許可と建築確認の両担当部局が緊密に連携し、円滑に事務処理を行うことができるようになっている。</p>		
担当課 関連サイト	横手市建設部都市計画課 http://www.city.yokote.lg.jp/koho/page400069.html		

27	歴史的風土保存区域における行為規制	まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	奈良県	人口 1,405,453 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次一括法の施行に伴い、県内の風致地区内における建築等の規制は原則として市町村が行うこととなった。 ○ 歴史的風土保存区域・風致地区それぞれにおける行為の許可等の事務を一体的に実施するため、平成 25 年4月、事務処理特例条例により、歴史的風土保存区域内における許可等に係る権限を市町村に移譲。 ○ 両手続の窓口が市町村に一本化され、申請者の負担が軽減。 	
背景・目的	<p>奈良県では、歴史的風土保存区域として約 8,400 ヘクタール(明日香村歴史的風土保存地区を含む。)が指定されているが、これらはほぼ都市計画法上の風致地区に含まれており、両区域における建築等の行為の許可等についても審査内容がほぼ同様である。第2次一括法施行前は、歴史的風土保存区域及び風致地区に係る行為の許可等の権限はいずれも県が有していた。</p> <p>第2次一括法の施行に伴い、県内の風致地区内に係る許可等は原則として市町村が行うこととなった。他方で、歴史的風土保存区域に係る許可等の権限は県に残ることとなるため、申請者はほぼ同様の内容の申請を市町村と県それぞれに対して行う必要性が出てきた。</p>	
内容	<p>風致地区に係る権限移譲に併せて、平成 25 年4月、事務処理特例条例により、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域における行為の許可等についても市町村に権限を移譲した。これにより、歴史的風土保存区域及び風致地区に係る許可等の申請について、どちらも市町村で手続が完結するようになった。</p>	
効果	<p>歴史的風土保存区域及び風致地区における行為の許可等について、申請窓口が市町村に一本化され、申請者の負担が軽減した。</p>	
担当課 関連サイト	<p>奈良県くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課 http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=12757</p>	

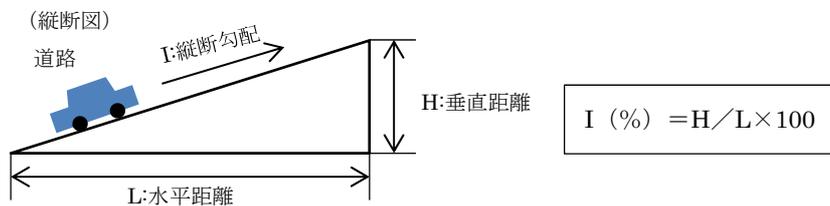
28	風致地区内における建築許可		まちづくり 条例による事務処理特例制度																												
	団体名	香川県	人口	1,010,707人																											
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一の町内に存在する複数の風致地区内における建築等の規制に関し、許可権者が異なるという状態を避けるため、平成25年3月、事務処理特例条例により、県条例による風致地区内における建築等の許可権限を当該町に移譲。 ○ 当該町内の風致地区に係る申請窓口が一本化され、手続きが簡素化された。 																														
背景・目的	<p>第2次一括法の施行に伴う政令改正により、都市計画法上の風致地区内における建築等については、2以上の市町村にわたる10ヘクタール以上の風致地区に係るものを除き、市町村が条例により規制できるようになった。しかし、県内の宇多津町にある複数の風致地区のうち、一方(風致地区A)は町の条例による規制対象となり、もう一方(風致地区B)は丸亀市と宇多津町にまたがることから県の条例による規制が存続することとなったため、同一の町内にある風致地区内の行為に係る規制でありながら、建築等を行うに当たって風致地区Aでは町の許可、風致地区Bでは県の許可が必要ということになり、手続きが分かりにくい状態となることが危惧されていた。</p>																														
内 容	<p>平成25年4月、事務処理特例条例により、県の「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に規定する当該風致地区内における許可等の事務を町に移譲した。これにより、町内の風致地区内における建築等の許可についてはどちらも町が行うことができるようになった。</p> <p>(参考:事務処理特例条例により下線部の移譲を実施)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">風致地区A (宇多津町のみ)</th> <th colspan="2">風致地区B(2市町にわたる)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>宇多津町部分</th> <th>丸亀市部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(よるべき許可基準)</td> <td colspan="2">(町の条例)</td> <td colspan="2">(県の条例)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">許可 事務</td> <td>平成24年度まで</td> <td colspan="2">県</td> <td>県</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>平成25年度から</td> <td colspan="2">町</td> <td>県 → 町</td> <td>市(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「風致地区内における建築等の規制に関する条例」により、市が許可事務を実施</p>						風致地区A (宇多津町のみ)		風致地区B(2市町にわたる)				宇多津町部分	丸亀市部分	(よるべき許可基準)		(町の条例)		(県の条例)		許可 事務	平成24年度まで	県		県	県	平成25年度から	町		県 → 町	市(※)
			風致地区A (宇多津町のみ)				風致地区B(2市町にわたる)																								
					宇多津町部分	丸亀市部分																									
	(よるべき許可基準)		(町の条例)		(県の条例)																										
許可 事務	平成24年度まで	県		県	県																										
	平成25年度から	町		県 → 町	市(※)																										
効 果	<p>県の条例で規制される風致地区と町の条例で規制される風致地区それぞれに係る許可申請の窓口を町に一本化することで、申請手の煩雑化を避けることができた。</p>																														
担当課 関連サイト	<p>香川県土木部都市計画課 http://www.pref.kagawa.lg.jp/kgwpub/pub/cms/detail.php?id=500</p>																														

29	津波避難路の基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	宮城県	人口	2,318,692 人
事例のポイント	<p>○ 宮城県では、平成 24 年 12 月、津波避難路については、車道・歩道を拡幅して整備する独自の基準を含む「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定。</p> <p>○ 緊急時に、緊急車両が車道に乗り捨てられた車を避けて通行することや、歩行者の円滑な避難を可能とした。</p>		
背景・目的	<p>宮城県では、東日本大震災の経験を踏まえ、学識者、沿岸市町、沿岸消防本部等で構成されている「宮城県津波対策連絡協議会」において、復興に向けたまちづくりにおける避難路等の整備に際して留意すべき事項等を整理した「津波避難のための施設整備指針(平成 24 年 3 月)」を策定し、その指針に沿った施設整備を進めている。</p>		
内容	<p>従来、道路構造令の基準では、平地部の都道府県道の車道(3種3級)の幅は 7.5m以上、歩道の幅は 2.5m以上とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、宮城県では、平成 24 年 12 月、「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定し、市町村地域防災計画等法定の計画で津波に襲われた際の避難路として位置づけられた道路(津波避難路)については、「津波避難のための施設整備指針」に沿って車道の幅を 8.0m以上、歩道の幅を 3.5m以上確保することを定めた(平成 25 年 4 月施行)。</p> <div style="text-align: center;"> <p>整備のイメージ</p> <p><車道幅員></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国の基準</p> <p>例)第3種3級の道路の場合 (単位:m)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県独自基準</p> <p>※車道幅員8m以上を確保</p> </div> </div> <p><自転車歩行者道・歩道の幅員></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国の基準</p> <p>例)歩道の場合 (単位:m)</p> <p>※路上施設0.5m以上を含む</p> <p>2.50以上</p> <p>2.50以上</p> <p>※自転車歩行者道の場合 幅員3.5m以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>県独自基準</p> <p>※路上施設0.5m以上を含む (単位:m)</p> <p>3.50以上</p> <p>3.50以上</p> </div> </div> </div>		
効果	<p>車道を拡幅して整備することにより、津波発生等の緊急時に、車道に乗り捨てて避難する場合にも緊急車両が通行できる幅員を確保することができる。また、歩道の幅を拡幅することにより、津波発生等の緊急時の歩行者の円滑な避難につながる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>宮城県土木部道路課 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/road/</p>		

30	すり抜け車両防止のための停車帯幅員の縮小		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																																												
団体名	愛知県	人口	7,462,800 人																																												
事例のポイント	<p>○ 愛知県では、平成 24 年 3 月、停車帯をすり抜ける車両や停車帯での違法駐車が多いため、その防止のため「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定。</p> <p>○ 停車帯の幅を狭めた構造基準により、すり抜け車両や違法駐車防止による交通事故の減少を見込む。</p>																																														
背景・目的	<p>愛知県は、平成 15 年以降、交通事故死者数全国ワースト 1 位を続けており、交通事故の防止が喫緊の課題である。また、自動車依存度が高く、交通量も多く、各地で道路渋滞が大きな問題となっている。</p>																																														
内容	<p>従来、道路構造令の基準では、停車帯の幅は 2.5m 以上とされていたが、第 1 次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、愛知県では、事故のケースとして、本線上で停車している車両の脇をすり抜ける車両によって引き起こされる軽車両やバイクとの接触事故が多いとした公安委員会からのヒアリング結果を考慮して、平成 24 年 3 月、「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定し、停車帯の幅について 1.5m を標準とすることを規定した(同年 4 月施行)。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="421 1043 826 1077"> <p>死者数ワースト 10(平成 24 年)</p>  <table border="1"> <caption>H24 全国死者数ワースト10</caption> <thead> <tr><th>都道府県</th><th>死者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>愛知</td><td>235</td></tr> <tr><td>北海道</td><td>200</td></tr> <tr><td>埼玉</td><td>200</td></tr> <tr><td>東京</td><td>182</td></tr> <tr><td>大阪</td><td>162</td></tr> <tr><td>神奈川</td><td>179</td></tr> <tr><td>兵庫</td><td>179</td></tr> <tr><td>千葉</td><td>175</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>161</td></tr> <tr><td>静岡</td><td>155</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="900 1043 1369 1077"> <p>死傷事故件数ワースト 10(平成 24 年)</p>  <table border="1"> <caption>H24 全国死傷事故件数ワースト10</caption> <thead> <tr><th>都道府県</th><th>事故件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>愛知</td><td>49,651</td></tr> <tr><td>大阪</td><td>48,212</td></tr> <tr><td>東京</td><td>47,429</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>43,178</td></tr> <tr><td>神奈川</td><td>37,049</td></tr> <tr><td>静岡</td><td>36,946</td></tr> <tr><td>埼玉</td><td>35,600</td></tr> <tr><td>兵庫</td><td>34,056</td></tr> <tr><td>千葉</td><td>22,937</td></tr> <tr><td>群馬</td><td>18,430</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="text-align: right;">停車帯の幅の違いによる 事故防止イメージ</p> </div>			都道府県	死者数	愛知	235	北海道	200	埼玉	200	東京	182	大阪	162	神奈川	179	兵庫	179	千葉	175	福岡	161	静岡	155	都道府県	事故件数	愛知	49,651	大阪	48,212	東京	47,429	福岡	43,178	神奈川	37,049	静岡	36,946	埼玉	35,600	兵庫	34,056	千葉	22,937	群馬	18,430
都道府県	死者数																																														
愛知	235																																														
北海道	200																																														
埼玉	200																																														
東京	182																																														
大阪	162																																														
神奈川	179																																														
兵庫	179																																														
千葉	175																																														
福岡	161																																														
静岡	155																																														
都道府県	事故件数																																														
愛知	49,651																																														
大阪	48,212																																														
東京	47,429																																														
福岡	43,178																																														
神奈川	37,049																																														
静岡	36,946																																														
埼玉	35,600																																														
兵庫	34,056																																														
千葉	22,937																																														
群馬	18,430																																														
効果	<p>現在 2 か所に変更後の基準に基づく整備が予定されており、今後順次整備が進むことで停車帯を走行する「すり抜け」車両や停車帯に違法駐車する車両を防止することができ、交通事故の抑制効果が見込まれる。</p>																																														
担当課 関連サイト	<p>愛知県建設部道路建設課 http://www.pref.aichi.jp/dourokensetsu/</p>																																														

31	交通量の少ない道路の整備基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	くどやまちょう 九度山町(和歌山県)	人口	4,908人
事例のポイント	<p>○ 九度山町は、町の面積の9割が紀伊山脈の支脈に覆われる山岳地帯であり、平成25年3月、交通量の少ない道路について独自の基準を定めた「九度山町町道の構造の技術的基準を定める条例」を制定。</p> <p>○ 道路延長の短縮により用地買収の地元負担も軽減しながら、国の基準では困難であった集落をつなぐ道路整備を可能とした。</p>		
背景・目的	<p>九度山町は、町の面積の約9割を紀伊山地の支脈に覆われており、急傾斜地が多く国の基準による道路整備計画を断念せざるを得ない状況が多々発生していた。</p>		
内容	<p>従来の道路構造令の基準では、山地部の市町村道であっても路肩幅員は0.5m以上とされ、路肩幅員を含めた最小道路幅員は4.0mであった。</p> <p>第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、平成25年3月、「九度山町町道の構造の技術的基準を定める条例」を制定した(同年4月施行)。</p> <p>具体的には、設計速度が20km以下で、かつ、計画交通量おおむね100台/日以下の道路については地形的要因その他やむを得ない理由を有する道路に限って、路肩幅員を0.25m以上とすることで、最小道路幅員を3.5mとする基準等を設けた。</p> <div data-bbox="461 1196 1225 1709" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the road width specifications. It shows a cross-section of a road with a car in the center. The total width including both shoulders is 3.50m. The road width (excluding shoulders) is 3.00m. Each shoulder is 0.25m wide. The text below the diagram is '<整備イメージ>' (Maintenance Image).</p> </div>		
効果	<p>平成27年度に測量設計を実施する等の取組を進めており、道路用地を買収する際の地元負担の軽減、歩道を狭くすることで拡幅に必要な面積が縮減することによる用地補償費の節減や地域の実情に応じた道路整備につながる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>和歌山県九度山町建設課 http://www.town.kudoyama.wakayama.jp/dd.aspx?menuid=1</p>		

32	坂の多い地域の道路構造基準		まちづくり																																				
			義務付け・枠付けの見直し																																				
団体名	長崎市(長崎県)	人口	439,539人																																				
事例のポイント	<p>○ 長崎市では、急傾斜の坂が多い地域の特性に対応するため、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、国の基準よりも急勾配の道路を整備できるよう独自の道路構造基準を策定。</p> <p>○ 従来の基準では用地や工期がより多く必要となり、場合によっては断念せざるを得なかった急傾斜地での道路整備を可能にすることで、車の通行が可能となり買物・通院等の日常生活や救急搬送等の防災機能の観点で、住民の利便性向上。</p>																																						
背景・目的	<p>長崎市は、平地にある市街地を取り囲むように山が連なるすり鉢状の地形であり、高台まで家が連なっているため、坂が多く、坂自体も急なものが多い街である。</p> <p>斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させなければならず、整備延長が長くなることで、多くの用地が必要となり、事業費もかかり、完成までに長い時間を要している。</p>																																						
内容	<p>従来、道路構造令の基準では、坂の縦断勾配は12%以下とされていた。第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、急な坂が多い実情に配慮して、道路の縦断勾配を17%まで引き上げ可能とした(平成24年10月施行)。</p>																																						
	<p>「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」で定める独自基準の概要 設計速度20キロ/時の新設道路における縦断勾配の上限値の緩和内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">道路の区分</th> <th colspan="4">縦断勾配の上限値(%)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">道路構造令</th> <th colspan="2">長崎市条例</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>地形の状況等 やむを得ない場合</th> <th>通常</th> <th>地形の状況等 やむを得ない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3種</td> <td>普通道路</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4種</td> <td>普通道路</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>12</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				道路の区分		縦断勾配の上限値(%)				道路構造令		長崎市条例		通常	地形の状況等 やむを得ない場合	通常	地形の状況等 やむを得ない場合	第3種	普通道路	9	12	9	17	小型道路	12	—	17	—	第4種	普通道路	9	11	9	17	小型道路	12	—	17
道路の区分		縦断勾配の上限値(%)																																					
		道路構造令		長崎市条例																																			
		通常	地形の状況等 やむを得ない場合	通常	地形の状況等 やむを得ない場合																																		
第3種	普通道路	9	12	9	17																																		
	小型道路	12	—	17	—																																		
第4種	普通道路	9	11	9	17																																		
	小型道路	12	—	17	—																																		
効果	<p>急勾配の地域の生活道路整備について、国の基準に従うと用地や工期が多く必要となるが、基準の緩和により整備に係る費用や工期を短縮でき、住民の利便性の向上につながっている。</p> <p>※新基準で整備された例：市道大鳥町大谷町1号線 延長=79m(平成26年5月末完成部分、全体計画は459m)、縦断勾配最大16.889%</p>																																						
	<p>担当課 長崎市土木部土木総務課 関連サイト http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/164/166/167/index.html</p>																																						



33	道路標識に記載するローマ字の大きさ		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																		
団体名	静岡県	人口	3,809,470 人																		
事例のポイント	<p>○ 静岡県では、外国人観光客の増加に対する対策の一環として、平成 24 年 3 月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、道路標識に国の基準よりも拡大したローマ字の大きさの基準を策定。</p> <p>○ 漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人に対し、道路交通の安全性向上。</p>																				
背景・目的	<p>静岡県は、平成25年6月に富士山が世界遺産へ登録されるなど、外国人観光客の増加が見込まれる地域であり、外国人にわかりやすい標識の設置が望まれている。</p>																				
内容	<p>従来、道路法に基づく国の基準(標識令)では案内標識のローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の 50%が基準とされていた。第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、静岡県では、平成 24 年 3 月、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」を受けた規則において、ローマ字の大きさを文字(漢字、かな)の 65%まで拡大できるよう基準を定めた(同年 4 月施行)。</p> <p>国・静岡県における訪日外国人数(単位: 人)</p> <table border="1" data-bbox="357 1014 1066 1149"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国全体</td> <td>6,218,752</td> <td>8,358,105</td> <td>10,363,904</td> </tr> <tr> <td>静岡県(推計)</td> <td>180,344</td> <td>267,459</td> <td>228,006</td> </tr> </tbody> </table> <p>※静岡県(推計)は、「訪日外国人動向調査」(観光庁)における「訪問率」を用いて算出</p> <p>「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」における基準</p> <table border="1" data-bbox="357 1234 1066 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>文字(ローマ字)の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の基準</td> <td>文字(漢字、かな)の大きさの65%の値</td> </tr> <tr> <td>国の基準</td> <td>” 50%の値</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="357 1417 815 1697"> <p><従来の道路標識></p>  </div> <div data-bbox="847 1417 1321 1697"> <p><ローマ字を拡大した標識></p>  </div> </div>			年	2011	2012	2013	国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904	静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006		文字(ローマ字)の大きさ	県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値	国の基準	” 50%の値
年	2011	2012	2013																		
国全体	6,218,752	8,358,105	10,363,904																		
静岡県(推計)	180,344	267,459	228,006																		
	文字(ローマ字)の大きさ																				
県の基準	文字(漢字、かな)の大きさの65%の値																				
国の基準	” 50%の値																				
効果	<p>県が管理する案内標識を改修する際に、新基準で整備することで、漢字ではなくローマ字で標識を理解する外国人にとって視認性が向上し、道路交通の安全とともに、円滑な交通誘導が期待できる。</p>																				
担当課 関連サイト	<p>静岡県交通基盤部道路局道路保全課 http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-230/anzen/sign/index.html</p>																				

34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	金沢市(石川県)	人口	450,360人
事例のポイント	<p>○ 金沢市では、雪や雨が多い地域であり、屋内で洗濯物を干す地域特性に対応するため、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正。</p> <p>○ 独自の設備基準であるサンルーム型物干場の設置を追加することで、居住の快適性が向上。</p>		
背景・目的	<p>金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い典型的な日本海側気候である。そのような土地柄のため、一年を通じて洗濯物を干すのが屋内に偏ってしまう実情がある。</p>		
内容	<p>従来、公営住宅法に基づく国の整備基準において物干場については規定されていなかった。第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、金沢市では屋内で洗濯物を干すことが多いという地域特性に鑑み、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、サンルーム型の物干場を設置することを明確化した(平成25年4月施行)。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div> <p style="text-align: center;">サンルーム型物干場</p>		
効果	<p>平成26年度に建替えに着手する住宅(28戸)において、サンルーム型の物干し場を設置することとしており、地域の実情に合った公営住宅の整備を進めることで、公営住宅入居者の居住の快適性の向上につながるとともに、湿気・結露・カビ発生の予防を通じた居室の長寿命化を図ることができ、将来にわたって良質な住居を維持することができる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>金沢市都市整備局定住促進部市営住宅課 http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29104/index.html</p>		

35	公営住宅の間取りに関する基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
団体名	やわたし 八幡市(京都府)	人口	73,553 人
事例のポイント	<p>○ 八幡市では、今後の人口減少を見据え、公営住宅が多様な世帯の入居を可能にし、地域コミュニティの活性化に資するよう、平成 25 年 3 月、「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定。</p> <p>○ 異なる間取りの整備により、多様な世帯の入居が可能となるよう基準を定めるとともに、児童遊園等の整備に当たっては、周辺住民との交流促進に考慮する旨を規定することで、地域コミュニティの活性化に資する。</p>		
背景・目的	<p>八幡市は、京都や大阪のベッドタウンとして発展し、団地が整備されてきた。市営住宅等は、32 団地 125 棟が整備され、そのうち木造のものが 28 棟あり、築約 50 年以上であるため老朽化が進んでいる。</p> <p>今後、人口減少が見込まれる中、住宅政策の課題解決のため「八幡市住宅基本計画」を定め、市営住宅等については「八幡市営住宅等ストック総合活用計画」を平成 25 年度に見直し、その計画に沿って今後、市営住宅等の整備を行っていくこととしている。</p>		
内容	<p>従来、公営住宅の間取りやその組合せについては国の基準では規定がなく、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、平成 25 年 3 月、八幡市では「八幡市市営住宅等の整備の基準を定める条例」を制定し、家族向け、2人世帯向け(老人・若年)といった多様な世帯の入居が可能となる住戸とするため、規模が異なる間取り等を組み合わせて整備することを定めた(同年4月施行)。</p> <p>また、同様に国の基準では規定がなかった児童遊園等(児童遊園、集会所、広場、緑地等)を設置する場合の基準については、入居者同士及び入居者と周辺住民との交流が促進されるよう考慮するものと定めた。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>中ノ山団地第一工区(平成 25 年度完成)</p> <p>入居者の利便性や周辺住民との交流促進を図るため、バス停を市営住宅前に移設し、安全確保のため、前面道路に面して歩行可能なマウンドアップしたスペースを設置し、周辺住民への環境整備を行った。</p> </div> </div>		
効果	<p>現在、平成 27 年度完了の木造住宅集約・建て替えにおいて、平成 25 年度に身体障害者向け 1 戸を含む世帯向け住宅を 8 戸建設、平成 26 年度に身体障害者向け 3 戸を含む世帯向けを 18 戸、2 人世帯以下向け 6 戸の建設を予定、合計 32 戸の建設を実施。</p> <p>今後、想定される非木造住宅の建て替えにおいても、同様に取り組むこととしており、異なる間取りを整備することで、公営住宅に入居する多様な世帯への対応が可能となり、コミュニティバランスの改善につながる。また児童遊園等を周辺住民との交流の場とすることで、地域コミュニティの活性化に資する。</p>		
担当課 関連サイト	<p>八幡市都市管理部住宅管理課 http://www.city.yawata.kyoto.jp/soshiki_list.html</p>		

36	公営住宅における子育て世帯支援		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し
	団体名	横浜市(神奈川県)	人口 3,707,843人
事例のポイント	<p>○ 横浜市では、市の子育て支援の一環として、平成24年12月、「横浜市営住宅条例」の改正により、子育て世帯について、国の基準では「未就学の子がいる世帯」としていたところ、「中学校卒業程度までの子がいる世帯」に拡大する市独自の基準を策定。</p> <p>○ 支援の拡充により、幅広い子育て世帯が裁量階層(※)の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居を促進。これにより多様な世代構成を確保。</p>		
背景・目的	<p>横浜市では、子育て世帯への支援を厚くしている。就学前の児童については、横浜保育室の整備等を行っているが、就学児童のいる世帯への支援を充実させることが必要であり、また、市営住宅に入居する世帯の多様化を確保する必要がある。</p>		
内容	<p>公営住宅の裁量階層の対象となる子育て世帯は、従来、国の基準では「未就学の子がいる世帯」とされていたが、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき、この基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、横浜市では、平成24年12月、「横浜市営住宅条例」を改正し、裁量階層の子育て世帯について、「中学卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子がいる世帯」まで拡大した(平成25年4月施行)。</p> <p>※裁量階層 高齢者や障害者等、入居者の心身の状況や世帯構成、区域内の住宅事情等を勘案して、特に居住の安定を図る必要がある世帯。その入居収入基準は、公営住宅法施行令で定める金額以下(現行:25.9万円以下)で条例において金額を定めることとなり、横浜市では「21.4万円以下」と定めている。</p>		
効果	<p>子育て世帯の支援を拡充することにより、幅広い子育て世帯が裁量階層の対象となり、当選率も優遇されることから、これらの世帯の入居が促進される。これにより、入居者の高齢化が進む中で自治会活動や市営住宅の維持管理に必要な担い手が増加し、防災、地域の活性化が期待できる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>横浜市建築局市営住宅課 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/kanri/</p>		

37	降灰地域の都市公園の基準		まちづくり 義務付け・枠付けの見直し																																																																																																																																																				
団体名	鹿児島県	人口	1,701,387人																																																																																																																																																				
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿児島県では、火山灰が降る地域の特性に対応するため、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正。 ○ 都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、条例により、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、22%まで拡大。これにより、利用者の快適性の向上に寄与。 																																																																																																																																																						
背景・目的	<p>鹿児島県は、活火山の桜島があり、その噴火により火山灰が降り積もる。一部地域は活動火山対策特別措置法12条1項で内閣総理大臣が指定する「降灰防除地域」に指定されている。噴火による降灰があった場合、屋外での運動が制限されるため、屋内運動施設の需要が高い。</p>																																																																																																																																																						
内容	<p>従来、都市公園法の公園に設置する施設の建ぺい率は、2%が基準であり、その他文化財や屋内運動施設等を設置する場合には、特例加算が認められている。</p> <p>屋内運動施設等を設置する場合の建ぺい率の特例加算は10%とされているが、第2次一括法により改正された都市公園法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、鹿児島県では、平成24年12月、「鹿児島県都市公園条例」を改正し、降灰防除地域の都市公園に屋内運動施設等を設置する場合には、その特例加算を20%に拡大した(平成25年4月施行)。</p> <div data-bbox="379 1169 1378 1778" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <caption>桜島の降灰状況 (年別) 【昭和54年～平成26年】</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>降灰量 (kg/m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和54年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和56年</td><td>250</td></tr> <tr><td>昭和57年</td><td>280</td></tr> <tr><td>昭和58年</td><td>500</td></tr> <tr><td>昭和59年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>1,101</td></tr> <tr><td>昭和61年</td><td>520</td></tr> <tr><td>昭和62年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和63年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和64年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和65年</td><td>380</td></tr> <tr><td>昭和66年</td><td>750</td></tr> <tr><td>昭和67年</td><td>580</td></tr> <tr><td>昭和68年</td><td>680</td></tr> <tr><td>昭和69年</td><td>150</td></tr> <tr><td>昭和70年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和71年</td><td>180</td></tr> <tr><td>昭和72年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和73年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和74年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和75年</td><td>120</td></tr> <tr><td>昭和76年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和77年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和78年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和79年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和80年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和81年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和82年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和83年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和84年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和85年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和86年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和87年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和88年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和89年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和90年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和91年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和92年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和93年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和94年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和95年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和96年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和97年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和98年</td><td>100</td></tr> <tr><td>昭和99年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成00年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成01年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成02年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成03年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成04年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成05年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成06年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成07年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成08年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成09年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成13年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成14年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成15年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成16年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>100</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>126</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>245</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>234</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>342</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>296</td></tr> <tr><td>平成26年3月末</td><td>32</td></tr> </tbody> </table> </div>			年	降灰量 (kg/m²)	昭和54年	280	昭和55年	280	昭和56年	250	昭和57年	280	昭和58年	500	昭和59年	380	昭和60年	1,101	昭和61年	520	昭和62年	380	昭和63年	380	昭和64年	380	昭和65年	380	昭和66年	750	昭和67年	580	昭和68年	680	昭和69年	150	昭和70年	120	昭和71年	180	昭和72年	100	昭和73年	100	昭和74年	120	昭和75年	120	昭和76年	100	昭和77年	100	昭和78年	100	昭和79年	100	昭和80年	100	昭和81年	100	昭和82年	100	昭和83年	100	昭和84年	100	昭和85年	100	昭和86年	100	昭和87年	100	昭和88年	100	昭和89年	100	昭和90年	100	昭和91年	100	昭和92年	100	昭和93年	100	昭和94年	100	昭和95年	100	昭和96年	100	昭和97年	100	昭和98年	100	昭和99年	100	平成00年	100	平成01年	100	平成02年	100	平成03年	100	平成04年	100	平成05年	100	平成06年	100	平成07年	100	平成08年	100	平成09年	100	平成10年	100	平成11年	100	平成12年	100	平成13年	100	平成14年	100	平成15年	100	平成16年	100	平成17年	100	平成18年	100	平成19年	100	平成20年	100	平成21年	126	平成22年	245	平成23年	234	平成24年	342	平成25年	296	平成26年3月末	32
年	降灰量 (kg/m²)																																																																																																																																																						
昭和54年	280																																																																																																																																																						
昭和55年	280																																																																																																																																																						
昭和56年	250																																																																																																																																																						
昭和57年	280																																																																																																																																																						
昭和58年	500																																																																																																																																																						
昭和59年	380																																																																																																																																																						
昭和60年	1,101																																																																																																																																																						
昭和61年	520																																																																																																																																																						
昭和62年	380																																																																																																																																																						
昭和63年	380																																																																																																																																																						
昭和64年	380																																																																																																																																																						
昭和65年	380																																																																																																																																																						
昭和66年	750																																																																																																																																																						
昭和67年	580																																																																																																																																																						
昭和68年	680																																																																																																																																																						
昭和69年	150																																																																																																																																																						
昭和70年	120																																																																																																																																																						
昭和71年	180																																																																																																																																																						
昭和72年	100																																																																																																																																																						
昭和73年	100																																																																																																																																																						
昭和74年	120																																																																																																																																																						
昭和75年	120																																																																																																																																																						
昭和76年	100																																																																																																																																																						
昭和77年	100																																																																																																																																																						
昭和78年	100																																																																																																																																																						
昭和79年	100																																																																																																																																																						
昭和80年	100																																																																																																																																																						
昭和81年	100																																																																																																																																																						
昭和82年	100																																																																																																																																																						
昭和83年	100																																																																																																																																																						
昭和84年	100																																																																																																																																																						
昭和85年	100																																																																																																																																																						
昭和86年	100																																																																																																																																																						
昭和87年	100																																																																																																																																																						
昭和88年	100																																																																																																																																																						
昭和89年	100																																																																																																																																																						
昭和90年	100																																																																																																																																																						
昭和91年	100																																																																																																																																																						
昭和92年	100																																																																																																																																																						
昭和93年	100																																																																																																																																																						
昭和94年	100																																																																																																																																																						
昭和95年	100																																																																																																																																																						
昭和96年	100																																																																																																																																																						
昭和97年	100																																																																																																																																																						
昭和98年	100																																																																																																																																																						
昭和99年	100																																																																																																																																																						
平成00年	100																																																																																																																																																						
平成01年	100																																																																																																																																																						
平成02年	100																																																																																																																																																						
平成03年	100																																																																																																																																																						
平成04年	100																																																																																																																																																						
平成05年	100																																																																																																																																																						
平成06年	100																																																																																																																																																						
平成07年	100																																																																																																																																																						
平成08年	100																																																																																																																																																						
平成09年	100																																																																																																																																																						
平成10年	100																																																																																																																																																						
平成11年	100																																																																																																																																																						
平成12年	100																																																																																																																																																						
平成13年	100																																																																																																																																																						
平成14年	100																																																																																																																																																						
平成15年	100																																																																																																																																																						
平成16年	100																																																																																																																																																						
平成17年	100																																																																																																																																																						
平成18年	100																																																																																																																																																						
平成19年	100																																																																																																																																																						
平成20年	100																																																																																																																																																						
平成21年	126																																																																																																																																																						
平成22年	245																																																																																																																																																						
平成23年	234																																																																																																																																																						
平成24年	342																																																																																																																																																						
平成25年	296																																																																																																																																																						
平成26年3月末	32																																																																																																																																																						
効果	<p>都市公園内の屋内運動施設等の建ぺい率は通常12%だが、降灰防除地域であることを踏まえ、条例により22%まで拡大した。これにより、利用者の快適性の向上に資する。</p>																																																																																																																																																						
担当課 関連サイト	<p>鹿児島県土木部都市計画課 http://www.pref.kagoshima.jp/infra/toshi/toshikoen/index.html</p>																																																																																																																																																						

38	国定公園内における行為許可 <small>まちづくり 条例による事務処理特例制度</small>	
団体名	<small>かしわざきし</small> 柏崎市(新潟県)	人口 89,616人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲され、国定公園内における開発行為等の許可手続が市内で完結。 ○ これにより、許可までの審査期間が短縮された。 	
背景・目的	<p>柏崎市には、14箇所の海水浴場が存在し、市全体で年間100万人近くの海水浴客が訪れている。また、市内の日本海沿岸部の一部は佐渡弥彦米山国定公園の区域に指定されており、市内の海水浴場の約半数は当該区域内にある。</p> <p>国定公園内の海水浴場に海の家を建設する等の工事を行う際、従来は県の許可が必要であったところ、実務上、市が申請を受理し、市から県に進達するという事務手続がとられていた。しかし、県への進達及び審査に時間がかかっており、申請から許可までに最長で1か月程度かかることもあった。</p> <p>(参考) 申請事例＝年2～3件程度(H22:3件、H23:3件、H24:2件) 内訳:海の家の建築、水道管やケーブル管の敷設工事等</p>	
内容	<p>平成19年4月、事務処理特例条例により、自然公園法に基づく市内の国定公園内における各種行為の許認可の権限が市に移譲された。これにより、許可事務における県への進達が省略されたため、おおむね1週間程度で許可を行うことができるようになった。</p>	
効果	<p>申請手続が市で完結するようになったことで、許可までに要する期間が短縮され、事業者の負担軽減につながった。</p>	
担当課 関連サイト	柏崎市産業振興部観光交流課 http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/detail/1770266337.html	

39	空き家適正管理条例の制定		まちづくり 自主条例の活用
団体名	だいせんし 大仙市(秋田県)	人口	88,219人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大仙市では、雪による空き家の倒壊等の課題に対応するため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定。 ○ 条例に基づき、空き家の持ち主に対する助言・指導、立入調査、措置命令、行政代執行を実施（平成24年3月、全国初の代執行）。 ○ 条例制定に伴う住民意識の変化により、自発的に空き家解体が進むなどの効果（平成25年度の解体建物107件中、市の助言・指導によるもの17件、残り90件は自主的に解体）。 		
背景・目的	<p>大仙市では、以前から、屋根からの落雪や倒壊など、雪による空き家問題が課題となっていた。平成18年7月にまとめた空き家の実態調査によると、951棟の空き家があり、このうち258棟は所有者が不明な空き家であった。また、平成23年の豪雪においては雪の苦情の186件中83件が空き家に関連するものであった。</p> <p>そこで、空き家の管理の適正化を図るため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定した（平成24年1月施行）。</p>		
内容	<p>「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを実現しようとするものである。具体的な対策として、空き家が危険な状態にある時に、市が所有者に対して必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令することや、命令に従わない場合の行政代執行などについて定めている。</p> <p>大仙市は、平成24年3月に、全国で初めて代執行による空き家の撤去を行った。解体された建物は小学校に隣接する非常に危険な空き家であったが、所有者に解体する資力がなく、代執行による解体に踏み切り、安全を確保した。解体費用は178万5千円であったが、現在所有者に請求中の状況にある。仮に所有者から費用が回収できないとしても、地域の安全・安心を守るための費用であり、決して高いものではないという判断であった。</p> <p>低所得者を対象に、空き家解体費用の2分の1(上限50万円)を補助する制度も行っており、解体促進に一役買っている。</p> <p>条例施行を契機に、町内会長・自治会長・地域住民の協力のもと、日々住民から市へ空き家に関する情報提供も行われ、最新情報をチェックできる体制も整備されている。</p>		
効果	<p>平成25年度に解体された建物は107件、そのうち市が助言・指導を行ったものが17件（行政代執行1件含む）、残りの90件については自主的に解体された。市が助言・指導等を行った17件のうち、補助金を活用して解体した空き家は14件、約673万円である。</p> <p>条例の制定により、助言・指導から行政代執行まで一貫した対応が可能になるとともに、住民の意識変化により自主的な解体が進むなど、安全・安心なまちづくりに寄与している。</p> <p>なお、国土交通省の調査によると、空き家条例は、平成25年10月現在、272の地方公共団体において制定されている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大仙市総務部総合防災課 http://www.city.daisen.akita.jp/content/reiki_int/reiki_honbun/r154RG00001605.html</p>		

40	屋外広告物の規制		まちづくり 条例による事務処理特例制度 住民との協働・参画												
団体名	かかみがはらし 各務原市(岐阜県)	人口	148,926 人												
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物の規制に係る権限が市に移譲され、市が地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな屋外広告物行政を実施できるようになった。 ○ また、地域のボランティア団体「ビューレンジャー」への簡易除却権限の委任等の取組を実施。 ○ 市内の無許可広告物に関する状況が大幅に改善。 														
背景・目的	<p>各務原市では、木曾川をはじめとする豊かな自然環境を活かした美しいまちづくりに取り組んでおり、はり紙等の除却、無許可屋外広告物の是正等は避けて通れない課題である。従来は、除却等に係る事務を県が行うことになっていたため、地域ごとの実情に応じた迅速かつきめ細やかな対応が困難であった。</p>														
内 容	<p>平成 12 年 4 月、事務処理特例条例により、屋外広告物法に基づく違反屋外広告物の簡易除却、岐阜県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出許可等の権限が市に移譲された。これにより、はり紙等の簡易除却、無許可屋外広告物の是正等を市が実施できるようになった。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、地域のボランティア団体を「ビューレンジャー」として認定し、屋外広告物法 7 条 4 項の規定に基づき市から同団体に簡易除却の権限を委任するという取組を平成 18 年度から実施しており、平成 26 年 4 月現在で 20 団体がビューレンジャーとして認定されている。</p> <p>なお、県条例に基づく屋外広告物の掲出許可等については、平成 18 年 4 月の景観行政団体への移行に伴い、市の屋外広告物条例に基づく事務となっている。</p>														
効 果	<p>市が迅速かつきめ細やかな措置を行うことで、屋外広告物の掲出には許可申請が必要だということが事業者等に再認識されるようになり、無許可屋外広告物に関する状況が大幅に改善した。</p> <p>また、はり紙等の簡易除却に当たっては、市とビューレンジャーとの協働により、住民参加による美しい街並みの維持活動が行われるようになった。</p> <p>(無許可屋外広告物の改善実績)</p> <table border="1" data-bbox="331 1630 1426 1809"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 18 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導書送付数(※) (A)</td> <td>57 件</td> <td>2,643 件</td> </tr> <tr> <td>改善数(除却数+許可数) (B)</td> <td>0 件</td> <td>2,118 件</td> </tr> <tr> <td>改善率(B÷A×100)</td> <td>0%</td> <td>80.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実務上、無許可屋外広告物の掲出者に対して、まずは指導(自ら除却する、あるいは許可申請の手続をとるよう求める等)を行うこととしている。</p>				平成 18 年度	平成 24 年度	指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件	改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件	改善率(B÷A×100)	0%	80.1%
	平成 18 年度	平成 24 年度													
指導書送付数(※) (A)	57 件	2,643 件													
改善数(除却数+許可数) (B)	0 件	2,118 件													
改善率(B÷A×100)	0%	80.1%													
担当課 関連サイト	各務原市都市建設部都市計画課 http://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/148/151/006698.html														

41	町民協働による景観づくり		まちづくり 住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	ながしまちよう 長島町(鹿児島県)	人口	11,373人
事例のポイント	<p>○ 平成18年3月に2町の合併により誕生した長島町は、平成19年3月に「長島町ふるさと景観条例」を制定し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>○ 町と景観づくりに積極的に取り組む団体等が協定を結び、沿道の花壇の管理等を実施。最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道の約200か所に地元の自然石で花壇を作り、景観づくりの中心的事業となっている。</p> <p>○ フラワーロードの整備が進んだ結果、毎年春に行われる「長島花フェスタ」に11万人以上の来場者が訪れるなど、観光客の増加に寄与。</p>		
背景・目的	<p>長島町は、鹿児島県の北西部に位置し、長島本島、伊唐島、諸浦島、獅子島の有人島のほか大小23の島々からなる町である。平成18年3月、旧東町・長島町の合併により現在の長島町が誕生した。</p> <p>長島町では、合併後、町の豊かな海や山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら景観づくりを推進しようと、平成19年3月、「長島町ふるさと景観条例」を制定(同年4月施行)し、「石積みと花の町 長島町」をテーマに、町民の意見を踏まえた景観づくりを進め、町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。</p>		
内容	<p>条例では、魅力ある個性豊かな住みよい町を創出するため、①町花(水仙)・町木(ツバキ)を中心とした花と緑があふれるまちづくり、②雲仙天草国立公園区域の景観を守り育てる運動の推進、③石積みを用いた自然にやさしい道づくり、④住民総参加の沿道修景づくりなど、7つの具体的目標を掲げている。</p> <p>なお、この景観づくりを効果的に進めるため、平成22年4月、鹿児島県事務処理特例条例により、町内にある県が管理する道路の除草・植栽物の管理について権限移譲を受けた。</p> <p>条例の目標を達成するため、町は景観づくりに積極的に取り組む団体・個人と協定を結び、協働して景観づくりに取り組んでいる。景観形成に貢献した者等への表彰や、景観形成に寄与する活動を行う者に対する助成なども行っている。</p> <p>協働による景観づくりの中心となっているのが、最も大きい島である長島本島を一周する約40kmの沿道を花で結ぶ「ぐるっと一周フラワーロード事業」である。沿道の約200か所に地元の自然石を積んだ花壇を作り、町民や約150の団体等が花の植え替えや除草といった花壇の管理を行っている。</p> <p>平成26年3月末で協定を締結している団体・個人は、71団体・個人を数えている。また、このほかにも120余りの団体・個人が「ぐるっと一周フラワーロード」の沿道で花壇を管理しながら、花壇コンクールや種蒔き講習会などに積極的に参加している。</p>		
効果	<p>様々な花で彩られた沿道は、町内外から好評を受けており、平成21年度の全国花のまちづくりコンクールの市町村部門で優秀賞を受賞した。ボランティアで花壇の管理を行っている町民からは「集落の花壇は、以前は花がなく寂しかった。これからも楽しみながら続けていきたい」といった声が聞かれる。</p> <p>また、フラワーロードは、長島町の重要な観光資源として効果を発揮しており、平成25年に開催された「第3回夢追い長島花フェスタ」では、町内外から118,000人もの来場者が町を訪れるなど、観光客の増加につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>長島町景観推進課 http://www.town.nagashima.lg.jp/nagashima03/nagashima17.asp</p>		

42	景観まちづくり条例の制定		まちづくり 住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	しもだし 下田市(静岡県)	人口	24,230 人
事例のポイント	<p>○ 下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観を有するが、その保全・活用に課題。このため、平成 21 年 12 月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定。</p> <p>○ 独自の内容として、「下田まち遺産」の認定・登録（登録まち遺産は、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成）や「身近な景観まちづくり制度」（周辺の景観に配慮した看板づくりなど）について規定。</p> <p>○ 平成 26 年 5 月時点で、「下田認定まち遺産」130 件、「下田登録まち遺産」13 件を数えるほか、シンポジウムや下田まち遺産手帖の発行等により、景観に関する市民意識の醸成に寄与。</p>		
背景・目的	<p>下田市は、豊かな自然景観や幕末の歴史的景観、火災から建物を守る「なまこ壁」の建造物等、多様で固有性の高い景観資源を数多く有する。しかし、景観法施行以前は、恵まれた地域資源に対する十分な保全・活用対策が取られておらず、市を象徴するなまこ壁を有する小学校を始め、多くの美しい建物が解体されてしまった。</p> <p>このような中、市民から素晴らしい貴重な地域資源が失われていることを危惧する意見が多く挙がり、また、地場産の伊豆石を使用した最大規模の建築物「旧南豆製氷所」が取壊しの危機に遭い、その保存運動も契機となり、平成 21 年 12 月、景観法に基づく景観計画の策定等を定めるとともに、独自の内容を盛り込んだ「下田市景観まちづくり条例」を制定した(平成 22 年 7 月施行)。</p>		
内容	<p>「下田市景観まちづくり条例」の独自の内容として、自然、歴史、文化、人の暮らしに関連する貴重な資源を、「下田まち遺産」として認定・登録し、住民との協働によって、「下田まち遺産」を活かしたまちづくりを推進するとされている。</p> <p>「下田まち遺産」に認定されるためには、①地域を象徴している、②下田らしいものである、③誇りに思うものである、④継承すべきものであるという要件を満たす必要がある。認定されたものについて、所有者等が登録に同意すると、その遺産は「下田登録まち遺産」となり、保全活用又は修繕・維持管理の計画書を作成することで助成を受けることができる(景観まちづくり基金、景観まちづくり助成金)。</p> <p>このほか、同条例は、「身近な景観まちづくり制度」について規定し、これに基づき、周辺の景観に配慮した看板づくり、ハンギングバスケットやプランター等の緑化づくりなどを行う市民活動に助成する仕組みができた。</p>		
効果	<p>平成 26 年 5 月時点で、「下田認定まち遺産」130 件、「下田登録まち遺産」13 件となっている。このような下田まち遺産を次代を担う子どもたちへ引き継いでいくため、市内の小中学生参加型のシンポジウムの開催や下田まち遺産手帖というパンフレットを随時発行し、景観に関する市民意識の醸成につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>下田市建設課 http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/080402mati_isan/1779.html</p>		

43	農地の権利移動の許可		まちづくり 権限移譲																																												
	団体名	和歌山市(和歌山県)	人口	379,536人																																											
事例のポイント	<p>○ 和歌山市では、従来、市外居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たり、市農業委員会での審査後、重複して和歌山県による許可も必要であったため、申請者にとって事務処理期間の長期化という課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務・権限が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことで、許可までの審査回数の削減及び事務処理期間の短縮が可能になり、申請者に対するサービス向上を実現（事務処理期間：約40日→約20日）。</p>																																														
背景・目的	<p>従来は、和歌山市外の居住者に対して、農地法3条に係る農地の権利移動を許可するに当たっては、市農業委員会での審査後、和歌山県に進達し許可を受ける必要があったが、権利移動の許可基準は法令で具体的に列挙されており、県と市との間で判断に特段の差異が生じることのない中、市及び県の二度の審査を経ることで、権利移動許可まで最長40日の期間を要することがあるなど、申請者から処理の長期化について苦情が寄せられる状況であった。</p>																																														
内 容	<p>第2次一括法による農地法の改正で、平成24年4月、都道府県知事が処理している農地の権利移動の許可の事務が都道府県からすべての市町村農業委員会に移譲されたことにより、市農業委員会が自ら許可を行い、処理の迅速化を図ることが可能になった。</p> <p>具体的には、市農業委員会の開催状況や申請書の締切日の周知を徹底し、許可までの処理期間を最短で20日程度に短縮した。</p>																																														
	<p style="text-align: center;">和歌山市における農地の権利移動件数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査年</th> <th colspan="4">農地法第3条に係る農地移動</th> <th colspan="4">農業経営基盤強化促進法による農地移動</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所有権耕作地の有償所有権移転</th> <th colspan="2">所有権耕作地の無償所有権移転</th> <th colspan="2">賃借権の設定</th> <th colspan="2">利用権の終了</th> </tr> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> <th>件数</th> <th>面積(a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>71</td> <td>914.9</td> <td>10</td> <td>126.0</td> <td>36</td> <td>627.2</td> <td>97</td> <td>1,876.3</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>51</td> <td>627.8</td> <td>9</td> <td>192.6</td> <td>43</td> <td>803.0</td> <td>153</td> <td>2,707.2</td> </tr> </tbody> </table>				調査年	農地法第3条に係る農地移動				農業経営基盤強化促進法による農地移動				所有権耕作地の有償所有権移転		所有権耕作地の無償所有権移転		賃借権の設定		利用権の終了			件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	平成24年	71	914.9	10	126.0	36	627.2	97	1,876.3	平成25年	51	627.8	9	192.6	43	803.0	153
調査年	農地法第3条に係る農地移動					農業経営基盤強化促進法による農地移動																																									
	所有権耕作地の有償所有権移転		所有権耕作地の無償所有権移転		賃借権の設定		利用権の終了																																								
	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)																																							
平成24年	71	914.9	10	126.0	36	627.2	97	1,876.3																																							
平成25年	51	627.8	9	192.6	43	803.0	153	2,707.2																																							
効 果	<p>市と県の事務処理の一元化による行政効率の向上とともに、処理の迅速化が図られたことで、申請者に対するサービス向上につながっている。</p>																																														
担当課 関連サイト	<p>和歌山市農業委員会 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/nougyoiinkai/nouchiho3.html</p>																																														

44	農地転用の許可	まちづくり 条例による事務処理特例制度
団体名	熊本市(熊本県)	人口 731,815 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2 ヘクタール以下の小規模な農地転用について市が許可事務を行えるよう、平成 24 年 4 月、事務処理特例条例により、市内の農地転用の許可権限が市に移譲された。 ○ 市への移譲により事務が効率化し、申請から許可までの日数が 10 日程度短縮(40 日程度→30 日程度)。 	
背景・目的	<p>熊本市では、年間約 300 件の農地転用の申請があり、その多くが個人住宅に関するものである。このような 2 ヘクタール以下の小規模な農地転用に当たっては、市の農業委員会を經由して県の許可を受けることとされているが、申請から許可までに 40 日程度かかっていたため、期間短縮の要望があった。</p>	
内容	<p>平成 24 年 4 月、事務処理特例条例により、農地法に基づく市内の 2 ヘクタール以下の農地に係る転用許可の権限が市に移譲された。これにより、当該許可については県を經由せず県農業会議に直接諮問できるようになった。</p> <p>許可事務における県の事務がなくなったことで、市農業委員会における申請受付の締切日を従来に比べて遅く設定することができるようになり、申請から許可までの日数は 30 日程度となった。</p>	
効果	<p>申請から許可までの日数が 10 日程度短縮(40 日程度→30 日程度)し、住民の利便性が向上した。</p>	
担当課 関連サイト	<p>熊本市農業委員会事務局 http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=3&class_id=843</p>	

45	公立小中学校の少人数学級編制		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	山形県	人口	1,155,942 人
事例のポイント	<p>○ 山形県は、平成 13 年の義務教育標準法改正（国標準(40 人)を下回る学級編制基準設定の可能化)を活かし、平成 14 年 4 月、少人数学級編制を開始(全国初)。</p> <p>○ この取組により児童生徒への指導が充実し、学力の向上（導入後 10 年間で全国標準学力検査の偏差値 3 上昇）、不登校児童生徒の出現率や長期欠席児童生徒数が全国平均を下回るなどの効果。</p>		
背景・目的	<p>平成 13 年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、都道府県が国標準 40 人を下回る学級編制基準を設定できるようになった。</p> <p>山形県では、これを契機に、教師が一人ひとりの子どもを大切にすることを、「勉強がわかり、いじめや不登校等のない楽しい学校にすることができる」という信念の下、全国に先駆け、平成 14 年 4 月より公立小中学校の 33 人以下学級編制に取り組んだ(教育山形「さんさん」プラン)。</p>		
内容	<p>教育山形「さんさん」プランは、「子どもの学習は、生活と一体であり、安定した学級、良好な人間関係、教師のきめ細かな指導の中で学力も高まる」という考えの下、①義務教育 9 年間の全ての学年で少人数学級を実施、②学級編制基準を 21 人～33 人とする、③学年 1 学級で 34 人以上の場合は非常勤講師を配置することが特徴である。また、少人数学級編制をフォローし、喫緊の教育課題に対応する施策(特別支援学級の少人数化、小一プロブレム対策、算数の学力向上、別室登校支援)も実施している。</p> <p>「さんさん」プランの名称については、21 世紀の山形県の教育が燦々と輝く太陽のように明るく希望に満ちたものになるよう、そして、この温かさが一人ひとりの子どもに伝わり、その笑顔が教室いっぱいになるようにとの願いが込められている。</p> <p>「さんさん」プランでは、平成 14 年 4 月に小学校 1～3 年生で少人数学級編制を開始した後、継続して導入に取り組んできた。その結果、平成 16 年 4 月に小学校全学年、平成 23 年 4 月に中学校全学年で、完全実施することができた。</p> <p>少人数学級とすることで、①子どもとじっくり向き合える学習形態の工夫、②学級内の習熟の程度に応じた学習の工夫、③学年をオープンにした指導方法の工夫ができ、授業改善へとつながっている。</p> <p>さらに、教育山形「さんさん」プランの効果(国語や算数の偏差値、不登校生徒の出現率等)について毎年度検証し、授業改善に役立てるとともに、フォーラムの開催を通じて広く県民に対して分かりやすく発信している。</p>		
効果	<p>少人数学級にすることで、①児童一人ひとりへの指導が充実し、児童の理解が深まった、②教室に余裕が生まれ、学習環境や学習形態の工夫ができた、③学級における一人ひとりの役割が充実し、所属感が高まるという意義があった。</p> <p>これにより、小、中学校ともに、学力の向上が見られる。</p> <p>小学校…H13:偏差値 50 程度 → H24:国語 53.2、算数 52.1 中学校…H11:偏差値 50 以下 → H24:国語 52.5、数学 50.7、英語 50.6 (全国標準学力検査「NRT」の調査)</p> <p>また、落ち着いた学級をつくることができ、問題行動が全国に比べ少ない。</p> <p>不登校児童生徒出現率(H24) 小学校:0.23%(全国 0.31%) 中学校:2.13%(全国 2.56%)</p> <p>長期欠席児童生徒数(H24) 小学校:1000 人当たり 4.1 人(全国 8.0 人) 中学校:1000 人当たり 24.6 人(全国 34.2 人)</p>		
担当課 関連サイト	<p>山形県教育庁義務教育課 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700012/syouninzu1.html</p>		

46	府費負担教職員の任命権	教育・文化 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働
団体名	とよなかし いけだし みのおし 豊中市、池田市、箕面市、 とよのちやう の せちやう 豊能町、能勢町(大阪府)	人 口 667,098 人 ※3市2町人口の合計
事例のポイント	<p>○ 地域の実情に応じた教職員の採用選考等を実施するため、平成 24 年4月、事務処理特例条例により、公立小中学校の府費負担教職員の任命権が豊能地区の3市2町に移譲された（指定都市以外の市町村では全国初）。</p> <p>○ 府費負担教職員制度の趣旨を保ちつつ円滑に事務を行えるよう、近隣市町が協議会を設置し、共同で処理すべき事務について相互に連絡調整を図りながら管理・執行。</p>	
背景・目的	<p>市町村立小中学校の教職員は、身分上は市町村の職員であるが、教職員の任命権、学校の種類ごとの定数、学級編制基準の決定権は都道府県教育委員会にあり、給与は都道府県が負担することとなっている（都道府県費負担教職員）。</p> <p>豊能地区の3市2町（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）では、府費負担教職員の人事権（任命権、定数決定権、学級編制基準決定権）を府が持っているため、教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっているのではないかと、より教育現場に近いところに権限を移すべきではないかという意見があった。このような中で、平成 22 年度に、府費負担教職員の人事権のうち、任命権については事務処理特例制度による移譲が可能であるとの見解が文部科学省から示されたことを受けて、3市2町でプロジェクトチームを設置し、権限移譲における具体的課題の整理及び対応方策について検討を進めてきた。</p>	
内 容	<p>平成 24 年4月、事務処理特例条例により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく府費負担教職員の任命権に係る事務が、豊能地区の3市2町に移譲された。指定都市以外の市町村における教職員の任命権の移譲は、これが全国初であった。</p> <p>なお、プロジェクトチームでの検討の結果、3市2町が共同で処理すべきものとされた事務（例：教職員採用選考、教職員初任者研修等）については、市町間で相互に連絡調整を図りながら管理執行するため、移譲に伴って「大阪府豊能地区教職員人事協議会」が設置された。同協議会は、3市2町の教育委員会の委員長のうちから選出される会長及び各教育委員会の教育長の委員5人で構成され、広域的な視点で事務処理を行うことで、教職員の適正配置及び人事交流の円滑化による教育水準の維持向上という府費負担教職員制度の趣旨が損なわれないようにしている。</p>	
効 果	<p>以下のとおり、豊能地区の実情に応じた教職員人事行政を実施できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用選考における、豊能地区での勤務を志す教職員の確保 ・管理職選考等に係る任用における、独自の面接等による人物評価の実施 ・豊能地区単位での地域に根ざした特色ある研修の実施 	
担当課 関連サイト	大阪府豊能地区教職員人事協議会(事務所:豊中市役所内) http://www.tcct.zaq.ne.jp/bphmj604/index.html	

47	「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	いたみし 伊丹市(兵庫県)	人口	201,238人
事例のポイント	<p>○ 伊丹市は、平成18年3月、構造改革特区の認定を受け、ことば科を開講（年間35時間）。</p> <p>○ 子どもたちの豊かな語彙力・表現力、コミュニケーション能力の育成に力を入れることにより、俳句、短歌、小説などの各種コンクール等での入賞や国語学力の向上などの効果。</p>		
背景・目的	<p>伊丹市では、江戸時代に、酒造業の豊かな経済力を背景に俳諧文化が花開き、松尾芭蕉と並び称された上島鬼貫（うえしま・おにつら）など優れた俳人を輩出した。</p> <p>一方で、平成17年1月に学習到達度調査の結果、国語力、特に書く力に課題があり、また、国語だけでなく、全ての記述式の問題で白紙が多かった。</p> <p>このような中、伊丹市では、市の伝統と地域資源を活かし、市民一人ひとりが言葉に関心を持ち心豊かなまちづくりを推進するため、平成18年から、構造改革特別区域制度を活用し、義務教育課程における国語教育に力を入れている。</p>		
内容	<p>平成18年3月に「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹特区として認定され、通常、学校教育法施行規則及び学習指導要領に定められた授業時間数や内容を標準とするところ、特別の教育課程を編成することが認められたことを受け、小学校の第3学年以上について、「総合的な学習の時間」を30時間、国語科の時間を5時間削減し、「ことば科」を35時間開講した。なお、同特区は平成20年3月に学校教育法施行規則の改正により廃止され、同規則の新たな規定に基づく「教育課程特例校」として実施している。</p> <p>「ことば科」は、義務教育において日本語教育を充実し、児童の学力やコミュニケーション力の向上を図ることにより、児童に自信を与えるとともに、豊かなことばがもたらす円滑な人間関係の構築につながることを目指して、児童の豊かな語彙力・表現力やコミュニケーション能力の育成に力を入れている。</p> <p>具体的には、「読む・書く・話す・聞く」が身に付くよう、日本文化と児童の言葉への関心を高めるため、小学校の第3学年以上において、各学級担任が、俳人鬼貫生誕の地という特性を活かした俳句作り「日本文化とことば」、ロールプレイ「よき人間関係とことば」、ディベート・スピーチ「情報活用とことば」等の授業を行っている。</p>		
効果	<p>平成21年度、「ことば科」の実施から3年を経過した実施校の児童にアンケートを行ったところ、「ことば科」の学習はとても楽しい、「将来大人になったときや日頃の生活にも役立つ」と感じている児童がそれぞれ80%以上いるなど、関心の高まりが見られる。</p> <p>また、俳句や短歌、小説などの各種コンクール等で、個人や学校単位で優れた成績を残すようになり、全国学力調査における無解答率に改善が見られるなど国語学力の向上が見られ、取組の効果が現れてきている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>伊丹市教育委員会事務局学校教育部教育室学校指導課 http://www.city.itami.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/74/kotobakaH22.pdf</p>		

48	体験型修学旅行の誘致		教育・文化 住民との協働・参画
団体名	おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)	人口	8,231人
事例のポイント	<p>○ 瀬戸内海の中央に位置する大崎上島町では、交流人口の増加が課題。</p> <p>○ このため、離島の地域性を活かし、豊かな自然や農業・漁業の営みを活用した体験型の修学旅行の誘致を行うこととし、平成23年8月、行政・関係団体・住民等からなる協議会を立ち上げ、誘致を開始し、平成25年度から受入れを開始。</p> <p>○ 平成25年度は、人口8,200人の町に890人の生徒が訪れ、参加した修学旅行生から「いろいろな方たちにお会いして、人とのつながりを実感した」、民泊家庭から「とても元気で素直な子たちで楽しく過ごせた」などの声が寄せられるなど、町の活性化に寄与。</p>		
背景・目的	<p>瀬戸内海の中央に位置する大崎上島町では、従来より、交流人口を増加させることが課題であった。</p> <p>このため、離島の地域性を活かし、豊かな自然や農業・漁業の営みを活用した体験型の修学旅行の誘致を行うこととし、平成23年8月、行政・関係団体・住民等からなる協議会を立ち上げ、誘致を開始し、平成25年度から受入れを開始した。</p>		
内容	<p>平成23年8月、町・町議会、商工会、観光協会、連合区長会、農協・漁協、民泊受入家庭等により構成される「大崎上島海生体験交流協議会」を立ち上げた。協議会では、町職員と町民の間で修学旅行誘致のコンセンサスを形成し、民泊家庭を募集するとともに、民泊体験予行演習としてモニターツアーの実施、民泊実践研修会の開催等の準備を進めた。</p> <p>この取組は、町内の家庭に民泊し、農業や漁業の現場を体験できることが特徴であるが、民泊と現場体験の両方を提供できない家庭もある。そこで、平成25年12月からは、現場体験のみを提供する「島暮らし体験サポーター」の募集も行っている。</p> <p>この結果、現在では多くの家庭が事業に関わっており、体験するメニューも多彩なものとなっている。例えば、権伝馬(瀬戸内海海賊が使っていたといわれる、小回りのきく船)レースや、刺網漁体験、柑橘類の剪定・収穫など、島の伝統・特産品に関係するものも多く、大崎上島町のPRにつながっている。</p> <p>このように、行政、関係団体、住民など様々な主体が協働することにより、生徒たちにとって有意義な体験型修学旅行となるよう、工夫している。</p>		
効果	<p>実施初年度の平成25年度においては、人口約8,200人の町に、首都圏や関西圏から、3つの中学校、2つの高校の約890人の生徒が来町している。平成26年度においても、兵庫県や埼玉県から、9校の2,000人を超える生徒が来町する予定である。</p> <p>参加した修学旅行生からは、「島に来てよかった」「いろいろな方たちにお会いして、人とのつながりを実感した」などの感想が挙がっている。また、民泊家庭からは、「島暮らしは子どもたちにとって貴重な体験になったと思う」「とても元気で素直な子たちで楽しく過ごせた」などの声が寄せられるなど、町の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大崎上島町産業観光課 http://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/?page_id=172</p>		

49	文化振興条例の制定		教育・文化 住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	たかさごし 高砂市(兵庫県)	人口	94,638 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高砂市では、謡曲「高砂」ゆかりの地という財産をまちづくりに活かし、地域の実情に合った新しい文化振興行政を展開するため、平成 23 年 3 月、「高砂市文化振興条例」を制定。 ○ 条例制定に当たり、文化行政を地域振興等と一体化するため、教育委員会から市長部局へ移管。条例に基づき、市ゆかりの謡曲の振興、市の歴史に関する学習講座など、地域振興等の観点も加味した総合的な文化行政施策を実施。 ○ 中でも高砂文化講座「高砂学」は、3 年間で延べ 3,700 人が受講する人気講座となっているほか、平成 25 年度からは市民が講師を務め、行政主体の事業から市民主体の事業に変化するなど、地域の活性化や市民のくらしの豊かさに寄与。 		
背景・目的	<p>高砂市は、謡曲「高砂」ゆかりの地として知られている。この素晴らしい財産をまちづくりに活かすことで、地域の実情に合った新しい文化振興行政を展開し、高砂らしさの創出や、市民の心の中に豊かな人間性を育みたいという想いから、「生活文化都市 高砂」を将来都市像とする第 4 次高砂市総合計画がスタートすることに合わせ、平成 23 年 3 月、「高砂市文化振興条例」を制定した(同年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>本条例は、文化振興によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、心豊かな市民生活と活力あるまちの発展及び創造に寄与することを目的とする。</p> <p>条例の制定に当たり、まず、住民のニーズに応じた「地域づくり」という観点から、文化行政を、教育部門だけでなく、地域振興等の関連行政と一体化する必要があったことから、教育委員会から市長部局へ移管した。</p> <p>また、文化振興に関する有識者会議を設置し、基本方針や実施計画を定め、高砂文化講座「高砂学」や、こども狂言ワークショップを開催した。</p> <p>「高砂学」は、平成 23 年度に開始し、当初 2 年間は、高砂市史編さん専門委員や特別執筆者の先生による講演が行われた。平成 25 年度からは、歴史文化団体で活動している方に、市民講師として「高砂学」の講義をお願いしている。</p> <p>今まで個々に活動していた市民が「高砂学」をきっかけに集まり、市民講師の会が結成され、「高砂学」の運営に携わるようになり、行政主体事業から市民主体事業へと変化を遂げた。</p> <p>「高砂学」の講師登録が増えたことにより、平成 25 年度からは、従来の講座編に活動編を新たに加え、写生、吟行俳句、まち歩きも行った(平成 25 年度:講座編 7 回、活動編 4 回開催)。</p>		
効果	<p>「高砂学」は、平成 23 年度の開始以来、3 年間で延べ 3,700 人が受講する人気講座であり、参加者からも「楽しかった」「これからも続けて欲しい」という声が寄せられている。</p> <p>「高砂学」の市民講師の登録は徐々に増え(平成 26 年 4 月現在、16 人)、市民の市民による市民のための「高砂学」が実現しつつあり、地域の活性化、市民のくらしの豊かさにつながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>高砂市企画総務部経営企画室</p> <p>http://www.city.takasago.hyogo.jp/index.cfm/8,19571,117,636.html</p>		

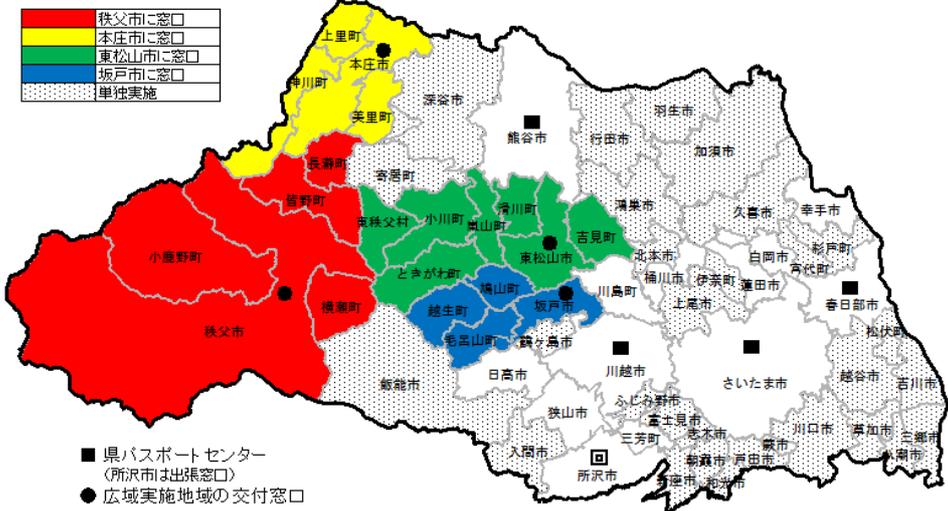
50	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受理		教育・文化 条例による事務処理特例制度
団体名	広島市(広島県)	人口	1,180,176人
事例のポイント	<p>○ 埋蔵文化財に係る調査のための発掘の届出と、開発のための土木工事等の届出の窓口が別々にならないよう、事務処理特例条例により、平成12年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出受理の事務が、平成19年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する指示命令の事務が、市に移譲された。</p> <p>○ 手続きが市で完結するようになったことで、事務処理が効率化されるとともに、届出等を行う者の負担が軽減。</p>		
背景・目的	<p>広島市には、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地(埋蔵文化財の存在が知られている土地)が約800箇所存在する。</p> <p>地方分権一括法による文化財保護法の改正により、平成12年4月から、これらの土地において開発のための土木工事等を目的として発掘しようとする者の届出(従来は国が受理)について、指定都市が受理することとなった。このとき、届出を受けた市は、埋蔵文化財の保護上必要がある場合、埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査を工事施行者に対し指導することとなるが、同法上、調査のためにこれらの土地を発掘しようとする者は県に届け出ることが義務付けられており、窓口が別になることから不便になるおそれがあった。</p>		
内容	<p>事務処理特例条例により、平成12年4月に文化財保護法上の埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出受理の事務が、平成19年4月に埋蔵文化財の調査のための発掘に関する指示命令の事務が、市に移譲された。これにより、届出等の手続きの窓口が市に一本化され、市内の埋蔵文化財に係る一連の事務が市で完結するようになった。</p>		
効果	<p>埋蔵文化財の保護に関する届出等の手続きが市で完結するようになったことで、事務処理が効率化されるとともに、届出等を行う者の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>広島市市民局文化スポーツ部文化振興課 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1140431327026/index.html</p>		

51	図書館協議会の委員の任命基準		教育・文化 義務付け・枠付けの見直し
団体名	とよたし 豊田市(愛知県)	人口	422,357人
事例のポイント	<p>○ 豊田市では、平成24年3月、「豊田中央図書館条例」を改正し、図書館協議会委員の任命に関する独自基準を策定。</p> <p>○ 図書館協議会の委員に、図書館において市民活動を行う団体の代表者や公募市民を新たに任命することで、利用者目線でのサービス向上等に寄与。</p>		
背景・目的	<p>豊田市では、中核市トップクラスの蔵書冊数がある図書館を持ち、住民サービスの向上や図書館を利用した活動団体の支援を重点的に行っている。</p>		
内容	<p>従来、図書館協議会の委員については、図書館法において学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するとされていた。</p> <p>利用者や図書館ボランティアの代表者を学識経験のある者として選任していたが、任命の基準が第2次一括法により改正された図書館法に基づき省令において「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、豊田市では、平成24年3月、「豊田中央図書館条例」を改正した(同年4月施行)。</p> <p>条例においては、図書館協議会委員は、①小学校、中学校及び高等学校の校長、②幼稚園及び保育所の園長、③学識経験を有する者、④図書館において市民活動を行う団体の代表者並びに⑤公募による市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する個人)から教育委員会が委嘱又は任命すると定めた。</p> <p>このうち、④及び⑤は独自の基準であり、こうした基準を定めることにより、図書館への意見を身近なところから聞くことができ、利用者目線での指摘を数多く踏まえることができています。</p>		
効果	<p>図書館において市民活動を行う団体の代表者及び公募による市民を図書館協議会の委員に任命することで、図書館のサービス向上等につながっている。</p> <p>例えば、委員の提案に基づき、中央図書館に貸出・返却カウンターから独立した専用のレファレンスコーナーを新設したことにより、利用者目線のきめ細やかな図書館サービスの提供が実現したほか、今後、利用者や延べ約500名からなる図書館ボランティアの実情を踏まえ、中央図書館と市内3か所のコミュニティーセンターや27か所の交流館との横のつながりを促進する取組を進めていくこととしている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>豊田市図書館 https://www.library.toyota.aichi.jp/</p>		

52	NPO活動の総合的支援		生活・安全 権限移譲								
団体名	仙台市(宮城県)	人口	1,038,522人								
事例のポイント	<p>○ 仙台市では、従来からNPOの活動を支援する体制を整備していたが、NPO法人制度に関しては、設立認証等の権限が宮城県にあったため、仙台市で支援できることが限られていた。</p> <p>○ 平成24年4月、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことで、従来であれば県窓口を案内していた法人制度の相談を市自ら対応できるようになり、NPO活動を総合的に支援することが可能になった。</p>										
背景・目的	<p>仙台市では、平成11年に全国初の「公設NPO営」の仙台市市民活動サポートセンターを開設し、NPO活動に関する相談、各種講座の開催、助成金情報の提供等を通して、NPOの育成やその活動の支援を行ってきた。</p> <p>しかし、従来は、NPO法人の設立認証等の権限が宮城県にあったため、NPO法人制度上の具体的な手続や基準等の相談については県窓口を案内せざるを得ず、仙台市で支援できることが限られていた。</p> <p>また、東日本大震災後には、市民活動サポートセンターを拠点に様々なNPOが被災地の支援活動を展開しており、復旧・復興の原動力となるNPO活動を一層促進するための取組が必要であった。</p>										
内容	<p>第2次一括法による特定非営利活動促進法の改正で、平成24年4月、NPO法人の設立認証、定款変更の認証等の権限が都道府県から指定都市に移譲されたことで、従来であれば県窓口を案内していた法人制度の相談を、市自ら対応できるようになった。</p> <p>現在では、NPO活動の立ち上げから法人化のメリット・デメリット、法人の運営方法等に至る幅広い相談に対応する市民活動サポートセンターと、設立認証の受付・審査等を行う市担当課が連携し、個別相談会や法人向けの研修講座を開催するなど、NPO活動を総合的に支援している。</p>										
効果	<p>市民活動サポートセンターでは、東日本大震災以降、復興支援活動を行うNPOに対して、平成23年9月まで施設を無償開放して活動の場を提供してきた。</p> <p>また、様々なNPO等の活動情報をまとめた情報誌を発行して市民への情報提供を行うなど、復旧・復興の担い手であるNPOの活動を支えてきた。</p> <p>東日本大震災以降のNPO法人の設立認証件数は増加傾向にあり、市民活動サポートセンターと市担当課が連携し、法人の設立から運営までを含めたサポートを行っていくことで、NPO法人が力を発揮しやすい環境を提供し、その活動が今後のまちづくりの大きな力になることが期待できる。</p> <p style="text-align: center;">仙台市におけるNPO法人の設立認証件数の推移</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度以前の件数は、宮城県が認証したNPO法人のうち、事務所の所在地が仙台市内にあるものの件数</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	18	27	38	36
平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度								
18	27	38	36								
担当課 関連サイト	<p>仙台市市民局市民協働推進課</p> <p>http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/npo/index.html</p> <p>http://sapo-sen.jp/</p>										

53	NPO活動の総合的支援		生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	きやまちょう 基山町(佐賀県)	人口	17,587人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPO法人が設立認証申請等の手続を町内で行えるよう、平成21年4月、事務処理特例条例により、法人の設立認証等の権限が町に移譲された。 ○ 町内で手続が完結するようになり、住民の利便性が向上。また、NPO法人の活動を町が直接把握することで、密接な協働が可能になった。 		
背景・目的	<p>基山町では、地域に根ざした活動を行うNPO法人の支援を行うことにより、町民主役のまちづくりを目指しており、現在は9法人が町内で活動している。従来は、NPO法人に係る設立の認証、定款変更の届出受理等の事務を県が行っていたが、基山町は県の東端に位置しており、車で片道約1時間かかる県庁で手続を行わなければならなかった。</p>		
内容	<p>平成21年4月、事務処理特例条例により、2以上の市町の区域にまたがるものを除き、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立認証等に係る権限が町に移譲された。これにより、町内のNPO法人は町内で手続を行うことができるようになった。</p> 		
効果	<p>特に、事業報告や役員等の変更届のような提出頻度の高い手続について、利便性が向上した。移譲後、新規の法人設立の認証申請は今のところないが、申請窓口が身近になったことで、町民がより気軽にNPO活動を行うことができるものと期待される。</p> <p>また、町内のNPO法人の活動について町が直接把握することで、NPO法人との協働をより密接に行うことができるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>基山町企画政策課 http://www.town.kiyama.lg.jp/soshiki/8/</p>		

54	一般旅券の申請受理・交付		生活・安全 条例による事務処理特例制度																														
団体名	佐賀県	人口	853,341人																														
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民サービスの向上を図るため、平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、一般旅券の申請受理等の事務を順次市町に移譲。 ○ 旅券・戸籍事務の窓口を市町に一本化し、身近な窓口での手続を実現。 ○ 県・市町双方の事務の効率化及び県における業務改善により、申請から交付までの日数を短縮。 																																
背景・目的	<p>佐賀県では、年間約2万件のパスポートの交付申請について、本庁(佐賀市)及び鳥栖市、唐津市、武雄市の3出張所で申請受理等の事務を行っていた。しかし、出張所は県の職員が出張して窓口を開設するという方法であったため、受付・交付可能な曜日が限られていた。また、新規発行の場合については、市役所・町役場で戸籍謄本を入手した上で県のセンターに申請する必要があった。</p>																																
内容	<p>平成18年から19年にかけて、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の申請受理等の事務を順次市町に移譲した。現在では、県内の全20市町が窓口を開設しており、県の3出張所については廃止した。</p> <p>また、市町への移譲後、県と市町の双方において事務の効率化を図るとともに、県において業務改善を行った結果、申請から交付までの日数を5日(佐賀市にあっては4日)に短縮することができた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">従来</th> <th colspan="2">現在</th> </tr> <tr> <th>佐賀市以外の市町受付</th> <th>佐賀市受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日目</td> <td>申請受付、申請書発送</td> <td>申請受付、申請書発送</td> <td>申請受付、申請書発送</td> </tr> <tr> <td>2日目</td> <td>申請書到着、審査</td> <td>申請書到着、審査</td> <td>申請書到着、審査、作成、1次検査</td> </tr> <tr> <td>3日目</td> <td>作成、1次検査</td> <td>作成、1次検査</td> <td>2次検査、発送</td> </tr> <tr> <td>4日目</td> <td>2次検査、発送</td> <td>2次検査、発送</td> <td>旅券到着、交付</td> </tr> <tr> <td>5日目</td> <td>旅券到着、交付準備</td> <td>旅券到着、交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6日目</td> <td>交付</td> <td colspan="2">※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務</td> </tr> </tbody> </table>				従来	現在		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付	1日目	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	2日目	申請書到着、審査	申請書到着、審査	申請書到着、審査、作成、1次検査	3日目	作成、1次検査	作成、1次検査	2次検査、発送	4日目	2次検査、発送	2次検査、発送	旅券到着、交付	5日目	旅券到着、交付準備	旅券到着、交付		6日目	交付	※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務	
	従来	現在																															
		佐賀市以外の市町受付	佐賀市受付																														
1日目	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送	申請受付、申請書発送																														
2日目	申請書到着、審査	申請書到着、審査	申請書到着、審査、作成、1次検査																														
3日目	作成、1次検査	作成、1次検査	2次検査、発送																														
4日目	2次検査、発送	2次検査、発送	旅券到着、交付																														
5日目	旅券到着、交付準備	旅券到着、交付																															
6日目	交付	※ 青色のセルは市町事務、白色のセルは県事務																															
効果	<p>移譲後は、住民がより身近な窓口で手続を行うことが可能となり、申請から交付までの日数も短縮された。また、旅券・戸籍謄本交付の窓口が市町に一本化されたため、新たに旅券の申請を行う県民にとっての利便性が向上した。</p>																																
担当課 関連サイト	佐賀県国際・観光部国際戦略グループ http://www.pref.saga.lg.jp/web/kankou/_1267/passport-shinsei.html																																

55	一般旅券の申請受理・交付		生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	埼玉県	人口	7,272,304 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ パスポートの申請窓口を県民に身近なものにするため、平成 19 年度から、事務処理特例条例により、一般旅券に係る申請受理等の事務を順次市町村に移譲。 ○ 戸籍事務との窓口の一本化により、利便性が向上。 ○ 単独では移譲が困難な町村については、地域の中心市に事務を委託する広域連携の仕組みを活用。 		
背景・目的	<p>埼玉県では、パスポートの申請が年間約 24～25 万件あり、県内4箇所のパスポートセンター（さいたま市、川越市、熊谷市、春日部市）及び1出張窓口（所沢市）で申請受理、交付等の事務を行っている。従来は、旅券の申請・受取のために県のパスポートセンター又は出張窓口まで出向かなければならず、不便な地域があった。</p>		
内容	<p>平成 19 年度から、事務処理特例条例により、旅券法に基づく一般旅券の発給の申請受理等の事務について、県内市町村への移譲を開始した。移譲開始時の移譲先は3市であったが、対象を順次拡大し、平成 26 年度中には県内の 49 市町村において窓口を設置することになっている。</p> <p>なお、市町村に事務を移譲する際、単独では移譲が困難な 16 町村については、地方自治法に基づき、各地域の中心市（秩父市、本庄市、東松山市、坂戸市の4市）へ事務を委託する広域連携の仕組みを活用している。</p> <p style="text-align: center;">移譲市町村(H26)</p>  <p>■ 県パスポートセンター（所沢市は出張窓口） ● 広域実施地域の交付窓口</p>		
効果	<p>身近な窓口での旅券の申請・受取が可能になり、利便性が向上した。平成 24 年度における市町村での申請件数は 61,339 件であり、県内の申請全体に占める割合は年々増加傾向にある。</p> <p>また、旅券・戸籍交付の窓口が市町村に一本化されたため、申請に係る県民の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>埼玉県県民生活部国際課 http://www.pref.saitama.lg.jp/page/sinseibasyo.html（埼玉県パスポートセンターHP）</p>		

56	多重債務相談窓口と連携した自主納税の促進		生活・安全 推進体制の整備等
団体名	おけがわし 桶川市(埼玉県)	人口	75,447人
事例のポイント	<p>○ 桶川市では、多重債務者の増加が社会問題化していることを受け、平成19年10月、多重債務相談専用の窓口を設置。弁護士会等と連携し、相談者の状況、相談内容に応じた効果的な支援を実施。</p> <p>○ 収税課でも生活再建後の自主納税を勧めてきたことで、多重債務の解消後に自主的な納税を行う者が増加。平成25年3月までの累計で約7,063万円の市税の納付があり、自主財源の確保に寄与。</p>		
背景・目的	<p>全国的に多重債務者の増加が問題となる中、桶川市においても、市県民税、国民健康保険税、保育料などを滞納している市民の半数以上が多重債務状態に陥っていると推察された。</p> <p>また、これまでは、税務や生活保護等の各相談窓口で多重債務状態ということを把握しても、弁護士等の専門機関を紹介するだけにとどまり、相談に行くための準備と相談を自らが実行しないと、多重債務問題の解決には至らない状況にあった。</p> <p>そこで、平成19年10月に関東初の「多重債務相談専用窓口」を開設し、多重債務者が自立した生活に戻るための全庁的な支援体制を整備した。</p>		
内容	<p>収税課が納税折衝のために生活状況等を把握する中で、多重債務状態に陥っていることが明らかになった場合は、速やかに多重債務相談窓口へ連絡する。</p> <p>多重債務相談窓口では、借入状況や生活状況等を詳しく聞き取り、弁護士会や司法書士会などの専門機関への相談日時の設定を行っている。</p> <p>また、相談者が生活の中で困っている問題がある場合には、多重債務と同時に解決していくよう、生活再建を支援している。例えば、「病気で働けない」という場合は、生活保護の窓口引き継ぐ。「入院医療費が払えない」という場合は、保険年金課につなぎ、医療費の相談を行う。いずれも多重債務相談窓口が関係各課との調整を行っている。</p> <p>収税課では、多重債務の解消や生活が再建されるまでは無理に納税を勧めず、過払金の差押えも行わない。生活が安定してからの自主的な納税を勧めている。</p>		
効果	<p>多重債務の解消後、生活が安定してからの自主的な納税を勧めてきたことにより、平成19年10月から平成25年3月までの累計で、延滞金を含め173件、約7,063万円の市税の納付があり、自主財源の確保につながっている。</p> <p>また、多重債務に悩んでいた市民から「自殺まで考えたが、将来を考えられるようになった」という声や、弁護士事務所等から「市が間に入ることで、相談者の専門家相談への心理的な垣根が低くなった」という声が聞かれるなど、関係者から非常に高い評価を得ている。</p>		
担当課 関連サイト	桶川市秘書室秘書広報課、総務部収税課 http://www.city.okegawa.lg.jp/kurashi/20/82/p000087.html		

57	市民マナー条例の制定		生活・安全 自主条例の活用
団体名	浜松市(静岡県)	人口	817,762 人
事例のポイント	<p>○ 浜松市では、空き缶・吸い殻の投棄など、迷惑行為に係る苦情が増加傾向にあったことから、市民の意識向上を図るため、平成 15 年 3 月、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」を制定。</p> <p>○ 条例では、①空き缶・吸い殻等の投棄、②歩行中等の喫煙、③落書き、④飼い犬・ねこのふんの放置、⑤身体障害者用駐車場の不適正な利用という 5 つの迷惑行為を禁止。</p> <p>○ 条例制定により、空き缶・吸い殻の投棄が減少(吸い殻投棄本数 H18:4,641 本⇒H24:1,976 本)するなど、迷惑行為の減少に効果。</p>		
背景・目的	<p>浜松市では、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬・ねこのふんの放置といった迷惑行為に対する市民からの苦情が年々増加傾向(H11:375 件、H12:488 件、H13:590 件)にあった。また、市議会でごみのポイ捨てを防止する条例制定を求める質問があった。</p> <p>こうした状況を踏まえて、市民や事業者の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促すことで快適な生活環境を確保するために、平成 15 年 3 月、「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」を制定した(同年 7 月施行)。</p>		
内容	<p>「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例(市民マナー条例)」では、①空き缶・吸い殻等の投棄、②歩行中等の喫煙、③落書き、④飼い犬・ねこのふんの放置、⑤身体障害者用駐車場の不適正な利用という 5 つの迷惑行為を禁止することで、快適で良好な生活環境の実現を目指している。</p> <p>条例を制定するに当たっては、庁内検討会(全 13 回)や市民 12 人を委員とした市民懇話会(全 4 回)、条例制定に対する市民意見の募集、タウンミーティング(全 2 回)を行った。市民からは条例制定に賛同する意見や条例の PR 方法、罰則検討についての意見があった。</p> <p>条例の啓発としては、リーフレットやポケットティッシュを各区のイベントなどで配布したり、ポスターを鉄道駅構内や電車内に掲示するなどの取組を行っている。このほか、歩きたばこ・ポイ捨て禁止を標記した路面告知シートを市内 131 か所(平成 25 年度末)に設置している。</p>		
効果	<p>平成 25 年度に実施した市民アンケートによる条例の認知度は、59.7%となっている。条例制定後、以下の調査結果のとおり、迷惑行為は減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶・吸い殻等の投棄 (調査区域内の吸い殻投棄本数/H18:4,641 本⇒H24:1,976 本) ・歩行中等の喫煙(定点における歩行喫煙率/H17:0.98%⇒H23:0.28%) ・落書き(公共施設等における落書き件数/H18:129 件⇒H24:40 件) ・飼い犬・ねこのふんの放置(年間苦情件数/H18:472 件⇒H24:130 件) 		
担当課 関連サイト	<p>浜松市環境部環境政策課 http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoku/kaiteki_jorei/index.html</p>		

58	いじめ等防止条例の制定		生活・安全 自主条例の活用
団体名	おのし 小野市(兵庫県)	人口	50,231人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小野市では、子どものいじめの背景に、家庭・企業・地域社会での虐待、DV、セクハラなど大人の問題があると捉え、平成19年12月、「小野市いじめ等防止条例」を制定(全国初)。 ○ 施策推進に当たっては、市長部局にヒューマンライフグループを設置したほか、いじめ防止を大人の問題でもあると広く捉え、いじめのない職場づくりについて企業に努力義務を課すなど、あらゆる関係者における取組を促進。 ○ 条例制定後、窓口に寄せられた福祉関連の相談事案を教育関係課と共有するなど、教育と福祉との連携がスムーズになるなどの効果。 		
背景・目的	<p>小野市では、「市民憲章」や「差別を許さない明るい都市宣言」の下、あらゆる人権問題の解決に向け、たゆまぬ努力を重ねてきた。</p> <p>このような中、不登校など子どもの不適応行動の陰に、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待、貧困、親の未熟性といった大人の問題があると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、DV、セクシュアル・ハラスメント等も「いじめ等」と広くとらえ、この「いじめ等」の問題に総合的に対応するため、平成19年12月、全国初となる「小野市いじめ等防止条例」を制定した(平成20年4月施行)。</p>		
内容	<p>条例の制定に当たって、平成19年4月、「いじめ」に焦点を当てながら人権問題全体を考える組織として、市長部局にヒューマンライフグループを設置した。教育部局だけでなく、関係部署全体で情報共有しながら、いじめの予防、事案発生時の対応を行っている。</p> <p>具体的には、「第一次いじめ等防止行動計画」の策定、相談窓口「ONOひまわりほっとライン」の運営、年2回の「ONOいじめ等防止ウィーク」における集中的な普及啓発(街頭キャンペーン、チラシ・ポスターの配布等)、いじめ等防止市民会議の運営を行っている。</p> <p>人権問題に関する市民の学習支援として、親子活動、子育て、コミュニケーション、リーダーシップ、男女共同参画社会の推進などの分野で経験豊かな講師陣を登録し、市内の地域団体、PTA、企業、自主活動グループなど、おおむね10人以上の市民が自主的に実施する企画講座に、無料で講師を派遣している。また、相談員、教員、人権啓発員の相談能力向上のため、年2回、研修を開催し、事例検討等を行っている。</p>		
効果	<p>条例制定後、ONOひまわりほっとラインに寄せられた福祉関連の相談事案をヒューマンライフグループで教育関係課と共有するなど、教育と福祉の連携が極めてスムーズになった。</p> <p>また、啓発活動の結果、人権学習リーダーを対象としたアンケート結果において、いじめ等防止条例を知っている人の割合が、60.0%(平成22年度)から81.2%(平成25年度)へと上がった。平成25年度全国学力・学習状況調査においても、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた児童生徒の割合は、小学生96.5%(全国平均95.9%)、中学生95.6%(全国平均93.5%)と高い数値を示している。</p>		
担当課 関連サイト	小野市市民安全部ヒューマンライフグループいじめ担当グループ http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/2/4/01/		

59	火薬類の消費許可	生活・安全 条例による事務処理特例制度
団体名	前橋市(群馬県)	人口 340,945人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年4月、事務処理特例条例により、煙火に係る火薬類の消費許可権限が市に移譲された。 ○ これにより、市消防局が許可時に花火の主催者等に対し事故防止の徹底を指導することが可能となり、観客の安全確保を図ることができるようになった。 	
背景・目的	<p>前橋市では、毎年8月に開催される「前橋花火大会」をはじめ、市内のテーマパークにおけるイベントや地域の納涼祭等で花火が行われており、これらに係る火薬類の消費許可の申請が毎年20件程度ある。従来は、火薬類の消費許可事務を県が実施していたため、市消防局が花火の主催者・花火業者に関与する機会がなかった。</p>	
内容	<p>平成12年4月、事務処理特例条例により、火薬類取締法上の火薬類の消費許可のうち煙火に係るものについて、市に権限が移譲された。これにより、花火大会における火薬類の消費許可の際に、市消防局が警察及び花火大会の主催者等と消防警戒に関する協議を行い、また、主催者等に対し事前に注意事項や禁止事項の周知を図ることができるようになった。</p>	
効果	<p>煙火消費に係る災害を未然に防ぐため、花火大会の開催前に、火災予防のプロフェッショナルである市消防局が主催者等に対し事故防止策の徹底を指導する機会ができたことで、観客の安全を確保できるようになった。</p>	
担当課 関連サイト	<p>前橋市消防局警防課 http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/8/19/20/048/p009283.html</p>	

60	高圧ガス事業者に対する指導監督		生活・安全	
			条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働	
団体名	大阪市(大阪府)	人口	2,663,467人	
事例のポイント	<p>○ 事業者に対しきめ細かい指導監督を行うため、平成23年4月以降、事務処理特例条例により、高圧ガス保安法等に係る指導監督権限が市町村に順次移譲された。</p> <p>○ 大阪市消防局を中心とする府内の全消防本部で構成する機構を設立し、円滑かつ効率的な事務処理が行われるよう研修等を実施することで、きめ細かい指導監督を行い、火災予防と併せた一体的な規制・指導を図っている。</p>			
背景・目的	<p>大阪府内では、高圧ガスに係る事故が年間約30件発生しており、その半数以上が容器(ボンベ)の不備に起因している。しかし、府が実施していた高圧ガス事業者等に対する指導監督は行政職員による書類審査が中心であり、立入検査等の現地確認が行われることは少なく、必ずしも十分な指導監督が行われていなかった。一方、市単独で事務の移譲を受けるに当たっては、専門的知識の不足等の課題があった。</p>			
	大阪府内の高圧ガス事故発生件数 (うち、容器に起因するもの)	平成23年 43件(29件)	平成24年 24件(13件)	平成25年 35件(19件)
内容	<p>平成23年4月以降、事務処理特例条例により、高圧ガス保安法を含む保安3法(※)に係る事業者に対する指導監督等の権限が大阪市を含む府内市町村に順次移譲された。</p> <p>また、平成24年4月には、大阪市消防局を中心とする府内の全消防本部により「保安3法事務連携機構おおさか」が設立された。同機構は、各市町村において移譲事務を円滑かつ効率的に処理できるよう消防本部同士で情報を共有し、関係法令の運用や指導内容の平準化、担当職員の養成、講習会の開催等を連携して行うことにより、事業者の自主保安体制の一層の促進を図り、府域全体の安全・安心の確保に努めている。</p> <p>これらの取組により、府内の高圧ガス事業所への年間の立入検査実施件数は、平成22年度の150件から平成25年度には2,116件(うち大阪市537件)と大幅に増加している。</p> <p>(参考)「保安3法事務連携機構おおさか」の主な活動実績</p>			
		平成24年度	平成25年度	
	作業部会	3回(7月、12月、3月)	3回(7月、12月、3月)	
	講習会	・高圧ガス保安法講習会(8月)	・煙火消費保安講習会(6月) ・火薬類取締法事務講習会(9月)	
※ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法				
効果	<p>事業所への立入検査が頻繁に実施され、また、例えば消防本部が容器の不備を発見した際に必要に応じて販売店に引取りを依頼する等の事業の実態に沿ったきめ細かい指導監督が実施されるようになった。また、危険物規制のエキスパートである消防本部が事業者情報を一元的に管理することにより、事業所の状況を的確に把握し、火災予防と併せた一体的な規制・指導を行うことが可能になっている。</p>			
担当課 関連サイト	大阪市消防局予防部規制課 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/page/0000163242.html			

61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度 地方公共団体間の協働
団体名	<small>かわちながのし とんだばやしし</small> 河内長野市、富田林市、 <small>おおさかさやまし たいしちょう</small> 大阪狭山市、太子町、 <small>かなんちょう ちはやあかさかむら</small> 河南町、千早赤阪村(大阪府)	人口	324,494 人 <small>※3市2町1村人口の合計</small>
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の事務負担を軽減するため、平成 24 年 1 月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が市町村に移譲された。 ○ 身近な窓口で、他の環境法令上の規制事務との一体的な処理が可能になり、手続に係る事業者の負担が軽減。 ○ 近隣市町村が専門職員を共同で設置し、事務処理の効率化及び専門性の確保を実現。 		
背景・目的	<p>南河内地区の3市2町1村(河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)には、金属や木材加工の工場が多く立地しており、多くの事業所が大気汚染防止法等の規制対象となるばい煙発生施設等を設置している(大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制対象を含め、平成 26 年 3 月末現在、243 の事業所で設置)。</p> <p>従来は、大気汚染防止法上の規制対象施設に係る届出審査・立入検査等の事務を大阪府が実施していたが、事業者が届出等を行う際に府庁まで車で約1時間半かかり、手続を行う事業者にとっての負担になっていた。一方で、規制に係る審査等の事務を市町村が行うに当たって、化学分野における専門的な知識を有する人材の確保が必要であった。</p>		
内容	<p>平成 24 年1月、事務処理特例条例により、大気汚染防止法上の施設等の規制に係る事務が南河内地区の3市2町1村に移譲された。これにより、事業者は各市町村で届出・報告等の手続を行うことができるようになった。</p> <p>また、移譲に当たっては、地方自治法の規定により、3市2町1村で化学分野の専門職員2名を共同設置(幹事市の河内長野市に分担配置)し、これらの職員に届出審査・立入検査等の専門的な事務を一括して担わせることとした。これにより、市町村においても、専門性を確保しつつ、事務処理を効率的に行うことが可能となっている。</p>		
効果	<p>手続の窓口が身近になり、また、他の環境法令上の規制事務(例:大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る事務)と一体的に処理できるようになったことで、手続に係る事業者の負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	河内長野市環境共生部環境政策課(幹事市) http://www.kouiki321.jp/kougaikisei/index.html (南河内広域連携室 HP)		

62	水資源保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	北海道	人口	5,465,451 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道では、近年、水源周辺での利用目的の不明な大規模土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないことを背景に、平成 24 年 3 月、「北海道水資源の保全に関する条例」を制定（都道府県では全国初）。 ○ 条例に基づき、知事は「水資源保全地域」を指定し、当該地域内の土地取引を行う者に対し、事前の届出を義務付け。 ○ 平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域を水資源保全地域として指定しており、水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、豊かな水資源の保全に寄与。 		
背景・目的	<p>北海道には、清らかで豊かな水資源が多数存在するが、近年、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引や一部地域において外国資本等による土地取引の状況が把握できていないという問題が起きた。</p> <p>そこで、かけがえのない水資源を次の世代に引き継いでいくため、平成 24 年 3 月、北海道や市町村、事業者、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって北海道の水資源の保全に取り組んでいくことを定めた「北海道水資源の保全に関する条例」を全国の都道府県で初めて制定した(同年 4 月施行)。</p>		
内容	<p>「北海道水資源の保全に関する条例」では、水資源保全地域として知事が指定した地域内の土地取引を行う場合、売主が契約の 3 か月前までに売却先の氏名や住所、利用目的などについて、知事に届出を行うことを義務付けている。</p> <p>面積の基準はないため、取引を行う土地面積が小さくても届け出ることが必要である。届出を受けた北海道は、市町村や専門家の意見を聞いた上で届出者に助言を行う。届出者は、買主に助言の内容を伝達する。</p> <p>届出を行わなかったり、虚偽の報告をした場合は、知事が売主に対して勧告を行う。勧告に従わない場合、氏名等が公表される。</p> <p>現在、国土利用計画法や森林法における土地所有の届出先が市町村であることを踏まえ、本条例における届出事務の市町村への移譲を進めており、平成 26 年 4 月時点で 3 市町へ移譲済みである。</p>		
効果	<p>平成 26 年 4 月現在、道内 54 市町村の 152 地域が水資源保全地域として指定されている。土地取引の事前届出制は平成 24 年 10 月から開始され、平成 24 年度に 3 件、平成 25 年度に 13 件の届出があった。水資源保全地域の土地取引を行政が事前に把握することで、適正な土地利用が確保され、水資源の保全につながっている。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月、水循環に係る基本理念、水循環施策に係る国や地方公共団体の責務等について定めた「水循環基本法」が国会で成立した。これにより、各地域の特性に応じた水資源保全の取組の更なる活発化が期待される。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北海道総合政策部政策局土地水対策課 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm</p>		

63	地下水保全条例の制定		環境・衛生 自主条例の活用
団体名	みやこじまし 宮古島市(沖縄県)	人口	54,519 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮古島市は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国でも稀な地域。このため、平成 21 年 6 月、地下水を「公水」と位置付け、地域の共有財産とする「宮古島市地下水保全条例」を制定。 ○ 条例に基づく基本計画において、地下水の利用調整に関する基本方針、地下水採取許可基準等について規定。 ○ 条例の制定により、地下水に関する市民意識の向上のほか、地下水採取許可等の判断基準の明確化が、適正かつ効率的で透明性の高い事務執行に寄与。 		
背景・目的	<p>宮古島市(平成 17 年 10 月、旧平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町の 5 市町村が合併)は、飲料水及び産業用水とも 100%地下水に依存する全国的にも他に例を見ない地域であり、地下水の保全が社会の成立要件となっている。そのため、市町村合併以前の昭和 40 年より旧団体において地下水の保護に関する条例(宮古島地下水保護管理条例、宮古島水道水源保護条例)が存在し、新市誕生後もその条例を引き継ぎ地下水の保全と利用調整を図ってきた。</p> <p>しかし、旧条例制定時と比べ水需要の増大により水資源を取り巻く環境が大きく変わっており、地域社会を守るためには、より厳格な水資源の管理が必要になってきた。</p> <p>そこで、地下水を「公水」と位置付け、地域共有の財産であるという理念の下に地下水の保全や適正管理を行い、住民がその恩恵をより享受できるよう、平成 21 年 6 月、新たに「宮古島市地下水保全条例」を制定した(同年 10 月施行)。</p>		
内容	<p>「宮古島市地下水保全条例」では、地下水が公共的資源であることを明示し、その認識の下に地下水が適正かつ有効に利用されるよう、地下水の保全を図るための措置について定めている。</p> <p>具体的には、本条例に基づく「地下水利用基本計画」の中で、地下水の利用調整に関する基本方針や地下水採取許可基準のほか、水道水源保全地域における特定の対象事業に係る事業場(ゴルフ場など、水道水源の地下水水質を汚染するおそれのある事業場等)の設置基準等について定めている。</p> <p>また、本条例により設置された「地下水審議会」では、これらの基準に基づき、重要事項について調査審議し、各事項の許可や認定等を行っている。違反行為に対しては、行政指導が行われ、罰則規定もある。</p>		
効果	<p>水の確保に苦勞してきた地域事情もあり、もともと市民の地下水保全に対する意識は高かったが、本条例の周知徹底により、地下水が地域共有の財産であるという認識が広まり、無秩序な取水の防止につながっている。</p> <p>行政側にとっては、地下水採取許可等の判断基準が本条例によって明確化されたことにより、判断の迅速化など、適正かつ効率的な事務執行につながっている。このことは申請者側にとっても判断基準の透明性の確保、結果が出るまでの所要時間が短縮された点において大きなメリットになっている。</p> <p>また、違反行為に対しては行政指導や罰則等の規定もある。これが違反行為に対する抑止力となっており、地下水の保全につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>宮古島市生活環境部環境衛生課 http://miyakojimajyouge.jp/jyourei_chikasui.pdf</p>		

64	元気な里山里海づくり		環境・衛生 住民との協働・参画
団体名	石川県	人口	1,163,089人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石川県では、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題。このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」が、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定。 ○ 里山里海の利用保全活動を推進するため、企業やNPO等と協働して「いしかわ里山創成ファンド」、「いしかわ版里山づくりISO制度」等の取組。 ○ 「いしかわ里山創成ファンド」で、県内の高校と連携し「なまこスイーツ」を開発するなど地域性を活かした取組が見られるほか、平成25年度、延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果。 		
背景・目的	<p>石川県は、美しい里山を有しているが、近年、生活様式の変化や過疎・高齢化により人が離れた里山の荒廃が課題となっていた。そこで、企業やNPOなどと協働して、里山に人の手を戻し、荒廃から守る「元気な里山里海づくり」を推進している。</p> <p>このような中、平成23年6月、「能登の里山里海」は、国際連合食糧農業機関（FAO）により、日本で初めて世界農業遺産に認定され、これを契機に、さらに里山里海を未来へ引き継ぐための取組を行っている。</p>		
内容	<p>「元気な里山里海づくり」の取組として代表的なものは、平成23年5月に創設した「いしかわ里山創成ファンド」（総額53億円）である。これは、県と地元金融機関とが連携し、里山里海の資源を活用した生業の創出など、里山を元気にする民間の取組に対して支援を行うものである。</p> <p>このほか、平成23年、国際的な環境規格の考え方を参考に、企業、地域団体等が行う里山里海保全活動を認証する「いしかわ版里山づくりISO制度」を創設するとともに、当該ISO認証団体等が主催する里山保全活動の参加者に対し県産農産物と交換できるポイントを付与する「いしかわ里山ポイント制度」を設け、里山保全活動への個人の自主的な参加を促進している。</p> <p>平成25年9月には、石川県・福井県が共同代表として、里山里海の利用・保全の国内における推進組織として「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」を設立した。全国の企業、研究機関、NGO・NPO、行政など101団体が参画し、多様な主体の連携の下、里山の利活用・保全活動の裾野の拡大と質の向上を目指している。</p>		
効果	<p>「いしかわ里山創成ファンド」については、「かあさんの学校食堂」や、県内の高校と連携した「なまこスイーツ」の開発など、地域性を活かした取組を平成23年度から25年度までの3事業年度で49件採択した。</p> <p>里山づくりISO認証団体として、平成26年3月時点で、193団体を認証している。</p> <p>こうした取組を進める中で、平成25年度には延べ5,062人の方々が里山保全活動に参加するなど、県民の里山里海づくりに対する意識が高まるなどの効果が見られる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>石川県環境部温暖化・里山対策室 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ontai/ 石川県農林水産部里山振興室 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/</p>		

65	環境未来都市の推進		環境・衛生 住民との協働・参画
団体名	北九州市(福岡県)	人口	982,763 人
事例のポイント	<p>○ 北九州市は、市民運動を機に企業や行政が一体で公害を克服した歴史を持つ。この過程で蓄積した環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成 23 年 12 月、国から「環境未来都市」に選定された。</p> <p>○ 環境未来都市の推進に当たっては、地域の力・地域のつながりを活用した自立的な展開により、住民の自主性を引き出しながら、まちの緑化、高齢者の生きがい・健康づくり、多世代交流など様々な価値を創出する取組を展開。</p> <p>○ 「ふれあい花壇・菜園事業」では、草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の効果を創出。</p>		
背景・目的	<p>北九州市は、我が国の産業の近代化を牽引してきた工業都市である。一方で、経済発展に伴い甚大な公害が発生した。これを、市民運動を機に企業や行政が一体となって克服した歴史を持つ。</p> <p>この過程で蓄積された環境に関する技術や人材を活かし、資源循環やエネルギーなどの課題に先導的に取り組み、平成 23 年 12 月、国から「環境未来都市」に選定された。</p>		
内容	<p>北九州市環境未来都市では、「地域や都市(まち)の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまち」をコンセプトに、再生可能エネルギーの導入やスマートコミュニティの取組、市民に身近な場所での健康づくりや多世代交流などの取組、アジア低炭素化センターを核とした都市インフラの海外展開などを実施している。</p> <p>環境未来都市の取組を推進する上で最も大切にしていることは、「地域の力、地域のつながりを活用した自立的な展開」を図ることにある。</p> <p>例えば、「まちの森プロジェクト」という取組は、「どんぐりを拾う」「苗木を育てる」「植樹する」という一連の行動を通して、市民が 100 万本の植木を植えていく。この取組では、①参加する市民それぞれが役割を持ち行動することで、元気な高齢者が生まれるとともに、健やかな子どもが育つ、②身近な地域で多世代の方々が参加して、まちなかの緑を増やすことで、より良い地域づくりと環境づくりが進む、③この経験を通じて地域活動がさらに活発になり、地域のつながりが一層強まる、というサイクルが生まれることを狙いとしている。</p> <p>また、「まちの森プロジェクト」の新たな展開として、まちなかの未利用市有地などを地域の自治組織などに無償で貸し出し、花壇・菜園などに活用してもらう「ふれあい花壇・菜園事業」を始めた。これは、単に趣味としての花壇・菜園づくりを推奨するのではなく、「街なかの緑の増加」「高齢者の生きがい・健康づくり」という基本目的に加え、「多世代交流事業」など、ふれあい花壇・菜園という「場」を利用して様々な価値を創出することを目的に加えたことが特徴である。実施に当たっては、未利用地の形状や面積、立地条件がそれぞれ異なる中で、なるべく地域の希望や活動計画に沿った整備内容となるよう、利用を希望する自治組織と何度も協議を重ねた。</p>		
効果	<p>「環境未来都市」という視点が加わったことは、未利用市有地の有効活用という従来からの課題に、「多世代交流事業」といった新たな切り口で取り組む契機となった。</p> <p>既存の市民農園等は専ら郊外に位置し、利用者は遠方まで出かける必要があったが、「ふれあい花壇・菜園」はまちなかの未利用地を活用することで、地域住民が地域に密着した場所で気軽に活動できるようになった。草刈り等の管理経費の軽減を図りつつ、まちなかの緑を増やし、地域住民の活動・交流の場を創出する一石三鳥の事業となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>北九州市総務企画局政策部政策調整課 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/02000009.html</p>		

66	エネルギーの地産地消		環境・衛生
			自主条例の活用
団体名	山梨県	人口	863,917人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県では、CO2 排出量の増加が課題であったところ、長い日照時間等の地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定。 ○ 平成 25 年 4 月、2050 年頃までに県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指したロードマップを策定。 ○ 平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%（※導入件数／一戸建住宅戸数）、年間需要電力が 9%減（平成 25 年度。平成 20 年度比）となるなどの効果。 		
背景・目的	<p>山梨県では、2005 年当時の CO2 排出量が 1990 年に比べて約 15%増加したことから、急峻な地形、長い日照時間という地勢・気象条件を活用した再生可能エネルギーの利用促進などを図るため、平成 20 年 12 月、「山梨県地球温暖化対策条例」を制定した（平成 21 年 4 月施行）。</p>		
内容	<p>平成 21 年度に策定した「やまなしグリーンニューディール計画」では、山梨県の「恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を目指す」として、太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス、燃料電池を 4 つのクリーンエネルギーとしている（「4 つの車輪」）。</p> <p>この成果を踏まえて、平成 25 年 4 月に策定したのが「やまなしエネルギー地産地消推進戦略～「エネルギーの地産地消」実現に向けたロードマップ～」である。</p> <p>ロードマップは 2 つの柱から成り立っている。1 つは省エネルギー対策により、2050 年頃までに需要電力を東日本大震災前より 20%削減する。もう 1 つはクリーンエネルギーによる電力を、2050 年頃までに 3 倍以上にする。両方の目標を達成すれば、県内の消費電力需要を 100%クリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」が実現する。</p> <p>2020 年までの中期目標としては、住宅用太陽光発電の普及率 20%（2011 年時点普及率 4.9%）、メガソーラー 30 か所（2011 年時点 3 か所）という目標を設定した。</p> <p>目標達成に向け、住宅を対象とした設置費補助金の支給（上限 8 万）や設置プランの情報提供、内陸部では国内最大級となるメガソーラー（最大出力約 1 万キロワット）を誘致した。省エネに向けた運動としては、家庭向けの省エネイベントやエコ診断の実施、事業者向けの省エネセミナーの開催や省エネ優秀事業者の表彰を行っている。</p>		
効果	<p>取組を続けた結果、平成 26 年 3 月末時点で、住宅用太陽光発電の普及率 8%（※導入件数／一戸建住宅戸数）、平成 26 年 3 月末時点で、メガソーラーが 23 か所稼働となっている。年間需要電力については、平成 25 年度は、条例施行前の平成 20 年度と比較して 9%減となった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>山梨県エネルギー局エネルギー対策課 https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/chisanchishou.html</p>		

67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準		環境・衛生 義務付け・枠付けの見直し
団体名	福島県	人口	1,980,259 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県では、豪雪地帯である地域の特性に対応するため、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正。 ○ 鳥獣保護区を表示する独自の標識の基準である縦長の標識を導入することで、積雪による重みが軽減され、損傷防止に寄与。 		
背景・目的	<p>福島県では、豪雪地帯にある鳥獣保護区の標識について、雪の少ない地域と比較した場合に、損傷を受けやすい状況にあった。</p>		
内容	<p>従来、鳥獣保護区を示す制札の表示部の幅の寸法は 45cm 以上とされていたが、第2次一括法により改正された鳥獣保護法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、福島県では、平成 24 年 10 月、「福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」を改正し、制札の表示部について幅を縮小して縦長の形で設置できるよう幅 20cm 以上とする基準を定めた(同年 11 月施行)。</p> <p>これは、過去に縦長の標識を作成した際、横長のものに比べて 2 倍以上の年数使用されていた経験も踏まえ、これまでの横長タイプの制札は一本足のため風雨による損傷を受けやすいことなどから、維持管理に係る経済性及び安全性を考慮し、鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の制札については、新たに縦長タイプの制札も設置できることとしたものである。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 《従来の横長タイプのイメージ》 《新たに設置できる縦長タイプのイメージ》 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		
効果	<p>この基準に基づき設置された(設置予定のものを含む)縦長タイプの制札は 173 本あり、縦長の制札とすることで、雪が積もった際に制札にかかる重みが軽減され、損傷を防ぐことができる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>福島県生活環境部自然保護課 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/</p>		

68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	たかちよう 多可町(兵庫県)	人口	22,952人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニホンジカの駆除のための捕獲作業を迅速に行うため、平成24年4月、事務処理特例条例により、捕獲等の許可権限が町に移譲された。 ○ 駆除要望から捕獲許可までの日数が短縮され、現場作業の迅速化を実現。 		
背景・目的	<p>多可町は、周囲を中国山地の山々に囲まれており、酒造好適米「山田錦」発祥の地であるほか、町内の棚田が「日本の棚田百選」に選定されるなど、農業が盛んな地域である。ところが近年、特にニホンジカによる米の被害が相次いで発生しており、町民からの有害鳥獣の駆除要望は年間約40～50件に上る。</p> <p>多可町では、防護柵を設置し、集落ぐるみの対策を呼びかけているほか、県から有害鳥獣の捕獲許可を受けて駆除(現場での作業は県猟友会西脇多可支部に依頼)に取り組んでいる。しかし、繁忙期には同時多発的に駆除要望が出ることもあり、迅速な駆除が町の重要な課題となっている。</p>		
内容	<p>平成24年4月、事務処理特例条例により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律によるニホンジカの捕獲等に係る許可権限が町に移譲された。これにより、ニホンジカの駆除について県に対する捕獲許可の申請が不要になり、駆除要望から捕獲許可までの日数はおおむね2～3日となった。</p>		
効果	<p>駆除要望から捕獲までの日数が短縮されたため、現場での作業が迅速化し、農作物の被害の軽減につながった。</p>		
担当課 関連サイト	多可町産業振興課 http://www.takacho.jp/life_stage/sangyo/benri_kakuka_sangyou.html		

69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり		環境・衛生 法定外税、住民との協働・参画
団体名	高知県	人口	755,994 人
事例のポイント	<p>○ 森林面積率が全国一高い高知県では、森林荒廃という環境問題に対する独自策として、平成 15 年 4 月、「森林環境税」を導入（全国初）。併せて、県民参加の森づくりを推進する取組も開始。</p> <p>○ 11 年間で延べ約 24 万人が森づくりに参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が行われ、森林機能の維持・向上に寄与。</p>		
背景・目的	<p>森林面積率が全国一高い高知県(84%)では、様々な分野での環境に対する県民の関心の高まりと、平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法によって地方の独自課税が可能となったことなどを契機として、森林の荒廃という県民生活に関わる環境の問題に対する地方独自の対策として、平成 15 年 4 月、全国初の「森林環境税」を導入した。</p>		
内容	<p>森林環境税の導入に当たっては、平成 13 年度から庁内のプロジェクトチームや県民の代表者で構成された委員会などを通じて議論を重ね、「税収自体を目的とするのではなく、広く薄い負担によって、森林の重要性を認識し県民みんなで森を守っていく」ことを主目的として、県民税の均等割の超過課税方式により、個人、法人とも一律に年額 500 円の負担とした。</p> <p>また、税の用途を明らかにする観点から、この税収を財源に積み立てられた基金の用途等に関しては、公開の場で審議する基金運営委員会を設置し、透明化を図るとともに、課税の実施及び用途等に関しては、5 年ごとに議会や県民の声を聞きながら見直しを行い、平成 25 年度からは第 3 期目に入っている。</p> <p>さらに、この新税の導入に併せ、平成 15 年から、毎年 11 月 11 日を「こうち山の日」として定め、県民参加の森づくりを推進する取組も進めている。</p> <p>【平成 25 年度の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①除間伐やシカ被害対策など森林環境保全事業:143 百万円 ②子どもたちへの森林環境教育:13 百万円 ③森林保全ボランティア活動の推進など県民活動の支援:22 百万円 ④県産材木製品による公共的施設の整備:43 百万円 		
効果	<p>平成 25 年度までの 11 年間で延べ約 24 万人の方が「県民参加の森づくり」に参加したほか、延べ約 1 万 5 千ヘクタールの間伐が実施されるなど、森林の持つ公益的機能の維持、向上が図られてきた。また、森林環境税の導入を契機に、同様の趣旨の課税が、平成 26 年 4 月現在、35 県で導入されるなど全国的な広がりを見せている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>高知県林業振興・環境部林業環境政策課 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030101/kankyousei.html</p>		

70	水道技術管理者の資格基準		環境・衛生 義務付け・枠付けの見直し																			
団体名	仙台市(宮城県)	人口	1,038,522 人																			
事例のポイント	<p>○ 土木工学科の出身職員とそれ以外の工学系学科の出身職員が実務上区別なく業務を担っていることを踏まえ、水道技術管理者への登用における技術系職種間の経験年数の差を撤廃するため、平成 24 年 3 月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、水道技術管理者の実務経験年数基準を策定。</p> <p>○ 管理者有資格者の幅広い確保により、適切な人材登用を推進。</p>																					
背景・目的	<p>仙台市の水道施設は、昭和 30 年代以降の拡張事業期に土木分野の業務が集中した段階から、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎え、業務内容において職員の職種による実務上の差異は小さくなっている。</p>																					
内容	<p>仙台市の水道施設は、施設の維持管理を円滑に実施する段階を迎えており、業務においては土木系以外の技術職員も土木系と同等の能力をもって実務を担っている。</p> <p>その中で、国の基準では技術面の責任者である水道技術管理者の資格については、出身学科により実務経験年数に差があったが、第2次一括法により改正された水道法により、国の基準が「参酌すべき基準」とされた。</p> <p>これを受け、仙台市では、平成24年3月、「仙台市水道事業給水条例」を改正し、下表のとおり、従来の国の基準から1年短縮し、土木工学科履修者と同じ実務経験年数とした(同年4月施行)。</p> <p><実務経験年数の短縮の例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)</th> <th colspan="2">工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学</th> <th>土木工学科</th> </tr> <tr> <th>国基準</th> <th>市基準</th> <th>国・市基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>4年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>短期大学・高等専門学校</td> <td>6年</td> <td>5年</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>高等学校・中学校</td> <td>8年</td> <td>7年</td> <td>7年</td> </tr> </tbody> </table>			学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科	国基準	市基準	国・市基準	大学	4年	3年	3年	短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年	高等学校・中学校	8年	7年	7年
学校及び専攻別の 実務経験年数 (外国の学校を含む)	工学(土木工学科以外)、 理学、農学、医学、薬学		土木工学科																			
	国基準	市基準	国・市基準																			
大学	4年	3年	3年																			
短期大学・高等専門学校	6年	5年	5年																			
高等学校・中学校	8年	7年	7年																			
効果	<p>国の基準を緩和することにより、多様な人材の中から水道技術管理者の選任が可能となり、より適切な人材登用が図られる。</p>																					
担当課 関連サイト	<p>仙台市水道局計画課 http://www.city.sendai.jp/soshiki/d/suido.html#10</p>																					

71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督	環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	山梨県	人口 863,917 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道・簡易水道の実施主体である市町村が専用水道にも関与し、布設工事の確認等を迅速に行えるよう、平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、水道法上の専用水道に係る権限を市町村に順次移譲。 ○ 飲料水に係る水道資源について、市町村による統一的な管理を実現。 ○ 事務処理の迅速化により、申請者の利便性が向上。 	
背景・目的	<p>山梨県では、飲料水に関する 3 種類の水道(上水道、簡易水道、専用水道)のうち、上水道及び簡易水道については、主に市町村が事業主体となっている。一方、従来、民間が事業主体となる専用水道(※)に係る指導監督については県が行っていたため、同じ市町村内の水道であるにもかかわらず、専用水道については市町村が関与する機会がなかった。</p> <p>また、水道は住民の日々の暮らしに与える影響が大きく、事務処理の迅速化が要望されていた。</p> <p>※ 専用水道…集合住宅、学校、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの等</p>	
内容	<p>平成 12 年 4 月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、水道法上の専用水道に係る権限を順次移譲している。</p> <p>これにより、移譲された市町村では、飲料水に関する 3 種類の水道全てに関与することが可能となった。</p> <p>なお、市については、第 2 次一括法による水道法の改正により、平成 25 年 4 月に専用水道に係る権限が移譲されたため、事務処理特例条例による平成 26 年 4 月現在の移譲先は県内 2 町 3 村となっている。</p>	
効果	<p>専用水道に係る権限移譲を通じて、上水道及び簡易水道と併せた飲料水の統一的な管理が可能となった。これにより、市町村が各地域の水道水源を把握し、水資源の利用に関する環境政策に反映させていくことが可能になっている。</p> <p>また、窓口が身近になり、事務処理日数が短縮(3~4 日程度)されたことで、申請者の利便性が高まった。</p>	
担当課 関連サイト	<p>山梨県福祉保健部衛生業務課 http://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/#suido</p>	

72	浄化槽設置の届出受理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	鳥取県	人口	588,508 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が浄化槽の設置者に対するきめ細かい指導監督を行うことができるよう、平成 22 年 4 月以降、事務処理特例条例により、浄化槽の設置の届出等に係る事務を移譲。 ○ 公共下水道を設置管理する市町村が浄化槽との一体的管理・監督を行い、適切な指導監督を実現。 ○ 下水道と浄化槽の手続窓口が市町村に一本化され、住民の負担が軽減。 		
背景・目的	<p>鳥取県では、約 30,000 基の浄化槽が設置されており、その大半が個人住宅用のものである。従来は、新たに浄化槽を設置したり、下水道への接続により浄化槽を廃止したりする場合、県に届出が必要であったが、届出がされていない浄化槽もあり、指導監督を行う上で支障が生じていた。</p>		
内容	<p>平成 22 年 4 月以降、事務処理特例条例により、県との協議が整った市町村に対し、浄化槽法に基づく浄化槽の設置の届出等に係る事務を順次移譲している。</p> <p>公共下水道事業は各市町村が実施しているため、移譲された市町村では、一連の生活排水処理施設である下水道及び浄化槽について、例えば下水道の接続時に浄化槽の廃止届を提出するよう市の下水道部局がその場で指導するなど、一体的な管理・監督ができるようになっている。</p>		
効果	<p>下水道と浄化槽の手続に係る窓口が市町村に一本化され、県に対して手続を行う必要がなくなったことで、住民の負担が軽減した。</p> <p>また、届出が確実に行われるようになったことで、より正確な浄化槽台帳の整備が可能となり、実態に応じた適切な指導監督ができるようになった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鳥取県生活環境部水・大気環境課 http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou/</p>		

73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理		環境・衛生 条例による事務処理特例制度
団体名	那覇市(沖縄県)	人口	320,889人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可は市が行うこととなった。 ○ 飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続の窓口が別々にならないよう、平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師等の免許に係る窓口事務が市に移譲された。 ○ 飲食店等の営業許可と調理師等の免許に係る手続の窓口が市に一本化され、申請者の負担が軽減。 		
背景・目的	<p>那覇市では、ホテル等の観光業を中心に、県全体のおよそ7割となる年間約 2,300～2,400 件の飲食店等の営業許可申請がある。また、調理師等の免許の取得が資格要件となっている食品衛生責任者の設置が飲食店等に義務付けられているため、飲食店等の営業許可に併せて調理師等の免許に係る申請等が行われることも多い。</p> <p>平成 25 年4月の中核市移行に伴い、飲食店等の営業許可については市が行うこととなったが、調理師・製菓衛生師の免許に係る事務は県が行うため、このままでは調理師等の免許に係る申請のみ、市外にある県保健所まで出向いて手続を行わなければならない状況であった。</p>		
内容	<p>平成 25 年4月、事務処理特例条例により、調理師法施行令及び製菓衛生師法施行令に基づく免許の申請の受理等の事務についても併せて市に移譲された。これにより、食品衛生法に基づく飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許に係る手続は、どちらも市の窓口で行うことができるようになった。</p>		
効果	<p>飲食店等の営業許可と調理師・製菓衛生師の免許の申請の受理の窓口が市に統合されたことで、申請者が市外にある県保健所まで出向く必要がなくなり、負担が軽減した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>那覇市保健所生活衛生課 http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/nahahokenjyo/seikatueisei/0001.html</p>		

74	市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準		産業・雇用・観光 権限移譲																																									
団体名	なるとし 鳴門市(徳島県)	人口	61,611人																																									
事例のポイント	<p>○ 鳴門市では、従来より、工場敷地における緑地面積率等の準則は国で定められているため、市のまちづくりに応じた基準設定ができないという課題が存在。</p> <p>○ 平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定等の事務・権限が都道府県及び指定都市からすべての市へ移譲されたことで、国の定める範囲内で準則規定を弾力的に設定し直すことが可能になり、緑地等の面積率緩和による市内企業の積極的な設備投資を通じて、地域の環境に応じた独自性のあるまちづくりを実現。</p>																																											
背景・目的	<p>鳴門市は、市域の東部を中心に住宅地や工業用地が広がる都市環境である。</p> <p>従来は、工場敷地における緑地面積率の準則は国で定められ(緑地面積20%以上、緑地を含む環境施設面積25%以上)、市に地域準則の策定権限がなく、市のまちづくりに応じた基準設定ができなかった。</p> <p>また、特定工場新設の届出受理・変更命令等についても、市に権限がないため域内の工場新設等の状況把握が困難であった。</p>																																											
内容	<p>第2次一括法による工場立地法の改正で、平成24年4月、緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理・変更命令等の権限が都道府県及び指定都市からすべての市に移譲され、独自に緑地面積基準等に係る地域準則を市として策定できるようになるとともに、特定工場の新設等の届出受理も行うことで、市域内での工場新設の動向の把握が容易になった。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)</th> <th colspan="2">②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)</th> <th colspan="2">③徳島県</th> <th colspan="2">④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)</th> </tr> <tr> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> <th>緑地の面積割合</th> <th>環境施設(緑地を含む)の面積割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)</td> <td rowspan="4">20%以上</td> <td rowspan="4">25%以上</td> <td>20%~30%以上</td> <td>25%~35%以上</td> <td rowspan="4">地域準則条例未制定 (国準則が適用)</td> <td colspan="2">条例の定めなし (国準則が適用)</td> </tr> <tr> <td>第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)</td> <td>10%~25%以上</td> <td>15%~30%以上</td> <td>10%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)</td> <td>5%~20%以上</td> <td>10%~25%以上</td> <td>5%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)</td> <td>5%~25%以上</td> <td>10%~30%以上</td> <td>5%以上 (市長が規則で定める区域)</td> <td>10%以上 (市長が規則で定める区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 国準則→地域準則を条例で定めていない場合は、この基準による。 ※② ①に代えて適用する地域準則を条例で定める場合の基準 ※③ ②に基づき定める都道府県の地域準則条例→徳島県は地域準則条例未制定であったため、鳴門市には国準則が適用されていた。 ※④ ②に基づき、権限移譲を受けた鳴門市が定める地域準則条例(平成25年4月1日施行)</p>					①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)		③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)		緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)	20%以上	25%以上	20%~30%以上	25%~35%以上	地域準則条例未制定 (国準則が適用)	条例の定めなし (国準則が適用)		第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)	10%~25%以上	15%~30%以上	10%以上	15%以上	第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)	5%~20%以上	10%~25%以上	5%以上	10%以上	第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)	5%~25%以上	10%~30%以上	5%以上 (市長が規則で定める区域)	10%以上 (市長が規則で定める区域)
	①工場立地に関する準則(平成10年告示第1号)		②緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準(平成10年告示第2号)			③徳島県		④鳴門市工場立地法地域準則条例(平成25年条例第28号)																																				
	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合	緑地の面積割合	環境施設(緑地を含む)の面積割合																																				
第一種区域 (住居の用に併せて商業等の用に供されている区域)	20%以上	25%以上	20%~30%以上	25%~35%以上	地域準則条例未制定 (国準則が適用)	条例の定めなし (国準則が適用)																																						
第二種区域 =準工業地域 (住居の用に併せて工業の用に供されている区域)			10%~25%以上	15%~30%以上		10%以上	15%以上																																					
第三種区域 =工業専用地域、工業地域 (主として工業等の用に供されている区域)			5%~20%以上	10%~25%以上		5%以上	10%以上																																					
第四種区域 (第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域)			5%~25%以上	10%~30%以上		5%以上 (市長が規則で定める区域)	10%以上 (市長が規則で定める区域)																																					
効果	<p>国が定める範囲内で、工業地域、準工業地域など、市域内の工場周辺の環境に応じた準則設定を弾力的に設定し直すことにより、市の目指すまちづくりに柔軟に対応できるようになるとともに、届出受理事務(平成25年度:変更届4件)を行うことで企業とのつながりができ、工場の立地状況の動向を把握できるようになっている。</p> <p>また、緑地面積基準の下限の緩和により、市内企業の積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の創出が期待できる(平成25年度:生産施設増設1件(工業地域において、緑地面積割合10.3%、環境施設面積割合16.4%))。</p>																																											
担当課 関連サイト	<p>鳴門市経済建設部商工政策課 http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/shoko/richiho.html</p>																																											

75	民間事業者による空き公共施設の有効活用		産業・雇用・観光 補助対象財産の財産処分の弾力化 自主条例の活用
団体名	おおだてし 大館市(秋田県)	人口	78,191人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大館市では、平成17年の市町村合併に伴い、空き公共施設（保育所、障害者施設など）が発生。このような公共施設について、民間事業者による有効活用を図るため、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定。 ○ 条例では、空き公共施設等を利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者を「指定事業者」として指定し、施設の譲渡や貸与等において奨励措置（譲渡額の減額、増改築への助成、固定資産税の免除等）。 ○ 施行後、障害者支援施設や保育所が食品加工施設に転用されるなど、地域活性化及び雇用機会拡大に寄与。 		
背景・目的	<p>大館市では、平成17年に旧田代町、比内町と合併したことにより、不要になった保育所や障害者施設などの公共施設の有効利用が課題となっていた。</p> <p>そのような中、国において、「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・譲渡先を問わず、また、国庫納付を求めないこと等の取扱いが定められた。</p> <p>そこで、空き公共施設等を有効に利活用し、地域の活性化及び雇用の機会の拡大を図ることを目的として、平成24年12月、「大館市空き公共施設等利活用促進条例」を制定した(平成25年1月施行)。</p>		
内容	<p>空き公共施設等利活用促進条例においては、空き公共施設等を利用して行う事業により新たに常用の従業員を雇用する事業者であって、最も有効に施設を活用し、かつ、地域活性化に資すると認められるものを「指定事業者」として指定することとしている。</p> <p>指定事業者に対しては、指定事業者が利用する空き公共施設等の減額譲渡、利用施設の無償貸付又は減額貸付、増築及び改修助成金の交付、事業開始時支援金の交付、固定資産税の免除といった奨励措置を講ずることができるとしている。</p>		
効果	<p>平成24年度に障害者授産施設だった旧白沢通園センターの公募を実施し、平成25年度には旧葛原保育所の公募を実施した。</p> <p>旧白沢通園センターについては、山芋の皮むき作業所として、平成25年3月から操業を開始しており、地元から20人以上を雇用するなど地域に貢献している。</p> <p>旧葛原保育所は、食品加工企業が指定事業者となり、施設を増改築、平成26年4月、本社・工場を移転し、新社屋として新たに操業を開始した。</p> <p>平成26年度は、旧三岳小学校について、旧白沢通園センターと同じ事業者と山芋の皮むき作業所として貸付契約を締結し、施設改修を経て5月から操業を開始している。</p> <p>このように、民間事業者による公共施設の有効活用を図ることにより、地域の活性化、雇用機会の拡大につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大館市総務部管財課 http://www.city.odate.akita.jp/dcity/kanzai/90-6902.html</p>		

76	廃校となった学校施設の有効活用		産業・雇用・観光 補助対象財産の財産処分の弾力化
団体名	もとやまちょう 本山町(高知県)	人口	3,833人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本山町では、長年、地域の中心的な活動拠点であり地元住民に愛された小学校が、平成16年3月、児童の減少に伴い廃校。 ○ 平成19年3月の公立学校施設の財産処分の弾力化措置を受け、廃校施設を地元住民自らが運営する宿泊施設としたいという住民の声を踏まえ、平成20年5月、自然体験型宿泊施設としてオープン。 ○ 年間1,052人が利用するなど、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>本山町では、明治26年の設立以来、地域ぐるみでの運動会など、地域の中心的活動拠点であった町立沢ヶ内(そうがうち)小学校が、平成16年3月、児童の減少に伴い廃校となり、その後の扱いが課題となっていた。</p> <p>国の補助を受けて改築した学校を、補助目的外である宿泊施設として転用するには、本来、補助金を返還する必要があったが、平成19年3月の公立学校施設の財産処分の弾力化措置により、事業完了後10年以上経過した建物は、補助金を返還することなく譲渡することが可能となった。そこで、この制度を活用し、廃校施設の有効活用を図ることとした。</p>		
内容	<p>廃校施設の転用については、さびれていく地域を何とかしようとして組織していた「汗見川活性化推進委員会」のメンバーを中心に、高知大学や行政からもアドバイザーを迎え、「沢ヶ内小学校活用検討委員会」を組織して活用についての協議を行った。活発な意見交換の結果、地元の住民が自ら運営する宿泊施設として活用していくことが決まった。</p> <p>これにより、平成19年9月、宿泊施設への改修工事が開始し、平成20年5月、小学校当時の面影そのままに、自然体験型宿泊施設「汗見川ふれあいの郷清流館」としてオープンした。</p> <p>清流館は、地域住民の運営により、手打ちソバ打ちや石釜ピザ焼きの体験活動が行えるとともに、「集落活動センター 汗見川」として汗見川流域6集落の地域活動の拠点としての役割も担っている。</p>		
効果	<p>地域のシンボルであり、住民に愛されていた小学校を取り壊すことなく、宿泊施設に転用することができ、地元の人達からは「廃校になった後も地域運動会や防災・救急(AED)講習などで前と同じように仲間と楽しく集まることできる」などの声が寄せられている。</p> <p>清流館の利用者数は、平成25年度で1,052人であった。施設利用者からは、「汗見川の自然がいい。食べ物がおいしい。元気な人がいい」と、地元住民との体験活動を通じた交流が好評で、体験活動への参加者のリピーターが多くなるなど、地域の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	本山町まちづくり推進課 http://www.town.motoyama.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=600		

77	若者定住住宅条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	みさとちょう 美郷町(島根県)	人口	5,387人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美郷町では、平成 17 年国勢調査の結果、大幅な人口減少（5年で 10.8%減）が明らかとなり、町の最重要施策として総合的な定住対策を推進。特に、若者の定住を促進するため、平成 20 年 3 月、「美郷町若者定住住宅条例」を制定。 ○ 条例に基づき、町が住宅を整備し、美郷町への定住を希望する若年夫婦（40 歳までの、小学生以下の子どもを持つ夫婦）に貸出。 ○ 田舎暮らしコーディネーターの助言が移住に結びついているほか、若者定住住宅に 131 人が入居し、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>美郷町は、平成 17 年国勢調査の結果、平成 12 年比較で 10.8%の人口減少率(島根県ワーストワン)となった。そこで、町の最重要施策として、雇用・職業対策、少子化対策、定住条件整備などの定住対策に総合的に取り組んできた。</p> <p>このような中、若者の定住を積極的に促進するため、平成 20 年 3 月、「美郷町若者定住住宅条例」を制定・施行した。</p>		
内容	<p>「美郷町若者定住住宅条例」に基づき、町が住宅を整備し、美郷町への定住を希望する若年夫婦に貸し出している。若者定住住宅の入居可能者は、40 歳までの、小学生以下の子どもを持つ夫婦が対象である。20 年以上の入居が条件とされているが、新築の一戸建てに月額 30,000 円という低廉な家賃で入居することができる。</p> <p>さらに、定住に不安があるという定住希望者のために、1 週間から最長 2 年まで美郷町での生活を体験できる美郷町移住体験住宅「ささらの家」を整備した。実際に、一定期間美郷町に居住することができ、移住への不安解消につながっている。</p> <p>また、田舎暮らしコーディネーターを専任で一人置き、UI ターンの希望者に対する窓口、相談、助言を担当しており、移住者が地域コミュニティに受け入れられるよう、サポートを行っている。</p> <p>平成 26 年度には、定住対策の充実のため定住推進課を新設し、定住ポイント制を新たに導入した。これは、UI ターンや結婚等、定住につながる人生の出来事に定住ポイントを付与するものであり、1 ポイントは 1 万円相当の地域商品券等に交換できる。</p> <p>このほか、雇用・職業対策として、例えば「おおち山くじらブランド」事業を行っている。これは、イノシシ被害対策として駆除したイノシシを、食材としてブランド化する事業である。関東・関西圏の有名レストランへ提供する食肉加工品の開発・販売を行うなど、雇用の創出につながっている。</p>		
効果	<p>田舎暮らしコーディネーターについては、平成 18～23 年度の相談件数は 322 件(656 人)であり、そのうち、50 件(100 人)の移住に結びつけた。若者定住住宅については、地域の要望・協力で建設を進め、平成 18～23 年度で 6 地域 31 棟を建設し、131 人が入居し、地域の活性化に寄与している。</p> <p>なお、平成 22 年国勢調査で、人口減少率は 9.5% (県内で 18 位/21 市町村。3 位ほど改善)、町内 8 地域(旧村)中 4 地域で 0～4 歳人口が 10%以上増加(県内は 283 地域中 52 地域)となっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>美郷町定住推進課 http://www.town.shimane-misato.lg.jp/61.html 美郷町建設課（若者定住住宅） http://www.town.shimane-misato.lg.jp/1092.html 美郷町暮らし応援ネット http://www.misato-koyou.jp/</p>		

78	産学官が一体となった農商工観連携の推進		産業・雇用・観光 住民との協働・参画
団体名	すざかし 須坂市(長野県)	人口	52,396 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 須坂市では、平成 14 年、大手工場の規模縮小により、製造品出荷額の半減や従業者数の 2 割減少など、地域経済に深刻な打撃。 ○ このため、平成 16 年 9 月、大手企業を中心とする産業構造から脱却し、内発的な活性化を軸とした持続的発展可能な産業創出を目指すため、「須坂市産業活性化戦略会議」を設置し、地元企業や大学と連携した地域産業の振興に積極的取組。 ○ 行政・民間・大学など様々な主体が連携し、ブドウ圃場でのソーラー発電システムや「信州須坂蔵のまち駅前フェスタ」などの事業化に結びつけるなど、地域の活性化に寄与。 		
背景・目的	<p>電子産業の町として栄えた須坂市は、平成 14 年、大手工場の規模縮小により、市の製造品出荷額が半減したほか、従業者数も 2 割減少し、地域経済に深刻な影響を受けた。そこで、大手企業を中心とする産業構造モデルから脱却し、既存産業の革新による内発的な活性化を軸とした持続的発展可能な産業創出を目指すため、平成 16 年 9 月、市内の様々な人材・企業などで構成される「須坂市産業活性化戦略会議」を設置し、行政・民間・大学が連携した地域の活性化や、新しいビジネスモデルの創出に取り組み始めた。</p>		
内容	<p>産業活性化戦略会議は、様々な業種の地元企業や金融機関、地域でリーダーシップを発揮する民間人で構成される。産学官連携等による新産業について、農商工観の振興、環境エネルギー、健康づくりなどの分野における調査と研究を行い、全体会議で集約した後、戦略会議のメンバーが率先して事業に取り組む。戦略会議の運営に当たっては、官公庁、民間企業での勤務や経営の経験を有する産業コーディネーター(2 人)や産業アドバイザー(3 人)を担当課に配置し、行政・民間との橋渡し役を担っている。</p> <p>戦略会議における議論が、実際の事業に結びついた例として、農業経営者、信州大学、市内企業の連携による「ブドウの圃場でのソーラー発電システム(スマートアグリソーラーシステム)」の実証実験が挙げられる。市内ではナガノパープル等の皮ごと食べられるブドウを生産しているが、これらは生育時に雨や日照の影響を受けやすく、裂果や日焼けにより品質が落ちやすい。そこで、ブドウ棚の上に可動式の太陽光パネルを設置し、降雨時に房が濡れるのを防ぎ、品質の良いブドウ作りに役立てながら、ブドウ生産と売電による農家所得の向上と安定化も期待できるというメリットがある。</p> <p>このほか、須坂駅前活性化の取組である「信州須坂蔵のまち駅前フェスタ」が挙げられる。この取組の一つとして開催した「北信州ワインフェア」では、北信州産のぶどうを原料とした約 30 種のワインを集め、著名人によるテイastingと講演、一般参加の試飲会を行うことで長野県産ワインぶどうとワインの PR を図った。首都圏や地元での知名度の向上によりワイン産地であるとの認識を広め、かつ須坂駅前の活性化を図りつつ、将来的には北信州・長野県への新規就農者や誘客の増加を狙ったものである。</p>		
効果	<p>スマートアグリソーラーシステムでは、設置したソーラーパネル 12 枚の発電量が 2,626kwh(平成 25 年実績値)となるなど、着実に推進している。また、「北信州ワインフェア」では、来場者から「ワイナリーごとに味が全然違うので、自分の好みが見つけられていい。今までは海外のワインを飲んでしたが、地元のワインもとてもおいしい。いい機会になった」という声が寄せられるなど、行政・民間・大学など様々な主体が連携した事業が、地域の活性化に寄与している。</p>		
担当課 関連サイト	須坂市産業振興部産業連携開発課 http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/seisaku/senryaku/sangakukan/		

79	アウトドアスポーツ振興条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	みなかみ町(群馬県)	人口	21,285人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ みなかみ町は、利根川をゴムボートで下るラフティングなど、アウトドアスポーツが盛んな地域だが、安全基準がなく事故発生に懸念。このため、平成24年9月、「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」を制定。 ○ 条例では、事業者の登録義務、安全基準の策定等について規定。 ○ 条例制定後、統一的な安全基準の下で事業を行っており、安全で質の高いアウトドアスポーツの提供に寄与。 		
背景・目的	<p>みなかみ町では、近年、利根川をゴムボートで下るラフティングなどのアウトドアスポーツが盛んであり、町の重要な観光資源となっている。しかしながら、定められた安全基準がなく、事業者が自由に営業している状態で事故が起きれば、アウトドアスポーツ全体のイメージダウンになると懸念されていた。</p> <p>そこで、平成22年、町、議会、事業者有志が、先進地であるニュージーランドのクイーンズタウンへ視察研修を行い、その後、意見交換する中で、平成24年9月、議会提案という形で「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」を制定した(平成25年4月施行)。</p>		
内容	<p>「みなかみ町アウトドアスポーツ振興条例」は、アウトドアスポーツを安全に楽しめる環境を整えるとともに、自然環境の保全にも配慮したアウトドアスポーツの推進を図ることを目的としている。</p> <p>アウトドアスポーツを行う事業者には登録義務が課され、イベントを行う際には事前に町の承認を受ける必要がある。条例に違反した場合、町は事業者登録やイベントの承認を取り消すことができるとした。また、負傷事故が発生した場合には、速やかに町へ届け出るよう義務づけた。</p> <p>事業者によっては、みなかみ町の地勢を熟知しておらず、運営や危険性の判断等が不安視される場合がある。そこで、条例制定後、事業者有志と協力し、アウトドアスポーツ事業者で組織された団体とも相談しながら、ラフティング等を実施できる水量、リーダーやガイドの責任、持ち物などについて統一的な安全基準を定めた。</p> <p>このほか、アウトドアスポーツを行う者に対しても、自然環境への負荷低減に努めるよう義務を課し、行政、事業者、住民が一体となって、アウトドアスポーツの振興と自然保護の両立を図っている。</p>		
効果	<p>本条例をきっかけに、アウトドアスポーツを提供する事業者、行政及び住民が一体となって、アウトドアスポーツの振興に取り組むようになっており、事業者からは「全事業者が質の高いツアーを提供できるようになれば、観光客増につながる」と前向きな声が聞かれている。</p> <p>条例に基づき、ラフティングやレイクカヌーで損害賠償保険や傷害保険への加入、ツアー開始前の説明が義務化されるなど、統一的な安全基準を設定することで、安全で質の高いアウトドアスポーツの提供につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	みなかみ町観光課 http://www1.g-reiki.net/minakami/reiki_honbun/r264RG00000738.html		

80	食のまちづくり条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	おばまし 小浜市(福井県)	人口	31,131人
事例のポイント	<p>○ 小浜市を中心とする若狭地方は、飛鳥・奈良時代の「御食国(みけつくに)」、平安時代以降は「若狭もの」として京の都の食卓を支えてきた歴史。このような歴史と伝統のある食文化に着目し、平成12年8月に食のまちづくりを開始。平成13年9月、「小浜市食のまちづくり条例」を制定(全国初)。</p> <p>○ 条例に基づき、産業、環境、福祉・健康、教育、観光などあらゆる分野の施策について、「食」を起点にした取組を推進。</p> <p>○ 食のまちづくり拠点施設である「御食国若狭おばま食文化館」で実施されるキッズ・キッチン等の子ども料理教室への参加者は1642人(平成25年度)。料理を通じて、感謝の気持ちや「もったいない」などを学ぶ貴重な場となっている。食のまちづくりにより、観光客数の増加(H11:76万人⇒H22~24の平均:約140万人)等の効果。</p>		
背景・目的	<p>小浜市を中心とする若狭地方は、飛鳥・奈良時代に朝廷に食を供給していた「御食国(みけつくに)」であり、平安時代以降は「若狭もの」という呼称のもと、京の都の食卓を支えてきた歴史がある。「地域の歴史と文化を大事にしたまちづくりは成功している」という考えの下、歴史と伝統のある「食」に着目し、平成13年9月、全国初となる「小浜市食のまちづくり条例」を制定した(平成14年4月施行)。</p>		
内容	<p>「小浜市食のまちづくり条例」では、狭い意味での食にとどまらず、食のまちづくりとして取り組む分野を、①農林水産業をはじめ食関連産業全般の振興、②環境の保全、③福祉・健康の増進、④食育の推進、⑤観光の振興、⑥食の安全・安心の確保としている。</p> <p>特に食育に力を入れており、平成15年9月、食のまちづくりの拠点施設として、「御食国若狭おばま食文化館」をオープンした。</p> <p>食文化館では、食に関する展示のほか、地元の主婦などで構成される「キッズ☆サポーター」により、ベビー・キッチン(2~3歳)、キッズ・キッチン(4~6歳)、ジュニア・キッチン(小学5・6年生)が開催されている。これらの料理教室では、料理を通じて、感謝する気持ちや「もったいない」ということを自然に学べる人間教育の場となっている。</p> <p>さらに、子ども達だけでなく、家庭や保護者など市民全体のフードリテラシーや選食力を高めるため、平成25年にオリジナルの食生活指針「元気食生活実践ガイド」を作成した。</p> <p>このほか、産業面への波及として、食育事業と農林水産業体験等を核にした教育旅行の実施、「地産地消をすすめる店」の認定、市に縁のある著名人に「若狭おばま御食国大使」として、情報発信の協力依頼をしている。</p>		
効果	<p>平成23年3月に行ったアンケート調査では、「食育」という言葉を知っている人の割合が97.4%(全国平均74.0%)と非常に高かった。</p> <p>平成25年度、キッズ・キッチン等の子ども料理教室には1,642人の参加があり、県外からの参加者も多くなってきている。参加した子ども達は、親の手助けを借りず料理ができたことに達成感を感じ、保護者からは、「子どもの好き嫌いがなくなった」、「家庭でも調理や後片付けの手伝いをするようになった」という声がある。</p> <p>観光面では、平成11年には76万人ほどに落ち込んだ年間観光客数が、食のまちづくりが始まった頃から減少に歯止めがかかり、平成15年の食文化館の開館、「若狭路博」の開催以降大きく増加し、近年は年間約140万人(平成22~24年の平均)で推移している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>小浜市企画部食のまちづくり課 http://www1.city.obama.fukui.jp/category/category_list.asp?Cate1=4&Cate2=75</p>		

81	日本酒乾杯推進条例の制定		産業・雇用・観光 自主条例の活用
団体名	かしまし 鹿島市(佐賀県)	人口	31,299 人
事例のポイント	<p>○ 鹿島市は、江戸時代から酒造りが盛んな地域。このような中、日本酒の普及促進を図るため、平成 25 年 3 月、「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」を制定。</p> <p>○ 条例では、伝統産品である日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与するため、市、事業者の役割や、市民の協力について明記。</p> <p>○ 「酒蔵ツーリズム」の取組を PR するイベント「鹿島酒蔵ツーリズム」を毎春開催し、多くの来場者（2 日間で 4～5 万人）があるなど、市の知名度アップや観光客増加に寄与。</p>		
背景・目的	<p>鹿島市は、県下ナンバーワンの酒どころであり、豊富で美味しい多良岳山系の地下水を活かして、江戸時代から酒造りが盛んに行われてきた。江戸時代の宿場町として栄えた肥前浜宿を中心に市内で今も醸造を続ける酒蔵が 6 軒あり、全国的にも類を見ない酒蔵のまちである。平成 23 年、富久千代酒造の「鍋島大吟醸」が、国際的なワイン品評会の日本酒部門で最高賞を受賞したことを契機に、鹿島の日本酒に注目が集まり、この受賞を地域全体がもらった賞と受け止め、これをまちづくりにつなげていこうと「鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会」を同年 9 月に設立した。平成 24 年には、鹿島市が「酒蔵ツーリズム」を商標登録した。</p> <p>このような中、酒造りが盛んなまちの特色を生かし、平成 25 年 3 月、議員提案により、全国で 2 番目となる「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」を制定した。</p>		
内容	<p>「鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例」は、本市の伝統産品である日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを目的としている。日本酒の普及促進のため、市や事業者の役割、市民の協力について明記している。</p> <p>「鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会」では、蔵元だけでなく鹿島市の地域全体への活性化に寄与することを目的とし、市内で製造される酒類と地域が持つ文化や歴史を合わせ国内外へと情報発信するとともに、鹿島へ来ていただく様々な取組を行っている。</p> <p>例えば、鹿島の酒蔵を巡り、蔵人と触れ合い、蔵人の作る酒を味わい、その酒が生まれた土地を散策しながら食や文化、歴史を楽しめるイベント「鹿島酒蔵ツーリズム」を年 1 回開催している。</p>		
効果	<p>平成 25 年 3 月 30～31 日に行われた「鹿島酒蔵ツーリズム 2013」には県内外から 5 万人の来場者、平成 26 年 3 月 29～30 日に行われた「鹿島酒蔵ツーリズム 2014」には、悪天候にも関わらず 4 万人の来場者があるなど、地域資源を活用したまちおこしとして、鹿島市の知名度のアップや観光客の増加につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>鹿島市商工観光課 http://www1.g-reiki.net/kashima/reiki_honbun/q208RG00000593.html</p>		

82	富士山ネットワーク会議		産業・雇用・観光 地方公共団体間の協働
団体名	富士市、富士宮市、裾野市、 御殿場市、小山町(静岡県)	人口	557,929 人 ※4市1町人口の合計
事例のポイント	<p>○ 静岡県の環富士山地域4市1町(富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町)は、地域のシンボルである富士山を自動車ナンバーに導入する活動をきっかけに、広域連携による地域づくりを推進するため、平成21年5月、「富士山ネットワーク会議」を発足。</p> <p>○ 環境、観光、防災などの分野で連携を図り、「富士のふもとの大博覧会」(平成25年は2日間で46,000人来場)や「ウルトラトレイル・マウントフジ」(平成26年は40か国以上から1,422人のランナーが参加)の開催など、アピール効果の高い取組により地域の活性化に寄与。</p>		
背景・目的	<p>世界遺産富士山を取り巻く静岡県の4市1町(富士市、富士宮市、裾野市、御殿場市、小山町)は、地域のシンボルである富士山を自動車ナンバーに導入するため、連携して活動を行い、平成20年11月、「富士山」ナンバーの導入が実現した。</p> <p>この活動をきっかけに、この地域での防災、観光等に関する広域連携の必要性が認識されたことから、平成21年5月、4市1町は、「富士山ネットワーク会議」を発足させ、広域連携による地域づくりを推進することとした。</p>		
内容	<p>「富士山ネットワーク会議」は、9つの研究会(「企画」「広報」「防災」「富士山の自然と環境を守る会」「産業」「観光」「富士山麓鳥獣害対策会議」「スポーツ事業」「国道469号建設促進期成同盟会」)で構成され、研究会ごとに事業を行っている。</p> <p>主な取組として、産業研究会では「富士のふもとの大博覧会」を開催し、環富士山地域のご当地グルメの販売や、農水畜産物等の展示と販売、グルメコンテストを実施している。スポーツ事業研究会及び広報研究会では、世界最高峰のトレイルマラソンであるウルトラトレイル・デュ・モンブランの姉妹大会として、日本初の100マイル(168km)トレイルレースである「ウルトラトレイル・マウントフジ」を実施している。</p> <p>平成25年10月には、「富士山を守り、活かし、共生する、感幸圏づくり」をテーマとした「環富士山地域広域連携ビジョン」を策定し、県域を超えた「富士山都市圏」の形成を目指し、更なる連携強化を進めることとしている。</p>		
効果	<p>平成25年5月に開催した「富士のふもとの大博覧会2013」では、各種ブースが130以上集まり、2日間で約46,000人が訪れた。また、平成26年4月に開催した「ウルトラトレイル・マウントフジ」には、40か国以上から1,422人のトレイルランナーが参加するなど、アピール効果の高い取組が、地域の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>富士市総務部企画課 http://www.city.fuji.shizuoka.jp/hp/page000017100/hpg000017080.htm</p>		

83	公開プレゼンによる市民参加型の事業採択	住民自治 住民との協働・参画
団体名	山形市(山形県)	人口 250,551人
事例のポイント	<p>○ 山形市では、市民活動団体の多くが資金難・人材不足である一方、企業や個人は社会貢献意欲の高まりにもかかわらず、市民活動団体に関する情報が不足。</p> <p>○ このため、企業や個人からの寄附を市民活動団体の地域貢献活動に結びつける仕組みとして、平成 20 年度にコミュニティファンドを設立。事業採択に公開プレゼン（市民審査員は一般公募。会場内ですぐに投票結果発表）を活用。</p> <p>○ 市民審査員から地域貢献活動に参加してみたいとなったとの声が寄せられるなど、地域貢献活動に対する市民意識の醸成と市民活動団体の継続した活動に寄与。</p>	
背景・目的	<p>山形市では、市民活動団体の多くは、資金難・人材不足等の問題を抱えていた。また、企業や個人の社会貢献意欲が高まってきたにもかかわらず、市民活動団体に関する情報不足により、寄附が進まない状況にあった。</p> <p>そこで、企業や個人の社会貢献意欲と、財政基盤が不安定な市民活動団体への支援を結びつける仕組みとして、平成 20 年度、市町村では全国初となる「山形市コミュニティファンド」を創設した。</p>	
内容	<p>「山形市コミュニティファンド」は、市民からの寄附金を、地域貢献活動を行う市民活動団体への補助として活用し、地域のまちづくりに還元する仕組みである。寄附者は住民税や法人税などの控除を受けられる。</p> <p>大きな特徴として、補助する事業を、第三者委員会による審査のほか、公開プレゼンテーションによる市民審査員の投票により決定していることが挙げられる。</p> <p>公開プレゼンテーションにすることで、団体は直接市民に事業説明や活動紹介をすることができ、市民は、市民にとって必要な事業を直接選ぶことができる。電子投票により、すぐに会場内で投票結果を発表するので透明性が高い。平成 25 年度は、139 名の市民審査員により、16 件のうち 9 件の事業が選ばれた。</p> <p>採択された事業に対する補助率は 100%以内、上限額は 30 万円となっている。</p> <p>採択された事業の代表的な例としては、草が生い茂る駅前通り等の植え込みに花を植えることで、ごみを減らし市民の美化意識の向上を図る「輝け！YAMAGATA花咲かロード事業」(平成 21 年度採択)がある。学生ボランティアを募ったり、メディアに取り上げられたことで、市民参加の輪が広がり、エリアも拡大している。</p> <p>そのほか、移動販売車による山形名物の玉こんにゃくの販売や野菜の栽培・販売を通して、知的障がい者の社会参加や雇用拡大につながった「玉ゴンで就労支援事業」(平成 20 年度採択)などがある。</p>	
効果	<p>「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」を目指し、住民からの寄附金の使い道を住民自身で決定し、住民が組織した団体の地域貢献活動につなげている。</p> <p>審査員として参加した学生からは、「プレゼンテーションに参加し、様々な団体が素晴らしい企画を実施していることを知ることができた。今回は審査員だったが、実際に各団体の企画にも参加してみたいとなった」「様々な活動をしている市民団体があることを知り、驚いた。地域住民の意志が直接反映される場なので、これからも継続してほしい」という声が寄せられるなど、公開プレゼンと市民投票という仕組みにより、地域貢献活動に対する市民の意識醸成と市民活動団体の継続した活動につなげている。</p>	
担当課 関連サイト	<p>山形市企画調整部企画調整課 http://www.yamagata-cf.jp/</p>	

84	ちば市民協働レポート実証実験		住民自治 住民との協働・参画
団体名	千葉市(千葉県)	人口	958,161人
事例のポイント	<p>○ 生活に身近な行政課題（街路灯の電球切れ、公園設備の不良など）を、市民がICT（スマートフォン等）で、市役所の担当者に写真付きのレポートで投稿する取組を平成25年7月から12月まで試行的に実施。</p> <p>○ 916件の投稿のうち、702件の対応が完了した。ICTを活用した、生活に身近な行政課題にスピーディーに取り組むための仕組みとしての可能性が見えてきたほか、住民のまちづくりへの参加意識の醸成に寄与。</p>		
背景・目的	<p>千葉市では、地域で日々発生している様々な課題の情報を市民からタイムリーに収集し、市民協働により解決を図る、ICTを活用した新たな仕組みづくりを目指している。そのための実証実験として、「ちば市民協働レポート実証実験(ちばレポトライアル)」を平成25年7月から12月まで行った。</p>		
内容	<p>「ちば市民協働レポート実証実験(ちばレポトライアル)」とは、市民から、道路や公園の不具合等について、スマートフォン等で位置情報及び写真付きのレポートを投稿してもらい、Web上で市民と市役所の担当者が情報を共有し、その課題解決にスピーディーに取り組もうとするものである。なお、投稿はIDにより行われるため、個人名が公開されることはない。</p> <p>実証実験について、SNSや市のホームページ等による参加者募集や新聞、テレビ等のメディアを通してPRした結果、850名の市民、391名の職員が参加し、うち、229名が916件のレポートを行った(1日平均6件)。</p> <p>参加した市民は30代～50代が多く、投稿内容は、道路の陥没した箇所の補修、歩道のタイル剥がれの補修、街路灯の電球切れの対応、公園の樹木の剪定やベンチの落書き消しなどの要望が多かった。916件のレポートのうち、対応が完了したものは702件であった。</p>		
効果	<p>スマートフォンを活用して、効果的かつ早期に、地域の課題のレポートを集め、それを体系的に行政が処理し、市民協働という側面も兼ね備える日本で初めての取組は、新しい行政スタイルとして、他団体やマスコミ各社からも大きく注目を集めた。</p> <p>参加者から寄せられた900件を超えるレポートは、地域の課題を可視化するとともに、市民協働が可能な課題は何かなどを浮かび上がらせることができた。具体的には、道路や公園施設等への落書きの消去、歩道等の草刈り、歩道に散乱するゴミの清掃、集水樹の詰まり解消、街路樹や公園の樹木の剪定については、市民と市役所の協働の可能性が見えてきた。</p> <p>さらに、参加者アンケートの結果、「身の回りの問題をもっと投稿し、よい地域づくりに参加したいと思った」「行政がどのような優先順位で対処するのか、どのように修繕するのか分かって良かった」という声があったほか、アンケート回答者の約7割の方が、実証実験に参加することで、その後、街を歩く際に公共設備の不備や不良な点を意識するようになるなど、住民のまちづくりへの参加意識の醸成につながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>千葉市市民局市民自治推進部広聴課 http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kocho/chibarepo.html</p>		

85	みたかまちづくりディスカッション		住民自治 住民との協働・参画
団体名	みたかし 三鷹市(東京都)	人口	179,938人
事例のポイント	<p>○ 「みたかまちづくりディスカッション」は、平成18年度から、全国初の試みとして、18歳以上の市民を対象に無作為抽出した市民に依頼状を送り、承諾した参加者により行政課題について議論。平成25年度までに計6回開催。</p> <p>○ 無作為抽出により、これまで声をあげる機会の少なかった市民に声を聴くことで、よりきめ細かいまちづくりを实行。</p> <p>○ 92%の参加者が「今後市政に参加する機会があれば参加したい」と回答があるなど、まちづくりに主体的に参加する市民層の拡大に寄与。</p>		
背景・目的	<p>三鷹市では、基本計画の策定等において、市民参加によるまちづくりを推進してきた。平成13年の第3次基本計画策定では、公募市民約300人による市民会議と市がパートナーシップ協定を結び、市民会議において計画の白紙段階からの検討を行った。市民会議からの提言を受け策定された第3次基本計画に基づき自治基本条例の制定や市民協働センターの開設など、様々な参加と協働の取組を実践してきた。</p> <p>こうした中、これまで市政に関心や意見を持ちながらも、参加のきっかけや意見を述べる機会がなかった市民の参加を促すため、平成18年度から、全国初の試みとして、無作為抽出の少市民討議会「みたかまちづくりディスカッション」を実施した。</p>		
内容	<p>「みたかまちづくりディスカッション」は、市の基本計画や市民の生活に大きく関わるような施策について、18歳以上の市民を対象に無作為抽出した市民に依頼状を送り、承諾した参加者によって議論を行うものである。平成23年度は、1,800人に参加依頼書を発送し、110人の承諾を得られた。</p> <p>平成23年度のまちづくりディスカッションは、2日間にわたり、次の方法で行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①1グループ5人の単位で、全部で約20グループが同時に話し合いを進める。 ②意見の偏りを防ぐため、テーマごとにグループのメンバーが入れ替わり話し合う。 ③グループ内で出された意見を3つ以内にまとめる。 ④各グループの代表が発表し、グループでまとめた個々の意見に対して、参加者全員が投票する。 <p>なお、「みたかまちづくりディスカッション」のこれまでの開催状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりディスカッション2006(平成18年8月実施) テーマ「安全安心のまちづくり 子どもの安全安心」 ○基本計画改定に向けたまちづくりディスカッション(平成19年10月実施) テーマ「三鷹の魅力」「災害に強いまち」「高齢者にも暮らしやすいまち」 ○外環中央ジャンクション三鷹地区検討会(平成20年8月、9月実施) テーマ「東京外かく環状道路(外環)計画」について」 ○第4次基本計画策定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」(平成23年10月実施) テーマ「ともに支えあうまち」「災害に強いまち」「活気と魅力のあるまち」「環境にやさしいまち」 ○みたか防災まちづくりディスカッション(平成24年7月実施) ○北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ(平成26年2月、3月実施) 		
効果	<p>平成23年度は、96%の参加者が初参加だったが、密度の濃いディスカッションがされた。参加者にアンケート調査をしたところ、98%の参加者から、まちづくりへの関心が高まった、92%の参加者から、今後市政に参加する機会があれば参加したいと回答があり、三鷹のまちづくりに主体的に参加する市民層の拡大につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>三鷹市企画部企画経営課 http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/031/031053.html</p>		

86	智頭町百人委員会		住民自治 住民との協働・参画
団体名	ちづちよう 智頭町(鳥取県)	人口	7,884人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑に入り組んだ谷々に 87 の集落が点在する智頭町では、過疎化が進行する中、町の共同体としての性格を維持することが課題。このため、教育や観光振興など、全町的な課題解決を図るため、平成 20 年度、「智頭町百人委員会」を設置。 ○ 委員会は、アイデアを出すだけでなく、予算案も含めて企画提案し、公開の場で町長等と予算折衝を行うことが大きな特徴。 ○ 「森のようちえん」(平成 21 年 4 月～) など、委員会からの提案事業は、智頭町の魅力発信と活性化に大きく貢献。 		
背景・目的	<p>智頭町は 1,000m級の中国山脈の山々に囲まれ、複雑に入り組んだ谷々に 87 の集落が点在する町であり、過疎化が進行するにつれ、共同体としての性格を失いつつあった。こうした状況に歯止めをかけ、集落を住民自治の場として再生させるため、平成 9 年、住民一人ひとりが無(ゼロ)から有(イチ)に向けた一歩を踏み出し、無限の跳躍を目指そうという意思を込め、「日本 1/0(ゼロ分のイチ)村おこし運動」を開始し、「集落振興協議会」の設立を始めた。約 2 割の集落がこの運動に参加し、各集落で、地酒や味噌などの特産品の開発や、伝統行事の継承など集落維持活動に成果が上がった。現在では、集落から地区へと拡大し、町内の 5 つの地区が地区振興協議会を設立している。</p> <p>こうした活動が活発になるにつれ、逆に、教育、観光振興など全町的な課題の解決が難しいことが浮き彫りになった。そこで、智頭町の自立度を高め、活力ある地域づくりを進めるために、町政へ住民の声を反映させることを目的として、平成 20 年度に智頭町百人委員会を設置した。</p>		
内容	<p>智頭町百人委員会の委員は、18 歳以上の町民又は町内勤務者から公募で選考される(任期は 1 年)。初年度の平成 20 年度は 142 人の応募があり、全ての応募者に委員になっていただいた。その後、毎年度 70 人から 80 人で推移していて、平成 25 年度は 81 人の委員が 7 つの部会(商工・観光部会、生活環境部会、健康部会、林業部会、特産農業部会、教育・文化部会、獣害対策部会)を構成している。</p> <p>大きな特徴として、委員会は、単にアイデアを出すだけでなく、予算案も含めて企画提案している。優れた企画に対しては、町が事業化することとしており、各部会から提案された企画について、毎年 12 月に公開の場で町長等執行部と予算折衝を行っている。</p> <p>平成 25 年度は、「自分を生きる学校の設立！～まるたんぼう付属小学校～」、「憩いの場・癒しの場“よりどころ”創設プロジェクト」、「有害鳥獣を地域資源として有効活用！！シカ皮の商品開発」などの企画提案があった。</p>		
効果	<p>百人委員会から提案された事業の中には、園舎を持たず自然の中で育児を行う「森のようちえん」(平成 21 年 4 月～)、林業の再生と商店街の活性化を目的とした「木の宿場プロジェクト」(平成 22 年 10 月～)などがある。</p> <p>これらの事業は、森のようちえんに通わせることを目的に智頭町に移住してくる家族があるなど、智頭町の魅力発信と活性化に大きな貢献をしている。</p>		
担当課 関連サイト	智頭町企画課 http://cms.sanin.jp/p/chizu/kikaku/hyakunin/		

87	「地域自主組織」によるまちづくり		住民自治 住民との協働・参画
団体名	うんなんし 雲南市(島根県)	人口	41,898人
事例のポイント	<p>○ 雲南市では、高齢化が進行する中、女性や若者のまちづくりへの参加が課題。</p> <p>○ このため、平成17年、おおむね小学校区単位で、自治会、女性の会、青年団、NPOなどにより「地域自主組織」の立ち上げを開始(平成19年、全地区で設立)。</p> <p>○ 地域自主組織では、農家レストランや産直市場の運営などの地域コミュニティビジネスや、携帯電話を利用した24時間対応の要援護者支援など、地域の課題に応じた地域密着型の共助社会の創出に寄与。</p>		
背景・目的	<p>雲南市では、平成22年時点で高齢化率が32.9%となるなど、高齢化が進行しており、今後の人口推計においても減少が見込まれている。人口減による地域の崩壊を防ぐために、雲南市発足直後の平成17年、世帯主ばかりでなく、女性や若者も含めた住民一人ひとりが参加できるような仕組みとして「地域自主組織」の立ち上げを開始した。</p>		
内容	<p>地域自主組織は、おおむね小学校区単位で、自治会、女性の会、青年団、NPOなどにより平成19年までに市内全地区で設立された。</p> <p>設立準備段階では、市は、住民一人ひとりの力を発揮していくために、新たに地域自主組織が必要であることを積極的に説明するとともに、設立補助金や市職員派遣による支援も行った。</p> <p>地域自主組織により、農家レストランや産直市場の運営などのコミュニティビジネス、神楽・太鼓などの伝統文化芸能の継承が行われ、地域住民が積極的にまちづくりに参加している。このほか、地域自主組織が市から水道検針事業を受託し、毎月の水道検針時に地域の全世帯に声掛けをする安心安全見守り活動や、要援護者がキッズ携帯を、地域自主組織の役員が親機を持ち、24時間いつでも連絡を受け付ける要援護者24時間SOS対応など、地域での助け合いも活発化している。</p> <p>活動の活発化に伴い、平成22年度からは、公民館を交流センターに移行し、地域自主組織の活動拠点として活用できる施設とした。</p>		
効果	<p>地域自主組織が市内全域に整ったことにより、住民の自治力が強くなり、協働のまちづくりのパートナーをつくることができた。これにより、様々な課題について、住民と行政が対等に、より専門的に協議する体制も整い、平成25年度からは地域円卓会議を導入し、様々な課題の解決に向けて対等な立場で協議を重ねている。</p> <p>また、住民が積極的にまちづくりに参加することで、公平・一律のサービスを基本とする行政では対応しづらい、地域の課題に応じた地域密着型の共助社会の創出につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>雲南市地域振興課 http://www.city.unnan.shimane.jp/www/genre/000000000000/100000000875/index.html</p>		

88	まちづくり出前講座		住民自治 住民との協働・参画
団体名	えたじまし 江田島市(広島県)	人口	26,004人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 江田島市は、平成16年の4町合併により市制に移行したが、市民から行政との距離が遠くなったという指摘。 ○ このため、防災・安全、健康づくり・介護保険制度、環境に関する講座など、市政全般にわたる出前講座を実施(全45講座)。 ○ 平成24年度は、年間148回の出前講座を開催し、人口約2万5千人の市で2割に当たる約5千人が参加。体験型修学旅行メニューの充実など、市民との協働に寄与。 		
背景・目的	<p>平成16年11月、4町合併による市制移行以来、様々な市民説明会において「行政と市民の距離が遠くなった」という声が多く聞かれるようになった。</p> <p>財政力の弱い小規模基礎自治体が持続可能な行政運営を確立するためには、市民参加による協働のまちづくりは不可欠であり、市政をめぐる様々な課題や課題解決のための取組については、常に情報を共有し理解を得る必要がある。</p> <p>このため、市消防本部が安心・安全なまちづくりの一環として実施していた救急・防災などの出前講座を平成24年度から全庁に拡充して、取組を推進することとした。</p>		
内容	<p>まちづくり出前講座は、市職員が、市民などで構成する団体が主催する集会などへ出向き、「今、市では何に取り組んでいるのか」「国や市の制度はどのようになっているのか」などを分かりやすく紹介するものである。</p> <p>防災・安全、健康づくり・介護保険制度、環境に関する講座など、全45講座あり、年末年始以外の日であれば、いずれの日でも開催可能である。職員の派遣料は無料で、利用者は会場借用料を負担するのみである。開催を希望する者は、5人以上のグループで、3週間前までに申込みこととしている。</p> <p>出前講座は、体験型修学旅行・公共施設の再編など、住民に情報提供や協力依頼が必要な施策について、住民からの申込みを待つだけでなく、市役所の職員が、積極的に自治会・女性会・老人クラブの会議等の市民の集会の場に足を運び、講座を実施した。</p>		
効果	<p>平成24年度は、148回開催し、全住民の2割に当たる5,050名の方が参加した。事業開始の契機となった防災・安全に対する講習会は、平成24年度に81回開催と名物講座になり、住民に広く定着した。</p> <p>また、全庁実施に拡充したことで、出前講座が、行政課題について市民との情報共有を図る端緒となった。例えば、体験型修学旅行では民泊家庭が相互に連携を図り、体験メニュー充実に向けており、全市で一体的な取組を進める姿が見え始めている。</p>		
担当課 関連サイト	江田島市総務課 http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/files/uploads/demae_menu20120702.pdf		

89	提案型公共サービス改善制度		住民自治 住民との協働・参画
団体名	佐賀県	人口	853,341人
事例のポイント	<p>○ 平成 18 年度から、県庁が提供する公共サービスに対する県民満足度の向上を図るため、民間企業等から公共サービスのよりよい担い手のあり方について提案を募る「協働化テスト」を実施。</p> <p>○ 平成 25 年度までに、602 件の提案を採択し、例えば、県庁の総合窓口の事務を市民組織が受託するなど、公共サービスの担い手の多様化が進展。</p>		
背景・目的	<p>佐賀県は、平成 15 年に佐賀県庁「改新プラン」を作成以来、県民満足度の向上に取り組んでいる。その一環として、平成 18 年度から、県庁が提供する公共サービスに対する県民満足度の向上を図るため、県の警察や県立学校を除いた全業務を定期的に見直してその結果を公表し、民間企業、市民社会組織(CSO)等から公共サービスのよりよい担い手のあり方について提案を募る「協働化テスト」を実施している。</p>		
内 容	<p>協働化テストは、次のような手順で行われる。</p> <p>①毎年度、県の事業実施担当部局が、県民の視点に立って、担当する業務が県民に満足感を与える形で提供されているかどうかについて、当該業務の目的・内容・人件費相当額を含む総費用等の観点から点検し、その結果をHPで公表。</p> <p>②県が提供する公共サービスや行っている業務をよりよくするため、業務全般を対象に、業務の企業への委託(アウトソーシング)の提案や、その他企業と県とのパートナーシップを通じた業務実施の提案を募集。</p> <p>③提案した民間、企業、NPOなどと県庁担当課が対話を重ね、事業実施。実施に当たっては、公共サービスの品質の確保、担い手の決定に関する透明性、公平性、競争性の確保に配慮。</p> <p>④県民満足度の向上のため、事業実施中(後)に利用者アンケート等による満足度の評価を実施。</p> <p>平成 21 年度からは、協働化テストを発展させ、「CSO 提案型協働創出事業」(提案者:市民社会組織)と「提案型公共サービス改善制度」(提案者:民間企業)に再編した。</p>		
効 果	<p>平成 18 年度の制度創設以来、平成 25 年度までに、提案 842 件のうち 602 件を採択した。例えば、①複数団体での入札参加を可能にする提案により、県庁と市町村の間の発送業務を障害者福祉団体が受託し、障害者雇用、就労支援にも寄与した事例、②一部貸付金の未収債権の回収についてサービサー(債権回収会社)導入の提案により、効率が向上した事例、③がん予防に関する普及啓発活動等について、外部委託以外の方法の導入の提案により、複数の薬局を経営する企業との協働による健康増進事業の展開を行っている事例など、公共サービスの担い手の多様化が進展している。</p> <p>この結果、県政全般に対する県民満足度も 3.2 ポイント向上した(H17:42.8% → H22:46%)。</p> <p>また、平成 22 年には、「協働化テスト」が、国連公共サービス賞を受賞した(全国初)。</p>		
担当課 関連サイト	<p>佐賀県情報・業務改革課 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kensei/_1363/_29095.html</p>		

90	協働指針を活かしたまちづくり		住民自治
			住民との協働・参画 自主条例の活用
団体名	ひじまち 日出町(大分県)	人口	28,806人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日出町では、多様化・複雑化する町民ニーズに対応するため、平成18年度以降、協働のまちづくりを推進。例えば、都市公園の管理業務を地元自治会に発注することで、地域コミュニティの活性化につながるなどの成果。 ○ 更なる協働によるまちづくりを進めるため、協働に対する全ての職員の認識、考え方の統一を図る必要があったことから、有識者の意見も聞いた上で、平成26年3月、「日出町協働指針」を策定。 ○ 今後は、指針に基づき、PDCAサイクルにより、町全体で協働によるまちづくりを推進。 		
背景・目的	<p>日出町では、多様化・複雑化する町民ニーズに対応するために、従来の行政のみによる画一的な公共サービスではなく、町民・町民団体・企業・行政が協働し、細やかな公共サービスを実現することを目指している。</p> <p>平成18年9月に策定した「第4次日出町総合計画前期基本計画」において、「協働のまちづくりの推進」を明記し、取組を進めた。例えば、都市公園の管理業務を地元自治会に発注し、地域コミュニティの活性化につながるなどの成果を上げてきた。</p> <p>前期計画期間の総括として、更なる協働によるまちづくりを進めるため、協働に対する全ての職員の認識や考え方の統一を図る必要があったことから、平成23年9月に策定した後期基本計画で、協働指針の策定を目標に掲げた。</p>		
内容	<p>協働指針の策定に当たっては、職員のみで協議するのではなく、平成24年3月、「日出町協働指針策定委員会条例」を制定し、同委員会において、町民活動を実践している人や有識者の意見を求めた。これらの意見を踏まえて、平成26年3月、「日出町協働指針～みんなで創ろう心豊かな町へ～」を策定した。協働指針の主な内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協働の意義は、行政が町民・町民団体・企業など多様な主体が持つ特性を活かした新しい細やかなサービスを提供することで、多様化する町民ニーズに対応し、町民の満足度を効果的に向上させることである。 ○ 協働の活動形態として、①町民が主体的に実施し、行政が支援する“後援”、“補助・助成”、②町民と行政がお互いの特性を活かして協力する“実行委員会・共催”、③行政が主体的に実施し、町民が参加、協力する“従来型委託”、“協働型委託”、“参画”がある。 ○ 協働の7つの基本原則として、目的共有の原則、相互理解の原則、自主性の原則等を掲げ、原則に基づく取組方針として、課題・目的の明確化、情報の提供と共有化、協働事業・協働相手の精査と拡大等を図る等とする。 ○ 協働指針に基づき、可能な限り全施策において協働を実践し、点検・評価により事業の継続を検証(PDCAサイクルの確立)することで、住みたくなるまち、住んで良かったと思えるまちの実現を目指す。 		
効果	<p>協働指針の策定により、協働の意義やシステム等が明確になり、今後は、指針に基づき、PDCAサイクルにより協働によるまちづくりが町全体で行われることが期待される。</p>		
担当課 関連サイト	<p>日出町政策推進課 http://www.town.hiji.oita.jp/www/contents/1359950438145/index.html</p>		

91	傍聴者の増加による議会活性化		議会 地方議会の活性化
団体名	おおあらいまち 大洗町(茨城県)	人口	18,272人
事例のポイント	<p>○ 大洗町議会では、議会傍聴者の増加を目指し、ダイレクトメールによる開催案内、パワーポイントを利用した映像による説明、日曜日の議会開催などの工夫。</p> <p>○ その結果、傍聴席がほぼ満席となり、一般質問の登壇者が3割から8割に増えるなど、議会の活性化に寄与。</p>		
背景・目的	<p>大洗町では、平成19年の議員改選を契機に、より「開かれた議会・信頼される議会を作る」ために、議会活性化を進めてきた。議会活性化を図るため、傍聴者の増加策などの取組が議員主導により行われている。</p>		
内容	<p>傍聴者の増加策として、平成20年より町内の各団体に対し議会開催の案内と傍聴をお願いするダイレクトメールを発送しているほか、「仕事の関係から平日は傍聴に行けない」との声に応じて、毎年度継続的に土曜日や日曜日に議会を開催するなどしている。</p> <p>また、傍聴者が聞いていて分かりやすくするため、画像で説明できるようにパワーポイント等の利用を認めるなどの工夫を行っている。</p> <p>そのほか、傍聴者には、議案等議会配布資料の全てと、傍聴しての感想を記載するアンケート用紙を配布している。アンケートには議場における議員、町幹部の発言や態度等について、極力実名で書いてもらい、会議終了時に回収し、各議員と町長に配布している。</p> <p>アンケートで、議場の設備面での不備(音響、バリアフリー)が指摘され、改善した。また、アンケートで指摘された当事者には、励まし、または反省材料として大きな影響を与えている。なお、議会便りには「傍聴者の声」として、その一部を掲載している。</p>		
効果	<p>このような取組の結果、傍聴席がほぼ満席となり、平成24年7月から平成25年6月までの傍聴者数は総数330名(全国平均66.2名(調査対象:930町村議会。H25年全国町村議会議長会調べ))となった。傍聴者の増加に伴い、議論の充実が図られており、これまで3割程度で行っていた一般質問も約8割の議員が登壇するようになるなど、議会の活性化につながっている。</p> <p>町民からは「一般質問を傍聴したが、議会改革が着実に成果をあげていると感じた」といった感想が寄せられている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>大洗町議会事務局 http://www.town.oarai.lg.jp/subtop.html?id=4</p>		

92	議会改革の推進		議会 地方議会の活性化
団体名	三重県	人口	1,871,619人
事例のポイント	<p>○ 三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念として、平成18年12月、議会基本条例を制定（都道府県初）するなど、議会改革に積極的取組。</p> <p>○ 独自の政策立案や政策提言に取り組むため、議会基本条例に基づく検討会等を設置したほか、全国の地方議会との交流・連携を深めるため、「全国自治体議会改革推進シンポジウム」等を開催。</p> <p>○ 平成6年3月から平成25年6月までで15本の議員提出による政策条例を制定。積極的な情報発信や全国の地方議会等との交流・連携により、議会改革の取組が他団体にも波及。</p>		
背景・目的	<p>平成14年3月、三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指すことを基本理念とする「三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議」を全会一致で議決した。平成18年12月には、都道府県で初めて議会基本条例を制定するなど、議会改革に積極的に取り組んでいる。</p>		
内容	<p>「三重県議会基本条例」においては、基本理念として「議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むものとする」とされ、議会活動の基本方針として、①積極的な情報公開と県民が参画しやすい開かれた議会運営、②議会の本来の機能である政策決定、知事等の事務執行についての監視・評価、③提出された議案の審議・審査、独自の政策立案や政策提言、④議会改革の推進、他の自治体の議会との交流・連携について規定している。</p> <p>このような基本方針に基づき、議会基本条例に基づく検討会等を設置するなどして、知事及び執行機関から提出された議案の審議だけでなく、住民本位の立場から、独自の政策提言や条例案などの政策立案を行っている。平成24年度には、議員提出条例検証特別委員会を設置し、議員提出条例が議会の意思どおりに執行されているか、また、その内容が時間の経過とともに県民の意識や社会情勢等からかい離していないかについて、検証を行った。</p> <p>また、三重県議会の取組を積極的に情報発信するとともに、全国の地方議会との交流・連携を深め、改革の輪を広げる取組として、「全国自治体議会改革推進シンポジウム」を開催し、改革を目指す議会との交流を行っている（平成17年1月以降、7回開催）。</p>		
効果	<p>独自の政策立案の取組を進めた結果、平成6年3月から平成25年6月までで15本の議員提出による政策条例を制定している。</p> <p>また、住民に開かれた、住民の立場に立った議会運営をすることで、住民の政治参加、執行部に対する監視機能を高めているほか、積極的な情報発信や全国の地方議会等との交流・連携により、三重県議会の議会改革の取組が他団体にも波及しており、平成25年3月時点で25道府県が議会基本条例を制定している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>三重県議会事務局企画法務課 http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/</p>		

93	市民に開かれた議会		議会 地方議会の活性化
団体名	とばし 鳥羽市(三重県)	人口	21,177人
事例のポイント	<p>○ 鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に開かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を推進。</p> <p>○ 議会報告会は、毎年度、約30回開催、約600人の参加者（平成21年度～25年度の平均）。議会のインターネット中継やツイッターによる情報発信は、議会の活性化に寄与（平成26年3月現在、ツイッターのフォロワー数：1,293）。</p>		
背景・目的	鳥羽市議会では、平成19年の議員改選以降、市民に開かれた議会とするため、議会報告会の開催、議会基本条例の制定などの議会改革や、全国初となるツイッター導入、議会のインターネット中継など、ICTによる情報発信を進めている。		
内容	<p>議会報告会は、議会基本条例の制定に先立ち、平成21年度から始めており、離島には船で出かけ、泊まりがけでの報告会を行ってきた。平成25年度は、10月から12月にかけて27箇所で開催し、「離島への連絡船の便数増加」など、154件の要望が市民から提出された。</p> <p>議会基本条例は、平成22年12月に制定し、議会のすべての会議の原則公開や、議会報告会・意見交換会の開催などを規定した（平成23年4月施行）。</p> <p>議会状況は、ネット中継を行うほか、ツイッターで議会開催情報などを発信している。特に、ツイッターについては、利用者は一度フォローすると情報を受け取り続けることができ、また、リツイートによる情報拡散機能もあり、利用者、議会関係者双方にとって便利なツールになっている。</p> <p>議会の運営についても、多くの議員が議場にパソコンやタブレット端末を持ち込み、スライドや写真を使って質問を行い、それをインターネット中継することで、市民に分かりやすい情報発信を行っている。</p>		
効果	<p>積極的な情報公開や市議会に関するアンケートの実施、市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議の促進、IT化などの議会改革の取組は、議会改革の先進事例として、幅広い団体から評価を受けるに至った。</p> <p>議会報告会は、毎年度、約30回開催、約600人の参加者があり（平成21年度～25年度の平均）、住民からは「議会報告会や意見交換会はいいことだ。回数を多くして、各地でやってほしい」という声が寄せられている。</p> <p>議会の様子をインターネット中継することで、市民から「議員は市だけでなく、全国や世界にも中継されているということを考えて発言すべき」などの意見が寄せられているほか、ツイッターのフォロワーが着実に増加（平成26年3月現在で1,293）するなど、議会の活性化につながっている。</p>		
担当課 関連サイト	鳥羽市議会事務局 http://www.city.toba.mie.jp/shisei/shigikai/index.html		

94	県と市町村の機能合体		推進体制等 地方公共団体間の協働
団体名	秋田県	人口	1,076,205 人
事例のポイント	<p>○ 秋田県では、県と市町村で重複する業務を一体化し、効果的・効率的な事務事業を推進するため、平成 22 年度から「県と市町村の機能合体」を推進。</p> <p>○ 横手市と平鹿地域振興局の執務室のワンフロア化、道路の交換除雪の実施、滞納整理など 9 分野にわたる取組により、住民サービスの向上、効果的・効率的な行政に寄与。</p>		
背景・目的	<p>秋田県では、人口減少と少子・高齢化(出生率:全国 47 位(平成 24 年度)、高齢化率:全国 1 位(平成 24 年度))が急速に進んでおり、雇用情勢も厳しく(1 人当たり県民所得:全国 42 位(平成 22 年度))、将来的に住民サービスを維持していくためには事業の取捨選択や重点化、行財政改革を進めていく必要があるが、職員数を既にギリギリまで縮小している市町村にとって、単独での行革には限界がある。</p> <p>そこで、平成 22 年度から、県と市町村で重複する業務を一体化し、サービス水準を維持しつつ効果的・効率的に行い、持続可能な地域づくりを実現する、「県と市町村の機能合体」を進めている。</p>		
内容	<p>県と市町村の機能合体の取組として、9 分野の具体的取組を進めている。</p> <p>例えば、県の出先機関である平鹿地域振興局と、市町村合併により管轄区域が同一となった横手市において、これまで別々に行っていた観光、商工、建設等の分野で執務空間のワンフロア化に取り組んだ。特に建設分野では、県で行っていた大型建造物等の建築確認業務等を含む全ての建築確認業務を市に一元化し、さらに、平成 25 年 11 月に市の建設部の全ての部署が平鹿地域振興局に入居し、県・市の連携強化を図った。</p> <p>道路維持管理についても、県と市町村が連携して実施している。例えば、道路除雪について、従前は県・市町村の管理区分により非効率な作業の区間が発生していたが、県と市町村が交換除雪を実施(平成 24 年度は県が市町村道を 78.4km、市町村が県管理道路を 74.5km をそれぞれ除雪)することにより、効率的な道路除雪が可能になった。加えて、県と市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化を行い、平成 24 年度は 23 路線 115.1km で実施した。</p> <p>また、平成 22 年度に「秋田県地方税滞納整理機構」を立ち上げた。県と全市町村で運営し、市町村から依頼された地方税滞納事案について整理を進めている。機構は県庁内にオフィスを設け、12 名で構成され、そのうち市町村からの派遣職員は 8 名となっている。</p> <p>今後は 9 分野のほかにも、取組を進めていくこととしている。</p>		
効果	<p>執務空間のワンフロア化により、同じフロア内で窓口を案内(例:県営住宅と市営住宅の案内)できるようになるなど、住民サービスの向上につながっているほか、道路の一体管理等、類似・重複する業務が効率化された。また、市町村から引き継いだ滞納案件の整理を行うことで、市町村税の徴収額を確保するとともに、市町村職員の収税スキルアップにもつながっている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>秋田県企画振興部市町村課 http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1256882659913/index.html</p>		

95	権限移譲の計画的な推進と情報発信		推進体制等
			権限移譲、推進体制の整備等
団体名	栃木県	人口	2,010,934 人
事例のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栃木県では、分権型社会の実現に向け、市町への権限移譲を推進するため、平成 18 年 5 月に「栃木県権限移譲基本方針」を策定。円滑かつ効果的な移譲ができるよう、職員の人事交流や財源措置、事務処理マニュアルの作成などを支援。 ○ 平成 26 年 4 月現在で 119 法令（1,993 項目）を移譲。住民に身近な自治体に権限を移し、住民が責任を持って決定できる行政の範囲を広げることで、分権型社会の実現に寄与。 ○ 併せて、地方分権の取組について住民の理解促進を図るため、年 1 回、毎年開催地を変えて「地方分権・地方自治フォーラム」を開催。平成 25 年 3 月のフォーラムには、県民・自治体職員約 460 名が参加。 		
背景・目的	<p>栃木県では、分権型社会の実現に向け、住民に身近な行政サービスはできる限り市町が担うことを基本とし、県は広域的課題への対応や市町間の連絡調整など、広域自治体として市町を積極的に支援していくこととした。</p> <p>このため、平成 18 年 5 月に「栃木県権限移譲基本方針」を策定し、県が主体となり、各市町と十分に協議しながら権限移譲を推進していくこととした。</p>		
内容	<p>当初、県の全権限(6,208 項目)について、移譲に適するかどうかについて検討を行い、うち、972 項目を移譲対象として選定し、市町村の規模を「中核市」「人口 15 万人以上の市」「人口 7 万 5 千人以上の市」「全市町村」に区分し、規模別に移譲可能な項目を定めたほか、関連権限をパッケージとして整理した。</p> <p>また、円滑かつ効果的な移譲ができるよう、職員の人事交流や財源措置、事務処理マニュアルの作成などの支援を行っている。</p> <p>平成 23 年 5 月、市町村合併の結果、基礎自治体の規模が拡大(平成 16 年 4 月現在 49 市町村 → 平成 23 年 4 月現在 27 市町)したことを受け、基本方針の改定を行い、上記のパッケージや規模別の区分を廃して、市町主体により権限移譲を推進することとした。</p> <p>現在の基本方針では、市町が自らの判断により移譲項目を選択し、県・市町の相互の合意に基づき、計画的に権限移譲を進めることを定めている。</p> <p>このような権限移譲など地方分権の取組について、住民の理解を促進するため、地方分権改革に関するパンフレットを発行している。パンフレットは、これまでの地方分権改革の経過や県の取組について、具体例や注釈付きで分かりやすく説明している。</p> <p>また、県と開催市町の共催で「地方分権・地方自治フォーラム」を年 1 回開催している。フォーラムは、毎年開催市町を変え、より多くの県民参加を図っている。フォーラムでは、地方分権に関する基調講演や、知事と開催地の首長、有識者によるパネルディスカッションを行い、その様子や講演録等は県のウェブサイトで公表している。</p>		
効果	<p>平成 19 年度から毎年度、計画的に権限移譲を進めた結果、平成 26 年 4 月現在で 119 法令(1,993 項目)の権限が県内市町へ移譲された。例えば、平成 21 年 4 月、全市町へ違反屋外広告物の除却に関する事務を移譲したことで、地域と市町の連携の下、違法な張り紙等の除却活動を行えるようになった。住民に身近な自治体に権限を移し、住民が責任を持って決定できる行政の範囲を広げることで、分権型社会の実現につながっている。</p> <p>また、平成 25 年 3 月に開催された「地方分権・地方自治フォーラム」には、県民及び県内自治体職員が約 460 名参加した。</p>		
担当課 関連サイト	<p>栃木県総合政策部総合政策課</p> <p>http://www.pref.tochigi.lg.jp/a01/pref/gyoukaku/bunken/1212638095046.html</p>		

96	政策法務体制の整備		推進体制等
			推進体制の整備等
団体名	千葉県	人口	6,240,455 人
事例のポイント	<p>○ 千葉県は、平成 15 年度に政策法務課への組織変更（都道府県で初）を行い、専任職員を配置し、県のような政策条例の企画立案段階からの支援を行うなど、政策法務に積極的取組。</p> <p>○ 政策法務課の立ち上げ後、平成 26 年 3 月末現在、18 本（新規で 15 本、改正で 3 本）の自主条例を制定・改正したほか、政策法務課への法律相談は増加傾向にあり（H22 年度：183 件⇒H25 年度：240 件）、全庁的な法務支援に寄与。</p>		
背景・目的	<p>平成 12 年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、自主立法の範囲が拡大し、法令の解釈や適用の最終責任を自治体自らが負うことになったことを受け、千葉県では、平成 15 年度に都道府県で初めて政策法務課を立ち上げた。</p> <p>また、平成 20 年度から、全庁的な政策法務の推進を支援するために「政策法務主任」を各部主管課に配置している。</p>		
内容	<p>条例案の企画立案(立法事実の収集、制度設計)から法規審査に至るまで、政策法務課では担当課のサポートを行う体制が整備されている(平成 26 年 4 月現在、課員 50 名のうち、企画立案支援は 5 名、法規審査は 7 名の計 12 名が担当)。また、全庁的に取り上げる必要のある課題については、各部の次長級職員で構成する「政策法務委員会」で部局横断的に審議を行い、当該審議を踏まえ担当課が広い視点で条例案の策定を行えるようにしている。</p> <p>条例案策定のサポート以外にも、県職員向けに政策法務研修を行っているほか、必要に応じ県内市町村向けに研修を行い、市町村における政策法務の取組を支援している。</p> <p>さらに、平成 20 年度に配置した政策法務主任は、各課等と政策法務課との間の連絡調整を行うとともに、政策法務課と連携して、各課等からの相談に対応している。</p> <p>その他、毎年度 3～4 回程度、政策法務に関する情報を掲載した「政策法務ニューズレター」を発行している。政策法務ニューズレターには自治体関係の裁判例の解説等を掲載し、また県のホームページで公開していることから、他の自治体から参考になる旨の意見が寄せられている。</p>		
効果	<p>政策法務課の立ち上げ後、平成 26 年 3 月末現在、18 本(新規制定 15 本、改正 3 本)の自主条例を制定・改正している。</p> <p>政策法務課に寄せられる各課等からの法律相談は、政策法務主任制度の導入後、増加傾向にあり(183 件(平成 22 年度)⇒240 件(平成 25 年度))、全庁的な法務支援に寄与している。</p>		
担当課 関連サイト	<p>千葉県総務部政策法務課 http://www.pref.chiba.lg.jp/seihou/</p>		

97	県町村会による自治体クラウド		推進体制等 地方公共団体間の協働
団体名	神奈川県町村情報システム 共同事業組合	人口	305,252 人 ※13 町 1 村人口の合計
事例のポイント	<p>○ 神奈川県内の町村では、度重なる法改正に伴う情報システム改修等の費用負担に苦慮。このため、平成 23 年 4 月、神奈川県町村会の主導で一部事務組合を設立し、各町村で個別運用していた情報システムを共同化し、全 14 町村で利用。</p> <p>○ 情報システムの共同化により、費用の低減、業務の効率化、セキュリティ・耐震性等の向上などの効果。</p>		
背景・目的	<p>神奈川県内 14 町村では、近年、法改正等に伴う情報システムの開発・改修が頻発し、費用負担に苦慮していた。こうした中で、各団体の行政コストの圧縮や、業務効率化等を目的に、神奈川県町村会が主導する形で一部事務組合（神奈川県町村情報システム共同事業組合）を設立し、民間データセンターを活用したクラウドコンピューティングによる情報システム共同化を進めることとした。</p>		
内容	<p>神奈川県町村会では、平成 21 年から共同運用型情報システムの実現可能性について検討を開始し、平成 22 年に共同化方針について全町村で合意が成立した。平成 23 年 4 月、この合意に基づき、すべての構成町村が参加する一部事務組合を設立し、一部事務組合で情報システムに関連する事務を行っている。</p> <p>この情報システムは一部事務組合に参加する町村が利用することができ、そこには住民記録や住民税に関する情報、医療費助成などの福祉に関する情報など、幅広い行政サービスを行うための基本的な情報を管理・処理している。そして、各町村はデータセンターで動いているこの SaaS 型システムと専用回線で接続し、事務処理を行っている。</p> <p>システムの共同構築に向けて、神奈川県内 14 町村では、業務をパッケージソフトに合わせる原則で調整したが、全国版パッケージ仕様のまま運用することが困難と全町村が判断した機能は、神奈川県仕様カスタマイズした。県仕様に対して町村個別のカスタマイズを希望する場合には、必要とする町村が費用を負担することとしている。</p>		
効果	<p>平成 23 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 5 年間で、共同化しなかった場合に比べ、住民情報系システムと財務会計等の内部情報系システムの合計で、約 3 割のコスト削減（47 億円→32 億円（試算含む））が見込まれる。また、民間データセンターを活用することによりセキュリティ、ファシリティが強化された。加えて、記憶媒体の遠隔地保管により、事業継続性の向上が図られた。</p> <p>県内町村からは「データセンターの運営を、民間業者にアウトソーシングしたことにより、職員の負担が軽減され、その分、住民サービスを拡充することができた」などの声も出ている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>神奈川県町村情報システム共同事業組合 http://www.c2-kanagawa.jp/system/organization.html</p>		

98	広域連携による地域づくり		推進体制等 地方公共団体間の協働
団体名	いいだし 飯田市(長野県)	人口	105,984 人
事例のポイント	<p>○ 飯田市は、周辺町村との役割分担、集約とネットワークの考え方に基づき、「南信州広域連合」「南信州定住自立圏」など様々な手法による広域連携を進めることで、持続可能な地域づくりを推進。</p> <p>○ 飯田市と周辺町村との連携により、休日夜間の救急医療体制の確保、他の市町村の図書館の利用も可能となるといった利用者サービス向上、JRと路線バスの効率的なアクセスが可能となるような地域公共交通のネットワーク化などの効果。</p>		
背景・目的	<p>飯田市は、遠州・東三河・東濃地域と境を接する南信州圏域の中央に位置し、四季折々の趣が美しい自然環境に恵まれた地である。中心部には、医療・教育機関、就労・購買環境等が数多くあり、南信州地域の中心として、多くの圏域住民を集めている。</p> <p>飯田市では、昭和 44 年の「飯伊地域広域市町村圏協議会」の設立など、周辺町村と広域連携を行ってきた歴史があるが、近年においても、平成 11 年の「南信州広域連合」、平成 21 年の「南信州定住自立圏」など、様々な手法をとることで、市町村間の役割分担、集約とネットワークの考え方に基づき、持続可能な地域づくりを進めている。</p>		
内容	<p>飯田市は、圏域全体を視野に入れ、定住に必要な都市機能の整備・提供や生活機能の確保・充実に努めるとともに、豊かで多様なライフスタイルを提案しつつ圏域への人材誘導を強力に推進する等、周辺地域の中で中心的な役割を果たしている。</p> <p>「南信州広域連合」は、文化圏、経済圏が同一である南信州地域 14 市町村から構成され、地域の将来像を共有化し、ごみ処理や消防など広域行政を推進する組織として、運営されている。</p> <p>「南信州定住自立圏」は、中心市である飯田市と、周辺 13 町村が、①生活機能の強化(医療、福祉、産業振興、環境、教育及び文化)、②結びつきやネットワークの強化(地域公共交通やICTインフラの整備等)、③圏域マネジメント能力の強化(人材育成等)を目的として、各々の分野に応じ、必要な協定(定住自立圏形成協定)を締結するものである。</p>		
効果	<p>定住自立圏形成協定の具体的な取組事例として、医療面では、地域中核病院である飯田市立病院と、他の病院・診療所等が連携して休日夜間の救急医療に当たることにより、圏域の救急医療体制を確保した(平成 21 年)。</p> <p>教育及び文化面では、図書館ネットワークシステムの構築により、利用者が他の市町の図書館も含めて、所蔵内容と貸出状態を検索でき、予約できるようにするなどサービス向上を図った(平成 22 年)。</p> <p>地域公共交通面では、圏域における公共交通の課題について調査・検証し、JR飯田線やバス路線等が効果的・効率的な運行となるよう調整を行うことで、公共交通の利便性を確保した(平成 21 年)。</p> <p>このような先進的な取組を学びに、フィールドスタディなどで飯田市を訪れる大学生は、年間 600 人を超えている。</p>		
担当課 関連サイト	<p>飯田市総合政策部企画課 http://www.city.iida.lg.jp/life/5/20/106/</p>		

99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組		推進体制等 権限移譲、推進体制の整備等
団体名	広島市(広島県)	人口	1,180,176 人
事例のポイント	<p>○ 広島市では、住民の視点に立って二重行政の解消等を図るため、平成 24 年 2 月から、広島県との合同研究会を開催。</p> <p>○ 県・市の合同研究会では、例えば、中小企業支援に係る事務移管などで具体的な取組が進んでいるほか、第 30 次地方制度調査会答申で指摘された 73 事務についても、当事者として国の制度改正と並行して独自に移譲可能性の検証を実施。</p> <p>○ 移譲可能性の検証は、独自の権限移譲や迅速な移譲準備につながったほか、検証作業を通じ、職員の政策立案能力の向上に寄与。</p>		
背景・目的	<p>広島市では、県と市がそれぞれ行っている類似の行政サービスを洗い出し、住民の視点に立って、県・市の連携や役割分担を整理することで、二重行政の解消等を図るため、平成 24 年 2 月から、県・市の合同研究会(「広島県・広島市連携のための合同研究会」)を開催している。</p>		
内容	<p>県・市の合同研究会では、7つの行政サービス分野(①産業振興、②観光振興、③公営住宅、④教育、⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーション)を対象として、県・市の連携や役割分担を整理している。</p> <p>例えば、産業振興においては、県・市(各々の中小企業支援センター)とも、広島市内に設けた窓口で相談業務等の中小企業支援を実施しており、業務の重複が見られた。県・市の合同研究会で検討した結果、広島市の周辺地域を含めた県西部地域における総合的な相談業務は市センターに移管することとし、県センターは技術・経営力評価支援等の専門的支援に特化するという役割分担を行うこととした(平成 26 年 4 月より実施)。このほか、公営住宅の管理運営の市への一本化、県・市の児童相談所の一体的運営など、二重行政解消のための取組を推進している。</p> <p>県・市の合同研究会では、第 30 次地方制度調査会答申において都道府県から指定都市へ移譲を検討するとされた 73 事務についても、国の結論を待つことなく、平成 25 年 10 月より、当事者として独自に移譲の可能性について検証を行った。この結果、国の法改正等により移譲されることとなった事務に加え、7 事務(認定こども園の認定、地域医療支援病院の承認等)を独自に移譲することとした。</p> <p>また、広島市では、このような県との連携のほかにも、ハローワークと連携し生活困窮者への就労支援を図るため、平成 25 年 1 月、厚生労働大臣との間で「広島市雇用対策協定」を締結するなど、市民目線に立った雇用対策を推進している。</p> <p>さらに、能動的に地方分権に取り組む意識を職員に浸透させ、地方分権を総合的かつ積極的に推進するため、平成 25 年 9 月、市長を本部長とする「広島市地方分権推進本部」を設置している。</p>		
効果	<p>県・市が連携して、二重行政の解消等に向けた具体的な取組を実施することにより、住民サービスの向上が見込まれる。また、権限移譲について国と並行して独自に検証したことにより、国の検討では移譲とならなかった事務についても、事務処理特例条例による移譲が可能となるとともに、法改正等による事務の移譲についての迅速・円滑な準備を行うことができた。さらに、全庁的に権限移譲に向けた検討を重ねることで、職員の政策立案能力の向上にもつながった。</p>		
担当課 関連サイト	<p>広島市企画総務局分権・行政改革推進課 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1373516373942/index.html</p>		

100	予算要望から政策提言への移行		推進体制等 推進体制の整備等
団体名	徳島県	人口	785,001人
事例のポイント	<p>○ 徳島県では、地方分権改革により国と地方との関係が対等になったことを受け、従来型の国の予算に対する「要望・陳情」を、順次縮小、平成22年度には完全廃止し、県内の課題を解決するため、国に新たな制度の創設や改善を求める「政策提言」に変更。</p> <p>○ 政策提言の実施により、国と地方の関係について職員の意識改革も進み、「知恵は地方にあり」との積極的な姿勢から提言数は増加傾向（平成14年度：12件⇒平成24年度：160件）にあるほか、本州四国連絡道路の料金の見直しや食品の誤表示問題に対応するための都道府県の権限強化などの成果。</p>		
背景・目的	<p>徳島県では、かつては、他都道府県同様、国の予算の措置・配分を求める「要望・陳情」という形で、国に対して働きかけを行っていた。</p> <p>しかしながら、地方分権改革により国と地方との関係が対等になったことを受け、従来のような予算措置・配分を求める「要望・陳情」を順次縮小、平成22年度には完全廃止し、県内の課題を解決するため、国に新たな制度の創設や改善を求める「政策提言」に変更した。</p>		
内容	<p>「政策提言」は、現場の課題を熟知している地方が、国の対策をただ待つのではなく、「知恵は地方にあり！」ということで、課題解決に向けた具体的な処方箋を現場目線で検討し、国に対して積極的かつ主体的に提言することに、その意義がある。</p> <p>その好例と言えるのが、高速道路料金において、本州四国連絡道路の料金設定が割高であったことから、この是正を求める政策提言を行った例である。本提言は関西広域連合や全国知事会における提言にもつながり、平成26年4月からの全国共通料金の導入につながった。</p> <p>また、全国的な食に関する「誤表示」問題を受けて、景品表示法に基づく調査権限や命令権限に関し、都道府県の権限強化についての政策提言を行った。</p> <p>このような政策提言の内容については、一般の方の理解を得られるよう、ホームページ上で分かりやすく公開している。</p>		
効果	<p>「地域のことは地域から解決を図るべく提言する」という政策提言に関する職員の意識が向上したこともあり、提言数は増加傾向にある（平成14年度：12件⇒平成24年度：160件）。</p> <p>本州四国連絡道路の料金設定については、徳島県の提言も踏まえ、平成26年4月より全国共通の料金が適用（例えば、神戸西～鳴門間（普通車・平日昼間）の料金：5,450円⇒3,280円）されることとなり、観光客の増加などが期待される。</p> <p>また、食品の誤表示問題では、都道府県の権限強化に係る景品表示法の改正が実現したことにより、現場に密着した効果的な業者指導が可能となり、消費者にとって、分かりやすく適正な食品表示につながる。</p>		
担当課 関連サイト	<p>徳島県政策創造部総合政策課 http://www.pref.tokushima.jp/zokusei/seisakuteigen/</p>		